

第五章 入会山野と村の生活

第一節 近世農民の生活と入会地

一 入会地の重要性

「入会原に御座候て、田地養いこい草刈り申し候」(北殿区有文書)、「田畑肥しは入会山野にて草刈り肥しに仕り候」。(田畑明細帳)このように、江戸時代を通じて田や畑の肥料は山野の刈敷、および秣、褥草から作られる厩肥が主体であった。

ヨーロッパ中世の三圃式農業のように休閑地を持つて地力維持を図る方法と違って、我が国のように毎年同一の場所に作物を栽培し、しかも永続して生産力を維持してゆくためには、多量の施肥をすることが絶対不可欠の条件であった。

一反歩あたりの刈敷の使用量は少なくて一〇畝、多い場合には三〇畝を入れている例があり、畑作においては連作による地力の減退が顯著であるから、厩肥を大量に作ることは当時の農民の重大関心事であり、また努力点であったから、広い採草地を必要とした。「悪地場所にて御座候故、秣沢山御座無く候ては諸作生い立ち申さず……」(北殿区有文書)と述べているのは、この辺の事情を述べているものである。このように、当時の農民にとって採草地は農業を続けるための基礎であつて、採草地なくしては農業は成立しないというのが実態であつた。

入会地の重要性に関連して、百姓持林・草場の実態もみておこう。

当時の百姓持林・草場の保有状況を一部の村についてみると次のとおりである。

△南殿村(元禄一三年)

百姓持林 五町六反一六歩

百姓草場 一町八反九歩

計七町四反二五歩

一戸当たり平均 二反六畝一五歩

△田畑村(元禄一三年)

百姓持林 七町五反二畝一七歩

百姓草場 二町八反一畝二二歩

計一〇町三反四畝八歩

一戸当たり平均 二反四畝一八歩

△神子柴村(寛政六年)

百姓持林 六町八反四畝四歩

百姓草場 一町四反 一一歩

計八町二反四畝一五歩

一戸当たり平均 一反六畝〇五歩

これらの百姓持林・草場は、村落や耕地の周辺に散在しているが、一戸当たりの保有面積は林と草場を合わせて一反六畝〇二反六畝程度で、とうてい多量に必要とする刈敷や、一年中牛馬に与える秣を賄える面積ではない。また、表5-1は田畑村の林野の保有状況を段階別に示したものであるが、農家戸数のほぼ半数の者が自分の林野を持っていないのであつて、これらの農家はすべて入会林野に頼るより外に方法がないのである。

よつて、当時の農民の大部分は水田肥料としての刈敷および厩肥の

表 5-1 田畑村百姓林百姓草場保有状況
(元禄13年百姓林草場改帳…門屋文書より)

	林	草 場	林と草場
0	18戸	26戸	19戸
5畝以下	10	8	5
5畝～1反	4	3	3
1反～1反5畝	4	2	8
1反5畝～2反	3	2	3
2反～3反		1	1
3反～1町	1		1
1町～2町	1		1
2町以上	1		1
計	42	42	42

徴収を可能とする条件としての、採草地である入会地に対する関心が深く、近世初期盛んに行なわれた貢租増収になる新田開発さえ、直接本田の施肥量を減少させるものとして反対する地元農民の意見が出されると、それに耳を傾けざるを得ず、切添えによる新畑仕立て等から生ずる入会採草地の減少によって起きる訴訟に対しては、入会採草地の確保という主張を認める裁断をしている場合が多いなど、採草地の確保には細かい心づかいをしている。

入会地の利用は、採草地としての利用のみでなく、外にも農民の生活と深くかわりを持つている。それは、農民の住居の建築又は補修の材料としての用材、橋、水路、川除け工事等村普請に必要な用材、藤蔓等の資材の供給される場所であり、屋根材料としての萱もほとんど入会地の萱山から刈り取られている。

また、入会地は農民の日常生活に欠くことのできない燃料の供給場所であった。入会権を持った住民たちは、冬の十二月から翌春の四月ころまで薪山に出かけ枯木や枯枝等を採集し、また松の落葉などを掻

原料となる稗・褥草となる野草を入会山野から得ていたといえる。こうして、入会地の第一義は採草地としての利用であった。外に草木灰の原料の供給の場でもあったから、当時の地力維持という農業生産を継続させる基礎となる場所であった。幕府や領主も貢租の

き集めてきて、家の近くに積み、あるいはごみ屋に積み込んでおき一年中のいろいろやかまどで焚く燃料としたのである。

さらに、「牛馬飼場」という入会地名が示すように、文字通り牛馬の放牧飼育が行われたり、山菜や木の実の採取の場所でもあったのである。山菜や木の実やきのこなどは農民の食生活にうるおいを与えるのみでなく、凶作の年には「百姓給物一切これ無く、初春より木の根を掘り、諸草の青味を待ち兼ね当日送りに申し」というように、農民の飢えをしのぐ食物の供給をしてくれる場所でもあったのである。

入会地は、そこから流れ出る谷川や湧水を飲用水、または灌漑用水として利用し得る村落によって入会利用される場合が通例であって、入会地は水源涵養という重要な意味も持つていて、入会地の利用は昔からこの点について十分な注意が払われていることが資料にも多く残されている。

このように、当時の入会林野は農業生産にとって重要な意味を持つだけでなく、消費生活全般にわたってはかりしれないつながりを持つていたのである。

二 入会の成立と入会権の確立

入会とは、一定の地域に住む農民が古くからの慣習上の権利に基づいて、定められた山地や原野に入り会って一定の約束に従い、その木や柴草等を採取することを言い、その収益権を「入会権」という。そのような入会採取の行なわれている林野を入会山、あるいは入会野と呼んでいる。

このような入会がどのように成立し、そして、入会権がどのようにして確立したのだろうか。

古代律令制社会においては、山野は国有であるが、各人の自由な利

用にまかされており、農民はその山野の入会的利用が許されていた。荘園制社会においては、山野も荘園的領有の対象となり、しだいに私有化され耕地と連関して利用される関係が生まれた。すなわち、林野は耕地の従属物と考えられるようになったのである。当地は落原庄となり耕地と共に付近一帯の林野もその領主の領有となったと思われるが、人口も少なく耕地面積も少なかったこの時代では、農民の林野の利用は、かなり自由なものであったと考えられる。しかし、守護地頭が設置されてその勢力がしだいに伸長し、地頭請負、下地中分というような形で荘園領主の土地は押領されていき、やがて武士の支配する社会になってくる。鎌倉時代中期以降は、箕輪郷は藤沢氏が下地を管掌し、代々それを伝承していた。その配下としてそれぞれの地に小土豪や有力な主層が存在したであろうと思われる。小土豪や有力な主層たちは武士化して広い土地を持ち、隸属民を使って地主手作り経営をしており、その経営に必要な採草地としてかなりの分付山、あるいは地付山といわれるものを持っていたと考えられている。従属民はその従属関係に従って分付山や地付山を個別的に一定のわく内で利用していた。これ以外の余った広大な山野は惣山として村中に在住の無高、水呑み等の百姓も入会山として利用されたと考えられている。

このようにして、しだいに入会山野が生まれてきたと考えられるが、「北沢山の儀御領分村々入会い前々より相互自由仕り候」、「南沢の儀古来より私共村々入会い」、「往古より北沢、南沢両山相互に同様に入り来り申し候所」、「前々村々申し伝えを以て申し上げ候儀に付き入会と申す証拠書物もこれ無く候」、「以上北殿区有文書というように、往古よりの慣習であって、いつどのように入会権が成立したかということ明らかにすることは困難であるが、律令制社会ころまで山野や藪沢はその土地の人々の自由な利用ができたものが、土地の

私的領有の進展、人口密度の増大につれて、しだいに山野の利用に制限が加えられてくるわけであって、その過程の中で入会山野や入会権が逐次成立してきたものといえることができる。

一般の入会権の成立は右のように漠然としたものであるが、真虫平秣野（中野原の一部）については、入会権成立についての資料がある。それによれば、「文禄のころ（一五九二）九〇 沢尻村が亡村になったとき、その土地を飯田城主京極修理亮から隣郷の百姓に出作を仰せつけられた。そのとき隣郷の百姓が願い出て、真虫平秣野への入会を許されるようになった」（寛文九年御目安返答書 南殿酒屋文書）とある。

これは亡村になった沢尻の土地の出作を命じられたのを機会に、今まで入り会っていなかった秣野に入り会う権利が認められたということ、入会権成立の珍しい例で、一般には入会の由来は漠然としたものが多い。

近世初期、林野に対する領主権確立のための努力が行なわれていた。それは、次のような形で進められたといわれる。

1 地方地行者の林野の知行を否定すること。

2 林野の全面的蔵入れ地化のもとに、次の二つに分ける。

イ 農民の利用地

ロ 農民の利用を禁止する林野（御立山・御立林）

この場合、一挙に慣習を改めることはできず、農民利用地の中で地付山、分付山等の村落上層（旧名主層）の個別利用地を農民からの書き上げで認めるという実態に即応した方策を採らざるを得なかったといわれている。（古島敏雄著『封建農業史』）しかし、農村内部においては従属農民が自立化して小農生産が確立するようになり、これら小農等による山野利用権の要求が強まってくると共に、しだいに村中入会の制度が強化されて来たようである。

こうして、永い間の慣習上の入会利用が入会権として確立してくるのであるが、林野の領主権の確立と共に入会権も、単なる事実上の慣習としてだけでなく、領主権の認定したものとなってくる。それは、山論における裁定という形で認定されたものとなり、あるいは山手（山年貢）野手（野年貢）の納入という形で、領主や幕府から正式に入会権を認定されたものとする、などである。

百姓持林、同草場については元禄十一年（一六九八）当地方は領主板倉頼母代に一斉に検地が行なわれて、それ以来山年貢、草場年貢を納入するようになったが、入会山野については年貢を納入していなかった。これは、山野には耕地の検地に相当する過程が存在しないのが普通であり、領主の側からみた山野は貢租を納める田地の肥料供給源としての採草地であり、また、百姓の消費生活のための各種必需品の供給源であって、用材の伐採を制限しており、百姓がそこから販売収入を得る場所とは考えていない。したがって、耕地のように課税の対象とは考えなかったためであろう。

ところが、宝暦七年（一七五七）急に入会山野の水帳が作られ、翌八年から山年貢、野年貢の納入をすることになり、次のような文書が代官所に出されている。

△入会秣場の事

一、大芝原一か所 入会惣地元 百八拾壹町歩程

米一斗八升

神子柴村・田畑村・南殿村・北殿村・大泉村・同新田

羽広村・大萱村・南殿村・北殿村・久保村（注 後の三か村は太田

知行所分）

一、三本木原 入会惣地元 凡そ貳拾町歩程

米二升

神子柴村・田畑村・南殿村・北殿村・大泉村・同新田・大萱村
上戸村・中条村・与地村・久保村・南殿村・北殿村（注 同前）
一、中野原 入会箕輪（領） 凡そ百貳拾町歩程
米壹斗貳升

大萱村・上戸村・中条村・与地村・神子柴村・田畑村・南殿村・北殿村・大泉村・同新田・久保村・北殿村・南殿村（注 同前）
高遠領：御園村・山寺村・西伊那部村・東伊那部村・狐島村
一、上ノ溝原 入会惣地元 貳拾町歩
米貳升

神子柴村・田畑村・南殿村・北殿村・大泉村・同新田・羽広村・上戸村・中条村・与地村・大萱村・久保村・南殿村・北殿村（注 同前）

右入会秣場の儀此度御吟味に付き、御年貢仰せ付けられ候に付き右の通り書付け差し上げ候。箕輪領の儀悪地場所に御座候故、秣沢山に御座無く候ては諸作生い立ち申さざる場所に御座候て、御慈悲を以て右書付け指し上げ申し候通りの御年貢にて仰せ付け下され置き候様願ひ上げ奉り候。以上

宝暦七年丑十月

△入会薪山の事

（内容略）

宝暦七年丑十月

信州伊那郡箕輪領大泉村 名主五郎左衛門

与頭伝左衛門

〃 百姓代

（以下村名のみ記入）大泉新田・大萱北割・同南割・北殿・南

殿・与地・上戸・中条・吹上・田畑・神

子柴

（千桐屋文書）

さらに、村々から代官所へ差し出した書付けに基づいて仰せ付けられた年貢高を記入した請書と思われる次の資料がある。

入会山御年貢

御射山	七拾町歩	此の年貢米	七升
北沢山	貳百町歩	"	貳斗
中野原	百貳拾町歩	"	壹斗貳升
蔵鹿山	百七拾町歩	"	壹斗七升
三本木原	貳拾町歩	"	貳升
上ヶ溝原	貳拾町歩	"	貳升
矢ノ南入り	五町歩	"	五合
大泉所	百五拾町歩	"	壹斗五升
牛馬飼場	貳拾貳町歩	"	貳升貳合

右は、入会山原野御検地仰せ付けられ、名主組頭長百姓立合ひ取調べ差し上げ奉り候。此の度を以て御年貢仰せ付けられ畏み奉り候。

宝曆七十五年十二月

以上触元神子柴村名主孫市 大泉村名主 五郎左衛門

大萱村名主	六郎左衛門	大泉新田村名主	伝藏
田畑村名主	彦市	北殿村名主	左右衛門
上戸村名主	源右衛門	久保村名主	源右衛門
南殿村名主	作左衛門	与地村名主	忠右衛門

布施弥一郎様御役所

(中宿文書)

このように入会山野の検地は、検地役人が来て山野を実測して年貢を決定したのではなく、各村の名主・組頭・長百姓立合ひで取調べを行ない、その結果を役所へ報告するという略式の方法を採っており、年貢高は林野一町歩に米一合の割合で課されることになったのである。これによって、ここに名を連ねた村々は正式に該当の林野に入会

う権利を認定されたことになったわけである。

この検地により、今までの慣習上の入会の権利が、法による入会権にもそのまま認定されたわけであるが、その確定をめぐっていくつかの山論が発生している。また、入会権の確保と将来への保証をめざして、次のような興味ある資料が残っている。

恐れ乍ら書付けを以て願ひ上げ奉り候

当御領分村々の内入方地元南沢の儀、古来より私共村々入り会ひ、御料所箕輪領地元北沢山の儀、是又御領分村々入会い来り前々より相互自由仕り来り申し候。然る所御料北沢山の儀、当年より山御年貢仰せ付けられ御領分入会村々より飯島御役所へ御年貢上納致され候に付き、私共村々よりも御領分南沢山御年貢多少に依らず御上納仕り度く存じ候。相応御年貢仰せ付け下し置かれ候様願ひ上げ奉り候。往古より北沢南沢両山相互同様入り来り申し候所、南沢ばかり御年貢御上納御座無く候ては御支配違ひの儀につき、若し末々に至り入り会ひ差障り等の儀も出来仕り候ては難儀仕り候に付き、何とぞ御年貢当年より私共村々より御上納仰せ付け下し置かれ候様願ひ上げ候。

宝曆八年寅九月

布施弥一郎代官所伊那郡箕輪領

久保村・塩ノ井村・北殿村・南殿村・田畑村・大泉村・内藤大和守様	与地村・中条村・上戸村・大萱村・大泉新田村
---------------------------------	-----------------------

御奉行所 各村名主名略

(北殿区有文書)

これは、箕輪領の北沢山、高遠領の南沢山は、箕輪領の村々、高遠領の村々が相互に自由に入り会って来た所である。ところが宝曆八年より山手年貢を納めることになり、箕輪領北沢山の年貢は高遠領の村々から飯島役所に上納したのだから、私ども箕輪領の村々も南沢山の年貢を高遠御役所に上納したいので、年貢を多少なりとも申し付けて

欲しい。もし北沢山の年貢は高遠領の村々が納め、南沢山の年貢を箕輪領の村々が納めないでいては、御支配が違ふことでもあり、後日になって南沢山に箕輪領の村々が入り会ふことができなくなつては村々が難儀するから、年貢を上納するよう仰せ付けてくださいといふのである。この願ひは高遠御役所に容れられて箕輪領八か村で米式斗七升九合五勺を上納することになったが、年貢を上納することで入会権を公認してもらい、後々までそれを保証しようとしているわけである。なお、これに付随して、南沢山の年貢を米納にしたいと願ひ出したところ、米納の場合は地元村に納め、領収書は地元村から出るようになる」と申し渡された。箕輪領の村々としては後々の証拠となるよう高遠藩役所からの領収書をとっておく必要があると考え、高遠藩役所へ直接金納することにした資料が残っている。いかに当時の村役人が入会権の確保に熱心であつたかがわかる。

三 南箕輪に關係ある入会山野

入会の林野には次のような形態のものがある。

①個人所有地への入会い：分付山、地付山等への従属農民の入会い。

②村中入会い：一村の住民だけの入会い。(内山、内野、内原等と呼んでいた。)

③村々入会い：数ヶ村の村々住民の入会い。

④御立山・立野等に対する入会い。

本村内においては①の分付山等は中世や近世初期には存在したと思われるが資料がなく不明である。②の内山内原等は、例えば神子柴村の春日道下の鉢落窪原(一五町歩)、鳥居原(一二町歩)、田畑村の春日道下の小坂原(二〇町歩)、前宮原(一五町歩)等がそれであり、現在も田畑区には内原という字名が残っている。各村々多少なり内原があ

つて、その村住民の惣入会であつたが、その面積は大きくない。④の御立山・立野については、各村明細帳に「御林、立野等一切御座無く候」、「御林御座無く候」とあり、刈敷の刈取記録の中に「立山にて三六畝」という記述があるが、他に立山や立野に関する記録は全くなく、この地には立山、立野は無かつたと考えたい。したがって、当地における入会地の主体は③の村々入会いの入会地である。

入会地は前述の通り農業生産及び農民の消費生活にとって極めて大切な場所であるから、入会権の確保は村役の極めて重要な任務であつたのであろう。村の明細帳にはどの村も多くの頁を割いてこれを記録している。それらの資料に基づいて本村關係入会地を列挙すると次のようである。

△入会秣場

一、大芝原 面積百八拾壹町歩程 野手米 壹斗八升

入会総地元 入会村々 神子柴・田畑・南殿・北殿・久保

大泉・大泉新田・大萱・羽広

一、三本木原 面積凡そ貳拾町歩程 野手米 貳升

入会総地元 入会村々 神子柴・田畑・南殿・北殿・久保

塩ノ井・大泉・大泉新田・上戸・中条・与地・大萱

一、中野原 面積百貳拾町歩 野手米 壹斗貳升

地元神子柴村入会村々 大萱・上戸・中条・与地・神子

柴・田畑・南殿・北殿・久保・塩ノ井・大泉・大泉新田

一、上ゲ溝原 面積貳拾町歩 高遠領：御園・山寺・西伊那部・東伊那部・狐島

入会総地元 入会村々 野手米 貳升

神子柴・田畑・南殿・北殿・久保・塩ノ井・大泉・同新田・上戸・中条・与地・大萱

一、上ゲ溝原 面積貳拾町歩 高遠領：御園・山寺・西伊那部・東伊那部・狐島

入会総地元 入会村々 野手米 貳升

神子柴・田畑・南殿・北殿・久保・塩ノ井・大泉・同新田・上戸・中条・与地・大萱

一、牛馬飼場 面積貳拾貳町歩

野手米 貳升貳合

地元上戸 入会村々

上戸・中条・与地・梨ノ木・南殿
北殿・羽広・大萱・神子柴（外に
大泉・同新田・田畑・久保を加え
る）

一、北 原 面積（記載なし）

八か村総地元 入会村々

野手米
北殿・久保・南殿・田畑・吹上
大泉・同新田・大萱（外に木下
中曾根新田・富田入会い）

△入会薪山

一、大泉所 面積凡百五拾町歩

地元大泉村 入会村々

山手米 壹斗五升
大泉・同新田・中曾根新田・吹上
羽広・大萱・神子柴・田畑・南殿
北殿・久保・富田

一、蔵鹿山 面積百七拾町歩

地元羽広（総地元）村入会村々

山手米 壹斗七升
羽広・大萱・大泉・同新
田・神子柴村・田畑・南殿・北殿

一、蔵鹿山の内 面積五町歩
入会村々

山手米 五合
羽広・大萱・神子柴・大泉・同新
田・田畑・南殿・北殿・梨ノ木
（外に中条村殿屋敷を加える）

一、御射山 面積凡七拾町歩

地元与地村 入会村々

山手米 七升
与地・中条・上戸・大萱・北殿・
南殿・田畑・神子柴・久保（外に
大泉・大泉新田を加える）

一、北沢山 面積凡貳百町歩

箕輪領総地元入会村々

山手米 貳斗
与地・中条・上戸・大萱・大泉
同新田・北殿・南殿・田畑・神

子柴・久保

一、南沢山 面積凡貳百町歩
高遠領：御園・山寺・西伊那部・東伊那部・狐島
（神名沢、寺社平を含む）
山手米 貳斗

地元荒井 入会村々 御園・山寺・西伊那部・東伊那部

狐島

箕輪領：与地・中条・上戸・大萱・大泉・同新田

北殿・南殿・田畑・神子柴・久保

（千桐屋文書）

この中で地元村というのは、林野に対して地の利を占めていた村（主として山付きの村）、または、実際の必要に迫られて入会地に独自の工作を施して優位な使用権を得て来た村が慣行として確認され、その慣行の継続が地元村として認知存続をしてきたもので、山手米等をその地元村に集めて納入する場合もあった。また、入会の村々は時代によって多少異なり、山論等の結果後から入会いが認められたものがある。前の記載で入会の村々を並べた後に「外に」として村名が記入されているものは、後から入会権が認められたものである。なお面積は宝暦七年（一七五七）検地の際に入会村々役人立合い取調べによって差し出した面積で、江戸時代を通じてこの面積となっているが、実際の面積はこれよりかなり広い。

明治になって地租改正が行なわれ、明治八年、入会林野は民有地二種として入会いが継続されたが、その時の入会地の略図を示すと図5-11のようであり、面積は次のようにほぼ実態に近くなっている。

北 原 四一町四反 大 芝 三五〇町二反八畝

二町四方 四町八畝 三本木原 六〇町七反三畝

中野原 三〇五町二反八畝 上ゲ溝原 二五町七反七畝

上ゲ溝原 四六町六反七畝

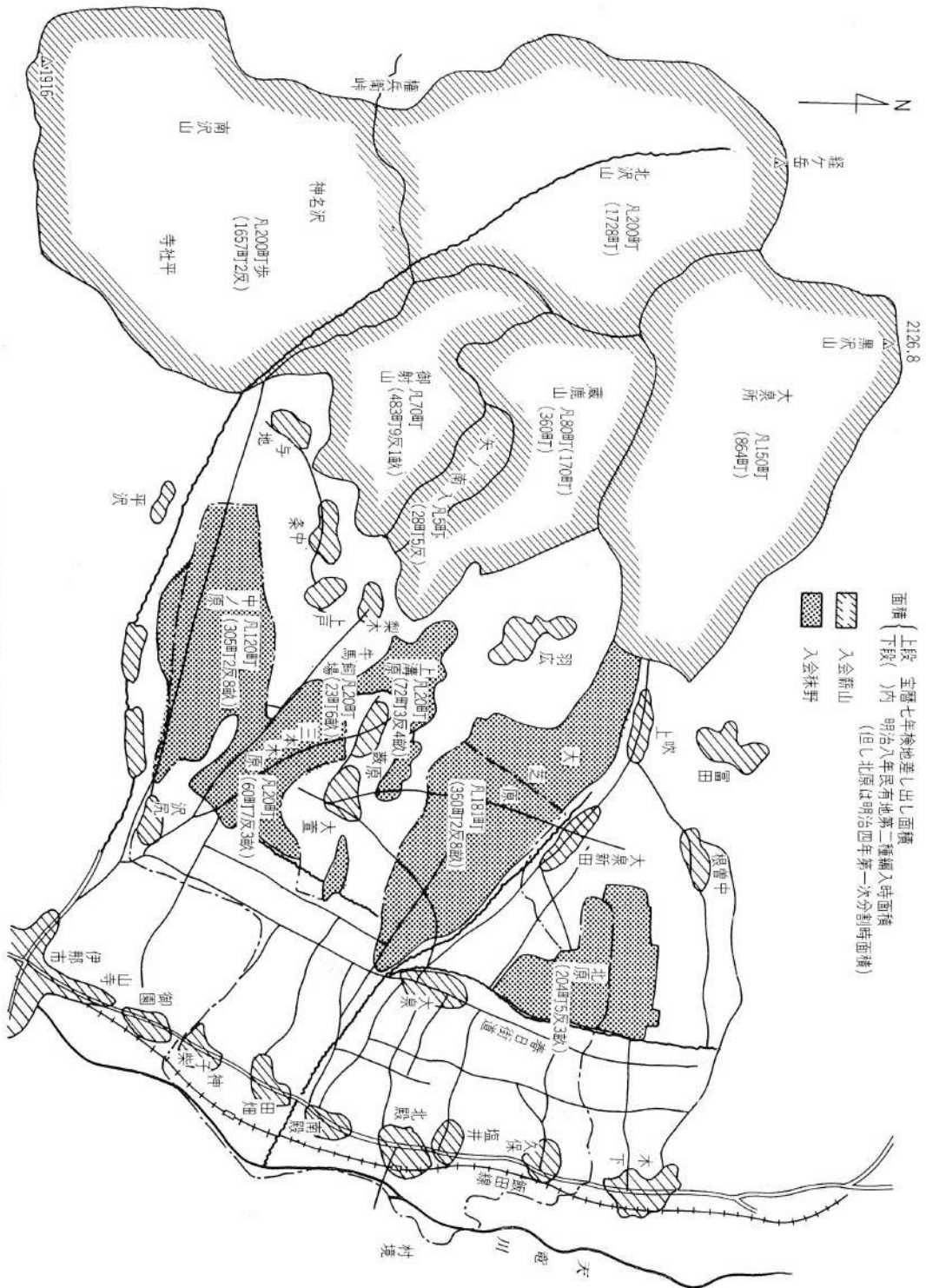


図 5-1 南箕輪に關係のある入会山野略図

第1節 近世農民の生活と入会地

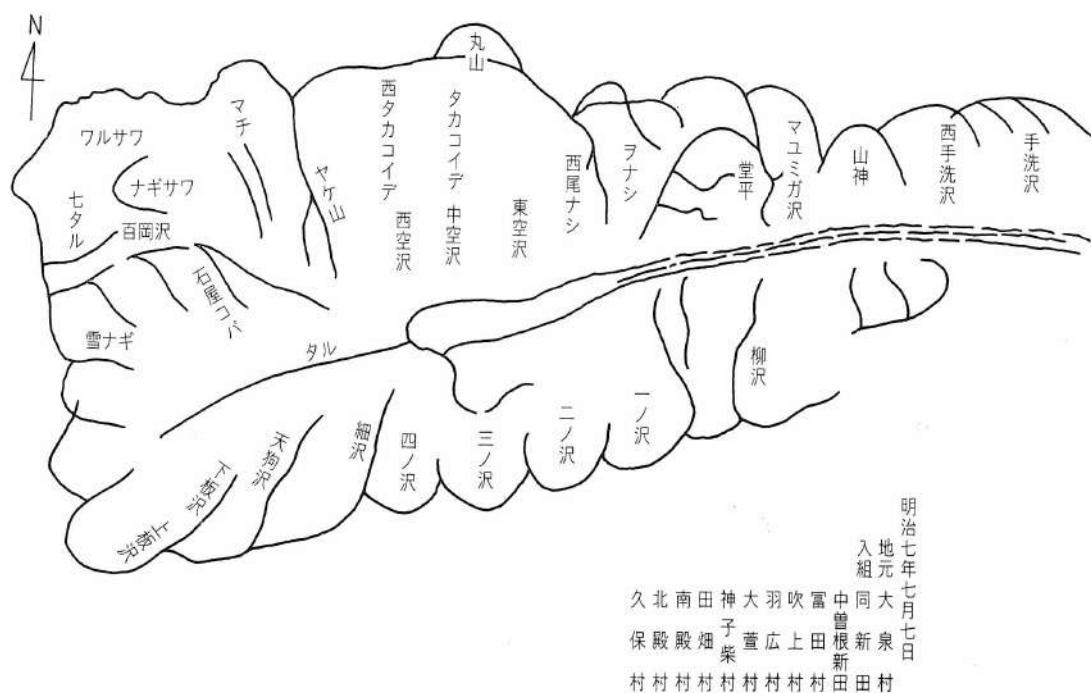


図 5-2 大 泉 所 略 図

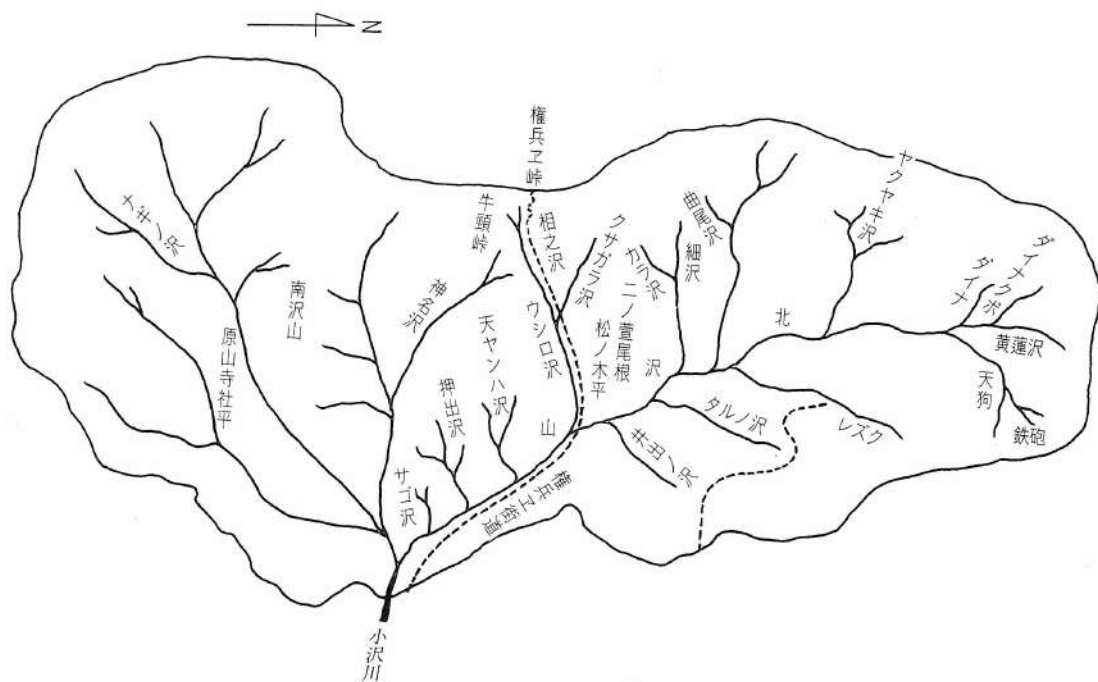


図 5-3 北沢山・南沢山（神名沢寺社平を含む）略図

牛馬飼場 二三町六畝

北沢山 一七二八町

藏鹿山 三六〇町

藏鹿山の
矢ノ南入り 二八町五反

南沢(神名沢を含む) 一六五七町二反 大泉所 八六四町

御射山 四八三町九反一畝

注 (北原は明治四年分割後の面積である)

四 入会山野の利用の定め

入会山野がどのように利用されたかをみると、江戸時代初期の段階では資料に乏しく詳細は不明であるが、かなり自由な入会地利用が行なわれていたと考えられる。

ところが、人口密度の増大と共に中期以降になると入会地の利用について各種の制限が生まれてきている。江戸中期の入会地利用について、広範囲に利用法を定めた正徳六年(一七一六)の「相定め申す証

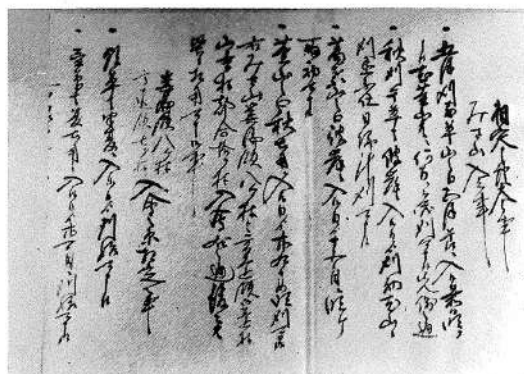


図 5-4 正徳6年入会山相定め申す證文の事(部分)
(鎌屋文書)

文の事」がある。入会地利用規定として初期の重要なものであるから、その全文を掲げることとする。

相定め申す證文の事

△御射山入りの事

一、五月刈敷草山の口五月節に入り候前日明け申し候。尤も萱山共に何方にても刈り申す可く候。先例の通り。

一、秋刈り草は彼岸入り候日より刈り始め、尤も山に刈り置き仕らず日帰りばかり刈り申すべく候。

一、葛葉山の口、彼岸に入り候日より十五日目明け、取り始め申す可く候。

一、萱山の口、秋土用に入り候日より廿九日目明け、刈り申す可く候。

右御射山箕輪領八か村と高遠領御園村・山寺村都合拾か村入会右の通り後々共堅く相用い申す可く候。

△箕輪領八か村
高遠領七か村入会原相定めめの事(注 中野原)

一、半夏入り候日より朝草刈り申す可く候。

一、星草は、土用に入り候日より廿一日目刈り始め申すべく候。

△右同断北沢山相定めめの事

一、五月刈敷草、五月節に入り候日より刈り申すべく候。

一、夏昼草は、原口山神より大坂尻迄の内、夏土用に入り候日より廿一日目に刈り始め申す可く候。大坂尻より奥山一切刈り申す間敷く候。

一、秋刈り草彼岸に入り候日より刈り始め、尤も山に刈り置き仕らず日帰りばかり刈り申す可く候。但し、大坂尻より水無迄日向は二歳ヶ沢西尾根切り、夫より奥は萱山に立て置き一切刈り申す間敷く候。

一、萱山の口、秋土用に入り候日より三拾日目明け刈り始め申す可く候。

△右同断神名沢相定めめの事

一、北沢山の神よりすすき嵐迄日影共に、半夏に入り候日より朝草刈り始め申す可く候。

一、右場所昼原草は土用に入り候日より廿一日刈り始め申す可く候。すき嵐より奥は一切刈り申す間敷く候。

一、秋刈草はすき嵐より屏風岩迄、彼岸に入り候日より、刈り始め申す可く候。尤も山に刈り置き仕らず、日帰りばかりに刈り申す可く候。屏風岩より奥は萱山に立て置き一切刈り申す間敷く候。

一、萱山の口、土用に入り候日より三拾日目明け刈り申す可く候。但し秋土用のことなり。

一、御射山・神名沢・南沢山共に、稼ぎとして売り薪木、売り材木、板子諸道具、売り刈敷草入会の村へは格別、入会の外には一切売り申す間敷く候事。

右の通り村々相談の上相定め置候故は後々共に堅く相用い申す可く候。若し申し合わせ候儀相背き候もの候わば、相互に見合い次第に鞍・諸道具押さえ取り申す可く候。万一右に申し合わせ候儀末々に至り難儀仕り候儀も候わば、村々相談の上然る可き様に仕る可く候。後日の為取替わし証文件の如し

正徳六丙申年

五月十二日

箕輪領八か村

与地村 中条村

上戸村 大萱村

大泉村 同新田

神子柴村 田畑村

南殿村 北殿村

久保村

高遠領七か村

(村名略)

(鎌屋文書、『県史資料四巻』)

このような入会地利用に関する規定は、それぞれの入会地ごとにしばしば取り決められており、それに基づいて入会地の利用が行なわれ

たと考えられるが、資料として現われたものにもとづき具体的な利用の姿を見てゆくことにしよう。

(一) 山野草の刈り取り

入会地が当時の農業生産および農民の消費生活に極めて重要な場所であることは既に述べたが、そのうちでも重要な意味を持っていたのは、いうまでもなく肥料源となる刈敷と稗類である。

1 刈敷刈り

刈敷は春草ともいわれ、水田の肥料として田植一七〇八日前、陰暦五月の節(芒種)に入る前後ころから山の口明けを待って刈り始めるが、主として御射山、大泉所、北沢山、南沢山、神名沢等で刈っている。刈敷草は山の下草はもちろんであるが、若葉の伸びた木の小枝を鎌を引つ掛けて折るように刈り取るので、ならやくぬぎの若葉は好適な刈敷であった。山の口明けは地元村から各村々へ次のような回状が出され、それによって刈敷山に登って刈り始めるのである。

出され、それによって刈敷山に登って刈り始めるのである。

覚え

一、御射山入り刈敷山の口来る

廿八日明け申し候。

一、北沢山の口来る廿九日明け

申し候間、左様思召し成さる可く候。

尤も前方の通り泊り、刈り置き一切成さる間敷く候、以上。

亥ノ四月廿五日 神子柴村名

主

田畑村・南殿村・北殿村・久

図 5-5 蔵鹿山山ノ口明け回状 (中宿文書)

蔵鹿山山ノ口明け回状 (中宿文書)

保村・塩ノ井村・大泉村・同新田・大萱村・上戸村・中条村・与地村
右村々御名主衆中

(中宿文書)

それでは、どのくらい刈敷が刈られただろうか、田畑村の一有力農家の記録をみよう。

已年刈敷刈り

已植日十五日前(注旧四月廿七日)に刈敷山に登る。

中 五月十六日

三才山(御射山)入り

五月二日に明く

北沢

五月三日に明く

養(蔵)鹿

五月七日に明く

立山 七拾五だん

野山 三拾二だん

ノ 百七だん

是の外は里

大清水拾七駄(注だん)

道端 貳拾壹だん

堤下 六だん

足窪 拾貳だん

(門屋文書)

これは、江戸時代中期の例であるが、田植一五日前から共同の入会地で一〇七だん、内原か個人所有の林草場であるか判明しないが里で五六だん、計一六三だん(束数で九七八束)を刈り取っている。御射山や北沢山等からの刈敷の運搬も大変なことであった。一日三回運びとして七五駄の刈敷を三頭の馬で運んでも八・三日もかかるのである。なお、一頭の馬では田植え期日に間に合わないほどの量である。なお、ここに掲げた山の口明けの回状の御射山、北沢山は泊り刈りは禁止しているが、このような禁止条項が入っているということは、それ以前

は泊り込みで刈敷刈りが行われたことを考えさせ、宝暦一四年(一七六四)の「入会山原申し定め」では、御射山の「刈敷山泊り一夜限り」と定めており、以前にはかなり多くの日数泊り込みで刈敷刈りが行われたことがわかる。

2 朝草刈り

朝草刈りは夏草刈りとも言われ、次のように規定されている。

「半夏に入り候日より朝草刈り申す可く候」(正徳六年中ノ原)「朝草は五月中(夏至)に入る日より五日目刈り始め申し候」(宝暦一四年大泉所・北原)「半夏より秋彼岸迄朝草刈り取り候」(文政元年大芝原)

このように、田植え終了後間もなく六月の末か七月の初めころから朝草が刈り始められる。主として秣場といわれる中野原・三本木原・上ヶ溝原・大芝原・北原等で刈り取られるが、薪山といわれる大泉所でも「朝草は北まゆみの沢、南は一ノ沢切り、奥は一切入り申す間敷候」として場所を指定して刈っている。

朝草は、牛馬の餌とするだけでなく、褥草として厩肥を生産することを大きな目的としていた。牛馬を飼っている農家は相応より広く厩を造り、地面を一mほど掘り下げてその中に牛馬を入れて飼う。朝草として刈って来た秣は多量に厩に投げ込んで餌とすると同時に褥草とし、秣を投げ込む場所をたえず変えて厩の隅々までよく踏ませるようになった。投げ込まれた秣によって踏み固められた褥草面はしだいに高くなるが、夏の土用ごろにはこれを荷い出して堆積し、二・三度切替えをして腐熟させ、麦作用の肥料とするのである。

夏の土用以後の褥草は翌春作の肥料となるが、彼岸ごろまで毎朝、朝草を刈って、出来るだけ多くの厩肥を作ることが精農の要件であるといわれ、農家は競って朝草刈りに精を出した。

できるだけ多くの厩肥を作るために、朝草と称して遅くまで刈って

いた人もあったらしく、宝暦二年（一七五二）中野原秣場について「半夏六日目より秋彼岸限り一人にて馬一匹宛、四ツ（午前九時〜十二時）迄に付け出し申す可く候、四ツ過ぎに付け出し申す者見付け次第其の者押さえ、其の村一切入れ間敷き事」というように馬の数と時間を制限し違背すればその村全体の入会いを止めるといふ強い罰則が定められている例がある。

3 秋の干草刈り

「秋刈草は彼岸入り候日より刈り始め、尤も山に刈り置き仕らず、日帰り斗り刈り申す可く候」というように、朝草が彼岸入りころまでで終り、その後直ちに秋の干草刈りが始まる。主として御射山・北沢山・南沢等刈敷を刈り取った薪山で刈られた。これは冬季間における牛馬の飼料と褥草に用いられるもので、勿論、藁や麦・粟・稗等の稗も使われるが、長い冬季間の牛馬の飼育には多くの干草が必要であったと思われる。「昼草は土用に入り候日より廿一日目より刈り始め申す可く候」とあるのも、刈り始めの時期が秋彼岸入りころであることから、秋の干草刈りのことであると思われる。なお、これらの秋の干草刈りはすべて日帰りで行うことを定め、刈ってその場に干して置くことも禁じている。

4 葛葉取り

葛は豆科の植物であつて栄養分に富み、牛馬の飼料として貴重なものである。そのため他の野草と区別して、「葛葉山の口彼岸に入り候日より十五日目明け、取り始め申す可く候」、「葛葉山の口の儀秋彼岸明けより七日の間前々通り相談懸け以って山の口明け、入り方村々一同に葛葉取り申す事」というように、葛葉採取だけ山の口明けの時期を特別に定めて採取している。牛馬を飼育している農家は貴重な飼料として競って採取をしたと思われる。

5 萱山

萱は肥料や秣としての利用でなく、住居の屋根材とし住生活上の必需品であり、主として大泉所、御射山、北沢山、南沢山等で刈り取っている。「萱山の儀屏風岩より奥は萱山に立て置き、それより前は志っぺい沢共に草山に刈り申す可く候」（南沢山）「いでの沢流れ切、日影は二ノ萱西尾根切、奥は萱山に仕立て置きそれより前は草山に刈り申す可く候」（北沢山）というように、一般に薪山の奥の方を萱山として、そこでは昼草、秋干草等を刈らないようにしている。萱山の口は通常「秋土用に入り申す日より三十日目に明け刈り始め申す可く候」、「秋土用明け五日目より刈り始め申す可く候」という山の口明けの触れを待って刈り始め、それ以前の刈り取りを禁止している。屋根の葺き替えになると多量の萱が必要であるから毎年の萱山で刈り蓄えておくか、他人から買ったたりするが、それでも充分に準備することは困難で萱無尽を立てたりしたようである。

(二) 薪の採取と用材の利用

薪は、日常生活に必要な欠くべからざるもので、薪山で採集した。枯木、枯枝、落葉などで、かなり自由に採集できたらしく、正徳以前には何等制限らしき規定は残っていない。しかし、宝暦一四年（一七六四）になると、「入会山原申し定め」の中に次の規定が出てくる。

北 沢一薪 冬泊り十一月節（大雪）に入る日より一五月中、付け運び共に。

一薪 春泊り彼岸入る日より三十日中、付け運び共に。

大泉所一薪 冬泊り十一月節に入る日より十五日中、付け運び共に。

一薪 春泊り三月節（清明）に入る日より十五日中、付け運び共に。

これは、地元村々立ち合いの上の申し合わせであるが、薪山は初冬と初春の二回を中心に採集されたようであって、しかも、一二月と三月という寒い時期に山に野宿をして採集したことを示している。

用材（青木）は、正徳以前の段階では青木（常緑針葉樹）の類が用材としてどのように利用されたか明らかでないが、正徳六年（一七二六）の「相定の證文」（前掲）の中で、入会地で稼ぎとして売材木、板子をとる人があり、入会村々の人への販売は良いが、外村へは一切売らないこと、という記載があるところから考えれば、自家用ではかなり自由に利用できたと考えられる。しかし、時代が進むにつれてしだいに制限が強化され、明和七年（一七七〇）「大泉所山の儀村々稼ぎ山の事これ有り仕り尽山に相成り候に付き」として、次のような規制が生まれた。

一、青木並びに稼ぎ山の儀は止め山仕り候事。

一、手前の家作入用の筋は其の趣大泉村に相達し、伐り取り申す可く候。

持山に伐り出し候者は、其の村名主に付け届け、一人過料五貫文ずつ入会村々へ指し出し申す可き相定めに御座候。

（中宿文書）

文政九年（一八二六）になると、次のように改められた。

一、青木の儀は、先々より留め木候処近來猥りに伐り取り或は立木の皮むき候者これ有り不埒の段に候間、銘々村内へ厳敷く申し渡し、以後右体の儀これ無き様致す可く、若し相背き候者これ有り候わば是又一同壺か年は入山留め申す可き事。

附、青木柱位は少々入用御座候節は、大泉村へ相届け、其の上入会村々大泉村より廻文出し次第に致すべき事。

（中宿文書）

文政一一年になると次のように変更され、違背者個人に対する罰則

が強化されている。

一、青木類留め山にこれ有り候処、近年猥りに角木・長木・桶樫・屋根板・板子等の山稼ぎ致し、木候儀、猶又生木の皮むき甚だ不埒の儀これ有り候間、以来右体の儀、或は流木等致し候者は見付け次第諸道具差し押え大泉村へ申し届け、入会一同申し定めを通り木品大小に応じ代金差し出し候上、五か年違背の当人入会い致させ間敷き事。但し、よんどころ無き入用に付き柱以下は帰りに伐り取り候儀は勝手たるべき儀に致す可き事。

（中宿文書）

他の薪山については資料不足で明らかにし得ないが、制限は大泉所同様しだいに強化されたものと考えられる。

（三）稼ぎとしての入会地利用の制限

入会地は農民の稼ぎの場としてもかなり利用された。特に無高や小高の百姓は農業だけでは生活を支えることができないので、他に何らかの稼ぎをしなければならぬのだから、入会山は格好な稼ぎ場所であったと思われる。しかし、自由に入会で稼ぎ仕事をする、入会地本来の利用が保証できなくなるため、早くから稼ぎ山については制限が加えられている。

前に述べたように、稼ぎ山は認めているが、その売り先は入会の村々に限ることになっている。入会地が入会の村々の田地の肥料供給源であり、その村々の生活資材の供給場所であるという原則から当然の制限であろう。

宝暦二年（一七五二）になると、北沢山にては「泊りかせぎの儀一切仕り間敷く候事」、「秋彼岸山泊りかせぎ一切仕り間敷く候、その日限り、刈りの干し一切仕り間敷く候」として、稼ぎとして山に泊ることを禁止しており、また、先にみた通り青木類「若し持ぎ山に伐り出

第1節 近世農民の生活と入会地



図 5-6 近世における入会山野の利用模式図

し候者見出し候わば過科五貫文と一年間その村の入会を停止するといふように、稼ぎ山に対する大泉所山の制限はきびしくなっている。

(四) 入会地利用の模式図

これまでに、入会地の薪山、秣野のそれぞれの時期の江戸時代における利用の仕方を述べてきたが、これを模式的に図示すると図5-6のようになる。

図によってわかるように、春三月の彼岸入りにからまず薪山での春の薪取りが始まり、五月の下旬からは最も忙しく重労働である刈敷刈りが始まる。田植えの直後から秋の彼岸までは毎朝、朝食前の朝草刈りが行なわれ、秋彼岸からは秋干草刈り、続いて葛葉取り、萱刈りがあり、一二月からは冬の薪山が始まる。これらの入会地での作業には泊り込みで行なわれることもあり、年間を通じて労働延べ日数はどの農家も非常に大きいものと考

えられる。

このように、近世における入会地と農村生活との間には極めて密接な関係にあることが理解できよう。

第二節 入会地の争論

一 入会地争論の概要

江戸時代を通して入会地の争論は各地で頻繁に起きていたが、当地域でも残された資料に記されている主な争論を示すと表5-2のようになり、多くの争論がおきている。

入会地は田や畑の肥料供給源として、高請地に対する貢租を負担する基礎となる場所であって、特に年々高率な貢租を村として共同責任において負担しなければならないので、村の高請地の肥料は村として確保しなければならないことになるから、入会地争論は多く、採草用益の確保をめぐる村の全力を傾けて争われている。

表5-2 入会関係出入り(争論)年表(本村関係のもののみ)

出入(争論)場所	暦年	内容の概要	資料
真虫平秣場 (中野原)	寛文六(一〇) (二六六)七(七〇)	小沢村より新畑・新林仕出し算輸領高遠領境界不明にて争論、江戸にて公事、裁許状絵図面頂戴	◎清水家文書 北殿区有文書
鳥居原	天和四 (一六八四)	神子柴村鳥居原を内原と主張・内原と入会地との境界不明として関係村々と争論 未落着	○北殿区有文書
北原	元禄二 (一六八九)	北原に対し富田村中曾根新田入会権を主張 神文を提出して入会権を認めらる	◎大宗館文庫
同右	宝永一(四) (一七〇四)七	北原に対し木下村入会権を主張 入会権を認められる	◎
中野原・三本木原 (元文五(寛保二) (一七四〇)四二)		大萱村より中野原・三本木原・大芝原に新畑・林	◎千桐屋文書他

中野原秣場	寛延元 (一七四八)	日影村が沢尻村の木を伐り、沢尻村が日影村の鞍鎌を押し取争論となる 役所へ訴訟 内済 飯島	○北殿区有
同右	寛延四 (一七五二)	上戸・中条両村より中野原に新畑・林仕出し飯島役所へ訴訟 暖証文取替わし内済	○中宿
同右	宝曆二 (一七五二)	沢尻村より畑・林仕出し飯島役所へ訴訟 証文取替わし内済	○北殿区有
御射山薪山	〃	上戸村が御射山へ大泉村の入会を拒否 飯島役所へ訴訟 和熟内済	〃
鳥居原秣場	宝曆八(一一)? (一七五八)	神子柴村が鳥居原を内原と主張し出入りとなる 江戸表にて内済	◎
御射山・矢ノ南入 牛馬飼場	宝曆七(八) (一七五七)五八	山原年貢仰せ付けられ入会権確定をめぐって出入り飯島御宿にて内済証文取替わす	○中宿文書
南沢・神名沢薪山	宝曆八 (一七五八)	年貢納入に伴い神名沢を明記することと訴える年貢納入が認められ願の通りとなる	○北殿区有
中野原秣場	安永五(七) (一七七六)七(七八)	小沢村より畑・林仕出し飯島・高遠両役所へ訴えしる 取扱い済口証文取替わす	〃
同右	安永四(五) (一七七五)七七	伊那郡山道南入会地、小沢村内野と新たに申立てる 裁許に従う	○鎌屋
三本木原秣場	天明五 (一七八五)	三本木原一部大萱分と申し立て争論となる	○千桐屋

第2節 入会地の争論

南沢山の尻平沢	寛政一二 (一八〇〇)	南沢の尻平沢は西伊那郡の内山であるとする主張と論となる	〇	〃
大芝原秣場	文政元 (一八一八)	羽広村大芝原へ畑・林仕出し入会地の林木切払い等の所業あり出入りとなる	〇	北殿区有
寄合新田周辺	文政一一 (一八二八)	寄合新田より付近に畑林切添仕出し内済寛文の墨付きに従う、一部金で弁償	〇	中宿
三本木原秣場	天保一〇、一一 (一八三九、四〇)	三本木原の内大萱村地先六町歩余の処置につき南殿村より訴訟、示談内済寛保二年の裁許に従う	〇	久保大東
大泉所山薪山	天保一二 (一八四二)	大泉所入会地と吹上村との境争論	〇	中宿
三本木原秣場	天保一三 (一八四三)	三本木原入会地への境切り出し	〇	〃
大泉所山薪山	天保一五、弘化四 (一八四四、四七)	大泉所たる馬入れ道について争論(入会地利用形態)江戸表に訴訟、示談内済	〇	〃

◎印 江戸奉行所まで出訴しそこで裁許又は和談内済せしもの

○印 地方の役所に出訴解決せしもの

表5-3に見るとおりかなり早い時期から争論が起きているが、早い時期の争論は入会権の獲得確保のための争論が多い。天和四年(一六八四)の鳥居原が内原が入会地かを争った出入り(当時争論を出入りといった)、元禄二年(一六八九)の北原に対する富田村、中曽根新田両村の入会権の主張、宝永元年(一七〇四)の同じく北原に対する木下村の入会権の主張等がそれである。

次は、入会地に対し付近の村から切添え等による新畑、新林の仕出しによる入会地面積の狭小化に対する、他の村からの抗議による争論

である。元文五年(一七四〇)の中野原、三本木原、大芝原への大萱村からの新畑、新林の仕出しによる争論、寛延四年(一七五二)中野原へ上戸村、中条村からの仕出し、安永四年(一七七五)同じく中野原への小沢村からの仕出しに基づく争論等がそれである。この形の争論は江戸時代中後期を通じて最も多く発生している。

宝暦七、八年(一七五七、五八)の争論は、同七年に新たに山野の改めを行ない、その年貢を納入することになったことに伴い、入会権の確認をめぐって起きた争論であって、先に述べたとおり従来からの入会慣行が幕府や領主と、村との間に公的に確認されることになるが、村々の間で入会慣行の認識に若干のくい違いがあつて争論が起きている。宝暦七、八年の御射山・牛馬飼場・矢の南入りについて入会村々の確定、入会様式を定めた証文が取り交わされており、宝暦八年の鳥居原の争論、同年の南沢、神名沢に関する願い書等はこの例といえる。

これらの外に、特殊の例として天保一五年(一八四四)の大泉所の争論のように、入会地の利用形式、内容をめぐる争論も生まれている。

以上のように争論の内容はさまざまであるが、その多くは代官所へ訴え出てそこで裁きを受け、または、二、三の隣村の村役人や年寄等有力農民の仲介が入り、その扱いによって熟淡内済という形で証文を取り交わして落着するが、中には江戸奉行所まで訴訟を起こし(公事)、数年の歳月を費してようやく解決しているという例もある。江戸表へ出ての公事ともなれば、関係者が何人か江戸まで出向く旅費や、かなり長期にわたる滞在費などの訴訟費が多くかかり、農民の負担は大きくなる。したがって、中には「北殿村の儀往古より右原に入会い来たり候え共、困窮故出訴難儀に存じ奉り候に付き、右原入会を離れ申す

所存にて入方村へも断り相立て出入りに相加わり申さず候、これに依り出入出銭等も差し出し難く……」(北殿区有文書)というように、困窮を理由に出入りからおりて入会権を放棄するといった例(鳥居原)も生まれるが、多くの場合村内はもちろん、各村々は「此の以後右出入りに付き御役所は申すに及ばず江戸御奉行所迄御訴訟に罷り成り候共、右出入りに付き路用その外諸入用……先格を以って遅滞無く□□差し出す可く候。万一右出銭遅滞に及び候村方御座候わば右論所の義は勿論外入会山原へも一切入会い相退き申す可く候……」というように誓約をして結束を固め、長期に争論も闘い抜いている。これは、租税負担を通して共通の利害に結ばれ、他の村の侵害に対しては共同して必死になって自村の権利を守ろうとする強い執念が、繰返し起こる争論にもかかわらずその困窮に耐えて闘わせたと考えられるのである。

また、幕府は貢租の絶対額を殖やすため、耕地の拡大に意欲を燃やしているが、開墾の対象地域がしばしば開墾しやすい平地の秣野に向けられる。秣野が開墾されることはそれだけ肥料供給の場所が減少することになるので、既存の農民はその開墾に反対することになる。左にその資料を掲げよう。

秣野入会村々相定めめ事

一、此の度飯島御役所にて仰せ渡され候は、入会秣野大芝原・三本木原・上溝原此の三箇所原の内にて、三拾町歩程新開致し候様仰せ付けられ候。此の儀只今迄有る成りの野山にても秣等刈り尽し、古田畑養いも末々不足致し、然る所に右新聞御請け致し候ては弥々以って古田畑養い不足致し、惣百姓困窮の基に御座候。然る上は、此の度御役所にて何分仰せ付けられ候共、右新聞御請け相成り申す間敷く候。これに依り入会村々の内にて長百姓並びに水呑等に至る迄、右新聞御受け一切仕の間敷く相定め候。若し少し成り共新聞御受け仕り候村方これ有り候

秣野入会村々相定めめ事
一、此の度飯島御役所にて仰せ渡され候は、入会秣野大芝原・三本木原・上溝原此の三箇所原の内にて、三拾町歩程新開致し候様仰せ付けられ候。此の儀只今迄有る成りの野山にても秣等刈り尽し、古田畑養いも末々不足致し、然る所に右新聞御請け致し候ては弥々以って古田畑養い不足致し、惣百姓困窮の基に御座候。然る上は、此の度御役所にて何分仰せ付けられ候共、右新聞御請け相成り申す間敷く候。これに依り入会村々の内にて長百姓並びに水呑等に至る迄、右新聞御受け一切仕の間敷く相定め候。若し少し成り共新聞御受け仕り候村方これ有り候

図 5-7 新聞拒否のための秣野入会村々相定めめ事

わば右三か所は勿論外の入会野山にも一切入れ申す間敷候事。

(中略)

明和壬辰年七月八日
神子柴村 葛右衛門
田畑村 伝四郎
外六か村(略)
(塩ノ井大東文書)

これは、飯島役所から大芝原、三本木原、上ヶ溝原のうちで三〇町歩ほど開墾するように仰せ付けられたが、この

秣野に入り会っている八か村の代表が集まって相談をし、この開墾の要請を、古田畑の養いが不足して百姓が困窮をする基になるという理由でこれを拒否することにし、さらに、もしこの約束を破って一村たりとも役所の要請を受けるような村がでたら、その村はこの三か所の秣野のほか、他の入会野山にも入らせないという罰則を定めた申し合わせである。

この結果がどうなったか資料の上では判明しないが、たとえ支配者である幕府の役所の命令であっても、幕府に納める貢租を生産する古田畑を養うに必要な入会地を守るという大義をもって、村々は団結してこれと闘ったのである。

二 主要な入会地争論

(一) 真虫平の公事と裁許

寛永一三年（一六三六）ごろから、鳥居原・中野原・御射山・北沢山等の入会山原について、箕輪領と高遠領の農民の間で小ぜり合いが起きていた。それは、箕輪領内である鳥居原において新畑が開かれ、その新畑に対して高遠領民が入会地が減少するとして、牛馬をわざと入れて新畑の耕作を妨害することがあった。また、高遠領では保科肥後守の代に小沢入りで金鉱が掘られるようになり、そのため新家が立てられて真虫平の入会地に七畝ほどの新畑が開かれた。箕輪領はこれに抗議して新畑を押さえたが、高遠藩奉行から箕輪領奉行に対して新田の者を救うための多少の新畑の開発を認めるように強い要請があり、箕輪奉行衆はこれを容認した。ところが、その後もひそかに新畑の開発が進められて、国替で高遠藩主が鳥居主膳になったころには、その面積は三町四反ほどに増大していたのである。

このような状況下で、寛永一五年（一六三八）四月一八日より、箕輪領百姓は番人をつけて前記四か所の入会地に対して高遠領の農民の立入りを阻止することになった。この措置によって高遠領の御園村・山寺村・東伊那部村・狐島村の四か村は江戸奉行所へ目安状をもって訴え出た。こうして、大きな公事となったのであるが、箕輪領からは佐生次右衛門が数人の事情をよく知った農民を召し連れて奉行所に出頭、松平出雲守の前で両者が対決し、事情をよく調査の上で山原の大方の問題は解決したが、真虫平の問題は高遠領前領主保科肥後守次第というところになった。そのため、山形の最上へ行ったが、そこではかすかべの庄屋扱いとなり、神慮が行なわれて双方次のような手形が交換されることになった。

一、今度山原の出入りについて江戸まで罷り下り、松平出雲守様御前にて様子互いに申し上げ、山原の儀は済み申し候。道より北の内式町四方の内入相に定め申し候事実正也。

一、まむし平済み申さず、ついで保科肥後殿御口次第と御済みなされ候。付いて最上へ下り申し候てかすかべの庄屋宿のてい衆あつかいて、高遠衆神慮成され候わば高遠御領分にきわめ、みのわより神慮成され候わばみのわ領分にきわめ申すべく候。

但し神慮高遠領にきわめ申し候。此の手形次第にてたがいにはよりかへし申し候。

其の為手形件の如し

寛永拾五年

寅十一月九日

城倉内蔵助[㊦]

唐沢甚右衛門[㊦]

かすかべのせう人
せきや次兵衛

同 治左衛門

天嶋弥吉殿
倉田勘兵衛殿

清水介之丞殿

右表書きの通り相済む者也

寅の十一月十五日

長坂因幡守[㊦]

（南殿酒屋文書）

このようにして出入りはいったん解決したが、それから二七年後の寛文六年（一六六六）ごろから再び争いが始まった。寛文六年に箕輪領から奉行所に提出された「謹而書上」によってみると次のようである。真虫平の箕輪領内に立木が伸びて来たのでそれを切り倒したところ、高遠領から大勢が押しかけてきて鎗を振り鉄砲を打ちかけ、さらに与地の百姓を打ちのめす等の乱暴を働き、小沢村で新林を立てたところをなぜ切り払うかと、大境を無視した主張をしていると訴えてい

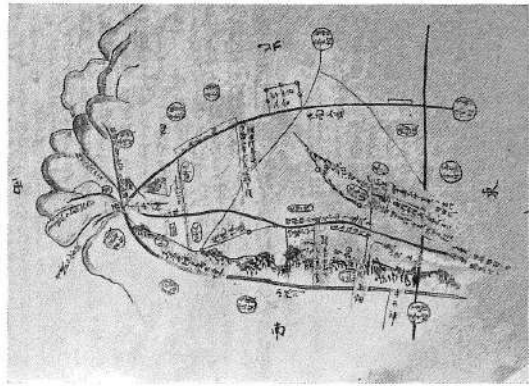


図 5-8 真虫争論裁許絵図

る。

その後は箕輪領に成育した松の木を忍び忍びに高遠領民が盗み取りをしたので、寛文九年（一六六九）、箕輪領で一斉に切り払ったところ、高遠領民が大境を二町ほど打ち越して来て沢尻村の林、居ぐ称の桑の木等三九〇〇本ほどを夜中に切り荒すなどの暴挙があり、再び江戸奉行所での裁きを受ける大きな争いになった。

そのため、寛文一〇年（一六七〇）に幕府の検使が現地に来て現状を検分し、奉行所において次のような裁許が行われたのである。

裁許絵図裏書

信州高遠領御園村・山寺村・東伊那部村・狐島村・小沢村と、同国飯田領御子柴村・田畑村・殿村・久保村・大萱村・中条村・与地村境論の事、高遠領よりは伊那部道限りの南は高遠領、北は飯田領にて野は入相の由申し候。飯田領よりは真虫平より東へ八分目境の由これを申し、双方申す処不分明に付き見分の為深尾五郎右衛門・赤井七郎兵衛検使仰せ付けられ、其の処に於いて当地双方百姓相対を以て境目委細に書き記し弥々穿鑿の上、伊那部道より権現坂道通り小坂迄は原の端通り、それより西は真虫平の北平の八分目双方の領境たるべし。但し、入相の野は南は右の境、北は御園山道通り、西は小坂の下迄、東は春日街道迄の内双方入相たるべし。小坂西へは高遠領より一切入るべからず。但し、有り来りの道は往還すべし。入相野の内にある沢尻村

の儀は先規入相の由双方取替わし証文これ有りと雖も、拾六年以来飯田領より木植えの家居もこれ有る条、自今以後飯田領進退すべし。

勿論入相の内へ双方より新発新林一切致すべからず、後鑑の為絵図の表境目に墨引之に印判を加え双方へ下し置き候間永く違失致すべからざる者也。

寛文十戌年四月十二日

内藤 伊右衛門

彦右衛門 出雲

大隅 甲斐

山城 但馬（但馬守様御判絵図表にこれ有り候）

大和 美濃（美濃守様右に同じ）

（役場文書・南殿酒屋文書）

かくて、寛永一四年から始まった出入りは三二年後の寛文一〇年になってようやく江戸奉行所の裁許という形で決着をみたのである。

この後も、しばしば付近に新畑仕出し等の事件がおきているが、この寛文一〇年の裁許絵図が判断の基準となつて解決されている。

（二）北原秣場出入り

宝永元年（一七〇四）七月一五日、北原秣場に木下村百姓四人が草刈りに入った。これを見た北殿村百姓の四人が木下村は入会村でないのに入つて草を刈るのは盗み刈りだとして、木下村百姓の鎌一丁と鞍一口を押え取った。すると、木下村の者が四〇人ほど押し掛けてきて押え取った鎌と鞍を奪い返すという事件が起きた。これが発端となつて出入りとなり、翌安永二年正月木下村から幕府奉行所へ訴状が出され公事となった。木下村の主張は、北原は古来から入り会つてきた場所であるといひ、他の入会八か村は北原へは木下村はいっさい入り会つていなかったと主張している。

同年四月二五日、評定所で吟味の予定になったが、検使役が定ま

り、訴答双方から口上書が差し出され、事情聴取が翌三年の三月まで続いている。この北原の秣場は元禄二年（二六八九）に出入りがあり、富田、中曽根が入会権を獲得しており、この二村も争論に加わり、双方の主張の内容が複雑で容易に解決の運びにならず、同年八月、検使として新庄太右衛門と木暮朝右衛門の二人が現場調査に来た。ここでも検使の質問に応じて双方から多くの口上書が出されているが、八か村側から出された口上書は二〇通にも達している。

この争論は結論として、宝永四年（一七〇七）三月、江戸奉行所より裁許があり、その裏書によると、入会地の境界について木下村側の主張の方が分明であるということから木下村の入会権が認められるという裁定になっている。

（三）三本木原・上ゲ溝原・大芝原の争論（寄合新田）

……大萱村の者共入会の原中へ大分新畑新林仕出し申し候故、入会の村々より人を以て新畑新林引き候様に申し遣わし候所、有無返事これ無く、^{あまつそ}此の末も切り開き申す可しとがさつなる申し方仕り候。これに依り是非無く御訴訟申し上げ候。御披見の上大萱村の者共召し出し新畑新林御潰し前々の通り仰せ付け下し置かれ候様願ひ上げ奉り候。大萱村の新畑新林其の儘に立て置き候ては、入相村相立ち申さず悉く難儀仕り候。殊に新畑新林仕り候証拠等も御座候間御慈悲に前々の通りに仰せ付けなされ下し置かれ候わば有難く存じ奉り候。以上

（千桐屋文書）

これは大萱村が入会原に対し新畑新林を仕出したことに対して、元文五年（一七四〇）入会村々一二か村が大萱村を相手取り、代官所に出した訴状の末尾である。

このようにして争論となったのであるが、大萱村としては切開いた新畑新林はすべて大萱村の内野の分であるとして承服せず、遂に江戸

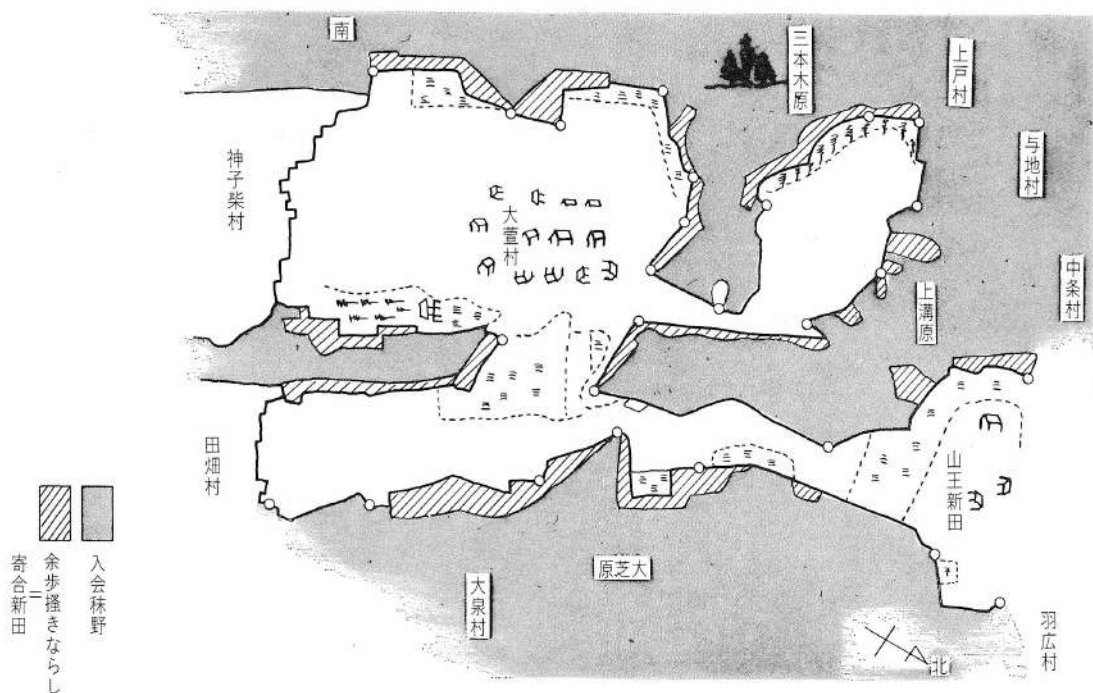


図 5-9 三本木原上ゲ溝原大芝原出入裁許絵図（寄合新田の図）

公事となったのである。幕府から検使が来て現地を調査し、特に検地帳の土地を一筆ごとに当たることが行なわれた。そして、寛保二年（一七四二）十一月一二町七反二畝五歩半が入会地への蚕食であるとし、この土地を掻き散らしとして入会村々へ差し出すよう裁断が下された。したがって、この掻き散らし地は当然、秣野となって入会利用されるべきであるが、実際には入会秣場に戻されずに、入札によって羽広、神子柴、田畑、南殿の四か村が共同、すなわち寄り合いで買い取って畑のままで利用することになった。これが寄合新田と呼ばれるものである。

この寄合新田は一つの新田村になるわけであるが、実質的には一戸も農家はなく、右の四か村の農家が出作によって耕作し、名主は四か村の名主が交代で寄合新田の名主を勤め、年貢は寄合新田の名で納入するという形によって運営された。しかし、宝暦九年（一七五九）になって、神子柴、田畑両村はその持分を大萱村に譲渡し、寛政元年（一七八九）には南殿も同じく持分を大萱村に渡し、寄合新田は大萱、羽広両村のものとなって、それぞれ村の石高に加えられる寄合新田は解消したのである。

このようにこの新畑新林の仕出しによる秣野の争論は寄合新田を生み出したという点で、特殊な例であったということができよう。

（四）大泉所たる一件争論

この争論は天保一四年（一八四三）八月里方の村の一部のものが大泉所のたるという所（図5-2参照）に、地元村である大泉村に連絡なしに新道（馬道）を切り開こうとしたことに端を発した山論である。

大泉村等五か村の山方の村々は「大多留に新道造り込み馬足自由に致し候ては入会拾三か村の村々多分の馬数を以て諸木伐り尽し候儀は三か年を待たず□にて青木尽き禿山と相成り候間、水元絶え五か村用

水減の儀は眼前にて……、というように馬道を作ることに由る乱伐、水源枯渇を心配して反対し、大泉村外四か村より松本預り所に訴え出した。そして、遂に江戸奉行所によって裁かれる公事に発展した。

その後、示談が進み内済証文もできて争論が終わるかに見えたが、南殿村はこの内済証文に捺印せず、久保、塩ノ井を誘って訴え側になって天保一五年三月、江戸奉行所に逆訴訟を起こしたのである。審理開始後は奉行から何回も示談が勧められ相互の話し合いが行われたが容易に内済が整わず、訴訟より二年半を経過してしまった。

弘化三年（一八四六）四月に至り、ようやく示談が成立し、奉行所の裁断ということにはならなかった。その示談書の主要部は次のようになっている。

……右出入り御吟味中の所拾三か村入会、大泉所一山の中何れの場所にてても牛馬素入れずとの議定これ無き上は今般の論所相手方にて牛馬差し留め候段心得違ひ、尤も相手村々へ一応の懸け合ひも致さず訴訟方並びに引き合ひ村猥りに取り繕ひ方致し候段是又訴訟方引き合ひの者共心得違ひの段夫々相弁え、猶亦たるの場所其の外共先年より有り来たる道の筋を以て牛馬通用致し候儀は相手方差し障り申さざる筈、且婦村の上一同立ち合ひ有り来たる道の筋出入り中全く破損致し候場所の見極め候わば、元形見合ひ取り繕ひいたし追って新道切り開き候か、又は有り来たる道の筋破損等出来候節は文化度済口証文の趣に基づき大泉村へ相届け、入会一同熟談の上取り繕ひ致す可く、その御相手方いわれ無き故障申す間敷く、其の外文政度議定相守り候筈にて双方申し分無く熟談内済……

（塩ノ井大東文書）

これによると、「何れの場所にても牛馬素き入れずとの議定これなき上は、……論所の相手方にて牛馬差し留め候段は心得違ひ……」として南殿側の理論的主張は認めながら、一方で「たるの場所其の外共先年

より有り来たりの道筋を以て牛馬通用致し候儀は相手方差し障り申さざる筈」として、新道による馬道を否定し、実質的には大泉村四か村の主張が認められるという内容になっている。

なお、以後において新道切り開き、あるいはありきたりの道筋の取り繕い際には充分に地元村に連絡し、入会村一同熟談の上で行なうこと、また、入会山の利用については文政年間に議定した大泉所山の入会利用規定を守るよう再確認するような内容になっている。

第三節 近代における入会地の変化

一 地租改正と入会地

(一) 筑摩県下における入会山野の地租改正

明治の新政になっても、農民の生活形式も幕末の状態が継続されていて、入会林野は重要な意味を持ち続けていた。

ところが、明治政府は近代的な租税制度の確立のために、明治六年七月地租改正条例を施行し、田畑や宅地のみでなく林野に対してもその作業を進めたのである。

林野は田・畑・宅地の地租改正作業の終了後から始めているが、既に明治六年三月「地所名称区分法」(太政官達一一四号)を出して政府の意図を示している。すなわち、凡ての土地を皇宮地・神地・官庁地・官用地・官有地・公有地・私有地・除税地の八種に分類し、「公有地」とは「野方秣場の類、郡村市坊一般公有の税地又は無税地」という規定で、所有形態のあいまいなものを公有地とし、入会地はほとんど公有地に編入されたのである。

当初農民は公有地編入がどのような意味を持つものなのか、充分に理解ができなかったようで、後に提出された民有地編入の願い書の中に「維新以来公有地ノ名ヲ下スモ未開ノ人民字義ノ何タルヲ知ラズ、唯共有地ノ一名ト私想スルノミ」と記しており、上知(幕府に所領を返上する)して支配者が変わった程度に考えていたようである。しかし、中野原への入会いのために次のような願い書が出されていることは、当時の政府と農民の間の微妙な変化を表わしているといえる。

恐レ乍ラ書付ケヲ以テ願イ上ゲ奉リ候

私共村々入会字中野原ノ義上知仰セ付ケラレ承知畏ミ奉リ候。然ル処草刈リ

時節ニ立チ至リ空敷ク原野ニ朽チ腐リ候ハ歎カワ敷ク存ジ候間、追ッテ御所
置仰セ付ケラレ候迄従前入会村々ニテ秣刈リ取り養肥差シ支エ相成ラザル様
仰セ付ケラレ度ク、然ル上ハ是迄ノ通り野手米上納仕ルベク候間、何率格別
ヲ以テ御慈悲御許容成シ下シ置カレ度ク偏ニ歎願奉リ候。以上
明治六年六月二十七日
第十七大区八小区

筑摩県権令
与地村副戸長 伊藤庄三郎
(以下入会二三か村代表署名略)

(朱書)
永山盛輝殿
書面ノ趣聞キ届ケ候条追ッテ入札相達シ候迄従前ノ通り相心得候事。

六月廿七日

(塩ノ井大東文書)

印

入会地利用の願いは早速聞き届けられているが、この許可の文面の中にも「入札相達シ候迄」とあるように、明治七年一〇月に公有地は相当代価を仕払って払い下げを受けなくてはならないという通達を受け、公有地編入が単なる支配者の変更ではないことを知って、農民たちは驚き慌てたのである。

明治七年十一月、政府は太政官布告第一二〇号によって新たに「地所名称区分法」を公布し、全国の土地を官有地と民有地の二種に区分し、公有地という中間的なものを無くしてしまった。民有地はさらに一種と二種に分けられるが、一種は「人民各自所有の確認あるもの」であり、二種は「人民数人或は一村、或は数村所有の確認ある土地」とされ、所有の確認の無い限り土地は官有地に編入されることになった。このようにして入会地の地租改正は「所有の確認」の存在をめぐって争われ、民有となるか官有地とされるかという形で進められた。入会山野の官民有区分の確定のため政府は各村に入会地の「原由

書」を出させているが、南箕輪村では明治八年次のような原由書を筑摩県令あてに差し出している。

入会地原由書上 (注大芝原の分だけ掲げる)

△字大芝原 第十七大区九小区

旧反別百八十町歩 伊那郡入会総地元 南箕輪村

反別三百貳拾六町七反九畝九歩 第十七大区八小区 西箕輪村の内

野手米 五斗四升 羽広耕地・大萱耕地・大泉新田耕地・

吹上耕地

境 東ハ春日道

西ハ大泉所山

南ハ寄合新田羽広耕地境

北ハ大泉村大泉新田村吹上村境



図5-10 入会地原由書上 (塩ノ井大東文書)

第3節 近代における入会地の変化

右ハ古来ヨリ入会総地元ニテ、秣養肥刈リ取り致シ来タリ候処、去ル宝曆七年野手税米上納仰セ付ケラレ、租税御割リ付ケニ百姓草場年貢ト記載コレアリ、右租税ノ儀ハ各村ヘ分賦高割リヲ以テ上納仕リ、前々ヨリ自由致シ候。此ノ段申シ上ゲ奉リ候。

(塩ノ井大東文書)

政府は明治八年六月地租改正事務局達乙第三号によつて、「各地方山林原野池溝等官民有区別ノ儀ハ、証拠トスベキ書類コレ有ル者ハ勿論、区別判然致スベク候共、従来数村入会又ハ一村持チ、某々数人持チ等積年慣行存在シ、比隣郡村ニ於イテモ其処ニ限り進退致シ来リ候ニ相違無キ旨保証致シ候地所ハ、仮令簿冊ニ明記コレ無ク共慣行ヲ以テ民有ノ確証ト視認シ、是ヲ民有地ニ編入候儀ト相心得ベク」と、入会地官民有区分の規準を示した。筑摩県はこの趣旨に従つて官民有の区分をし、本村関係の入会地は一か所も官有地に編入されることなく、全部民有地第二種に編入されて、次のような通達を受けた。

「其ノ村々普通公有ト相唱ヘ候地所相当代価ヲ以テ御払イ下ゲノ儀、昨七年十月中相達シ置キ候処詮議ノ次第コレ有リ、右ハ取り消シ従前ノ通リ入山差シ免シ候条、地所ハ民有地第二種ト相心得此ノ旨更ニ相達シ候事。但シ左ノ通リ請書差シ出ス可キ事。」

権令永山盛輝代理

筑摩県参事 高木惟矩

明治八年十月十五日

(塩ノ井大東文書)

各地において多くの入会地が官有地に編入されて、自由な入会利用ができなくなったところが在ったのに比べ、全入会地が従来のままで入会利用ができる形で残され、しかも、相当の代価を支払って払い下げを受けることも必要がなくなり、村全体が安心をしたことであり、

早速次のような請け書が入会村々連名で出されている。

御請け書(注北沢山の分だけ掲上)

字北沢山

南箕輪村之内

一、反別千式百九町六反歩

地元神子柴耕地

東御射山

入会外五耕地

西木曾奈良井川

西箕輪村の内

南神名沢

与地耕地外四耕地

北横川山

伊那村一円

伊那部村の内

東伊那部耕地外三耕地

右ハ昨年公有地並ビニ官林ノ旨仰セ渡サレ候処、従前野手税上納自由仕リ来リ候慣行ニ依リ更ニ民有地第二種ニ編入仰セ渡サレ承知畏ミ奉リ候。然ル上ハ相当代価相附シ本月終日迄ニ申シ上ゲ奉ル可ク候。コレニ依リ御請ケ書差シ上ゲ奉リ候以上。

明治八年十月十五日

第十六大区八小区伊那部戸長中村喜平

第十七大区廿小区伊那部戸長三沢信十郎

第十七大区八小区西箕輪村副戸長有賀九左衛門

同断 宮下源八

第十七大区九小区南箕輪村副戸長清水平一郎

戸長 高木省三

(塩ノ井大東文書)

(二) 長野県下における再調査

明治政府は先に公布した乙第三号により、「入会慣行の存在する土地全部を所有権の確証あるものと視認」して民有地に編入することは、官有地に編入する面積が極めて少なくなることを知り、半年後の八年一二月、「曾テ培養ノ労費ナク全ク自然生ノ草木ヲ採伐シ来タルノミ」の土地については、入会のどんな証拠書類も所有の確証とは見

なさないという、地租改正事務局乙第一一号を公布した。

筑摩県は既に入会地の官民有区分を乙第三号の規準で決定してしまつたため、乙第一一号は適用されなかったが、旧長野県ではこの乙第一一号を適用して官民有区分が行なわれ、かなりの官有地編入が強行された(『県政史第一巻』)ようである。

ところが、明治九年筑摩県が廃止され、旧筑摩県下の大部分の町村は、長野県に編入された。そこで、地租改正のための官民有区分は次の資料のように再調査されることになったのである。

第十六大区第十七大区区长

各小区正副戸長一同

宛

各耕地地券調惣代一名

右ノ山林原野改租ノ儀、旧筑摩県ニ於テ反別及ビ地価表トモ取り調べ引キ続
キコレ有リ候所、南北部ト異ナリ候廉一同へ諮問候儀コレ有ル条来ル十一日
午前十一時限り西高遠町派出官旅宿へ前員遅滞無く罷り出ズベク候此ノ旨相
達シ候事。

十年三月七日 長野県筑摩出張所

(役場文書)

このように大区長、小区の正副戸長、各耕地の地券調惣代を西高遠
に呼び集め、派出官から山林原野の官民有区分の定め方が南と北(旧
筑摩県と旧長野県)で異なっており、本省の達(乙第二号)に抵触して
いる点があるからと、再調査をすることを言い渡されたのである。こ
れに對し、各村々の希望は圧倒的に多くが旧筑摩県の調べのまま据え
置くこと、ぜひとも更正が必要であるなら、第二次地租改正時にして
欲しいとの考えによる願い書が次々に提出されたのである。それをみ
て、県もやむなく筑摩県決定のまま五年間据え置ききの線で政府に伺い
を立てたところ、「五カ年間据え置きノ積リ聞キ及ビ申シ候所、成規

抵触ノ廉ハ再調ヲ遂ゲ申シ立ツ可ク……(役場文書)と再調査の実行を
命ぜられた。そこで、県は再調査のため六月七日付けで入会地の「従
前公有地箇所取調帳」として、原由慣行を二〇日までに提出するよう
に指示した。その中に「是ハ検地水帳、小給書キ抜キ帳ニ記載コレ有
ルカ、或ハ公証トスベキ書類コレ有ルカ、何村持ト唱へ自由致シ候
カ、従前民費ヲ以テ苗木植付ケ又ハ培栽手入レ致シ来リ候カ(中略)
原由慣行及ビ税納有無詳記スベシ」(役場文書)としてある。

村としては早速「従前公有地箇所取調帳」を作成して提出したもの
と思われるが、これに付けて次のような証拠書類も提出している。

一、寛文一〇年 真虫平絵図面一枚 一、宝永四年 北原絵図面一枚
一、宝暦七年 御割り付ケ 五通 一、宝暦十一年 御割り付ケ 二通
一、天保十一年 三本木原規定書一通 一、明治二年 入会対談書一通
一、明治四年 北原分割絵図面一枚 一、明治五年 南沢外落口証文一通
しかし、再調査の間、入会村々の不安は大きく、県からの質問に對
してであろうと思われる奉答書のほかに、次のような三か村総代の
「上申」が出され、さらに、民有据え置ききの願い書が出されている。

上申

数号証書成蹟ヲ以テ旧筑摩県ニテ民有第二種へ編入仰セ渡サレ候間、此ノ上
旧県御処分御据え置キ成シ下シ置カレ候様此ノ段願イ上げ奉リ候以上。

明治十一年二月十八日 右伊那村人民惣代 小坂又五郎

右西箕輪村副戸長 林宇右衛門

右南箕輪村副戸長 原 新吾

長野県権令橋崎寛直殿

奉答書の中では、長野県の南北を比べて山林原野に官民有の差の大
きいことを理由に、山林原野慣行書等を出させて再調査をさせること
は、人民の不信を招くものであると言ひ、さらに「民有ノ權ヲ掃除シ

テ官ニ属サンヤト、實是豈在昔ヨリ自由進退シ貢租ヲ納ムル等完備然タルヲ、今將ニ此ノ地ヲシテ官ニ属シ山林原野ヲ徴セバ牧民何ヲ以テ産ヲ開キ田圃ノ養肥□ニ充ツ、薪炭如何ニシテ充備ス、粒米何ヲ以テ炊クト、頑民ノ苦情軫置々タリ：」（塩ノ井大東文書）と訴え、また願書においては「右山野ノ如キ實ニ人民安危ノ出ル処ニシテ、此ノ上何分ノ民有ヲ失シ候様相成リ候テハ人民活路ヲ失シ、其ノ罪逃ルニ道ナク、且ツ方今人民ノ苦情ヲ聞クニ対スル言ヲ得ズ：」（同文書）として、農民の衷情とそれを説諭する言葉のないことを述べて民有据え置きを歎願している。

このような入会部落民一致の運動の効があつてか、再調査の結果「原由慣行成蹟調査差シ出シ候処書面山野ハ成規抵触ノ義モ相見エザルニ付：」というこゝで、明治一年九月に民有地据え置きで結着がついた。こうして入会地の官民有区分という大きな問題は、本村関係分は全部民有地第二種に編入になり、実質的に従来と同様に入会のできる形で残されたことは、村の発展のためには幸せなことであつた。

しかし、民有地編入に当たつてそれぞれの入会地の面積は実測面積となつて、地価もかなり高く決定されたのでその一〇〇分の三の地租はかなり高く、それまでの山手野手米代価の四、五倍の税額になつてゐる。また、地券交付に当たり、入会地の地引帳はそれぞれの村あるいは部落に分割して記入された場合が多く、それが後の入会地分割の一つの大きな引き金になつてゐる。

二 明治以後の入会地の利用と保護

(一) 入会地の利用

入会山野は明治になつても幕府治下とそれほど変わることなく利用されてゐた。特に明治の中期までは農業経営と農民の消費生活に欠か

せない場所であつた。水田の養肥としての刈敷は主として大泉所山、蔵鹿山、北沢山、南沢山等の薪山で刈り取られてゐる。その明け山の通知を次に掲げる。

例一 発乙第五七九号 明治四五年五月二七日

村長^印 主任
助役^印 係

北沢山刈敷明ヶ山ノ儀旧慣則チ五月節ヨリ三日間早メ六月三日ト決定致シ候間關係部落へ御示達相成リ度ク御通知申シ進メ候也

村役場

西箕輪村 役場宛
伊那町

例二 丙第一二七号ノ乙

字御射山刈敷山ノ口明ヶノ儀六月五日ト決定候条、御部内一般へ御触レ廻シ相成リ度ク此段通知ニ及ビ候也

大正六年六月二日

役場

各区長殿

(役場文書)

この二例は明治末から大正時代のものであるが、いずれも役場からの公文書の形になつており、前者は入会地の他の町村への通知であり、後者は村内区長への通知である。北沢山については地元部落である神子柴区長から村長当て明け山通知が出され、それに基づいて村役場から他町村や村内各区に通知するようになっており、入会地における地元村という慣行はこの時代にまだ残つていたことがこの資料からわかる。

これらの入会地が村有という形になつてからの入会利用は、村有財産からの産物の採取ということになり、村議会の議決を経て明け山の通知が出されている。

秣は、主として北原・大芝原・三本木原・中野原等の秣場といわれ原野で刈り取られてゐるが、刈敷同様に明け野日限が定められ、入

表5-3 明治以降入会地の利用とその変容

	大泉所山	御射山 蔵鹿山 矢ノ南入	北沢山	南沢山
明治前期	。白木伐木炭焼等悉皆禁止(止ムヲ得ザルトキハ戸長役場ノ許諾ヲ得ルコト) 。松・樺其他青木ノ生皮ヲ剥グコト禁止 。本則ニ背ク者一ノ五年入山禁止・重犯ニモノハ警察ノ所断ニ委ス (明治一四・大泉所山保護契約書)		。刈敷山五月節ニ明ケ半夏翌日ヨリ留メ、株明山マデ草刈入山禁止 。株明山ノ儀彼岸入七日前明山 (明治五、差上申済口証文ノ事)	。刈敷山ノ口五月節ニ明ケ半夏翌日ヨリ留山 。株明山ノ儀夏土用入ニ明山ノ事
明治中期	。本山ニ火災アルヲ知ラバ警察ヲ表ス 。警報ニヨリ毎戸一人メ故ナク欠勤消火ニ努メ過怠料一戸二〇錢徴収(明治一七野火防衛規程) 。植林地三カ所規約ノ事 (明治一八仮約定証)	。共有人民ハ入山伐木ハ取得不可、炭焼ハ禁ズ 。北沢洞ヲ共同植林地トス植林地デノ伐木刈草ヲ禁ズ違反者十五年間入山禁止 。植林地箇所周辺境界ニ防火線ヲ設ク (明治一八蔵鹿山保護法)	。輪伐法ヲ以テ樹木ノ生育ヲ保護ス 。伐木禁止ノ場所デ伐木シタル者ハ代価ノ五〇倍ノ償金ヲ償フコト 。輪伐ノ箇所ハ一年一回見回り	。刈敷・夏草・葛葉・籐蔓等ノ採取ハ輪伐ノ箇所ニカカワラズ從前通り 。刈敷葛葉等明山前日地元村番人見回り
明治後期	。刈敷ハ芒種五日下リ明山ノ慣行 。夏草ハ土用入十日前明山 。薪・切石年中制限ナシ 。屋根坂・小白木自家用ノミ・売物ハ禁止 (明治四四入会地慣行調査)		。刈敷夏草ハ芒種(六月五ノ六日)明山藤葉ハ秋彼岸明山 。屋根板小白木炭ハ自家用ノミ (明治四四、入会慣行調査)	
大正期	。大正五、大泉所山分割入会権解消 。大正九、大泉所山南箕輪割受分村有統一決定	。大正九、御射山入会権一化決定 。大正九、蔵鹿山、矢ノ南入ハ入会権ヲシツタ部落ノ部落有統一決定	。大正九、北沢山入会権一化スル事ニ決定	。大正九、南沢山神名ヲ村有ニ統一化決定
昭和前期(戦前)	。昭和二、官行造林 。昭和二、公有林野官行造林地保護及生産物採取条例制定 。昭和九、公有林野官行造林追加		。昭和七、北沢山分割入会権解消 。昭和一〇、官行造林ノ為一部地上権ノ設定	。昭和七、南沢山・神部北沢山ハ割受ケル全
昭和後期(戦後)	。昭和二三、一部部落有山林原野ノ所分	。昭和二八、蔵鹿山十萬本植栽問題起ル 。昭和二三、蔵鹿山、御射山入会地分割 。昭和三八矢ノ南入分割 。昭和二三、三四蔵鹿山・御射山管理運営委員会発足：植林開始 。昭和四三、生産森林組合発足管理		

第3節 近代における入会地の変化

中野原	上ゲ溝原 牛馬飼場	三本木原	大芝原	北原	神名沢	
。夏秋留野日限定メ山敷事 。ノ口前刈リ荒ラス間 。明山前日惣村見回り		。明治六、御園入会ヲ認メラル		。明治四、第一次分割 。一部入会地残ル分割 。地ハ部落有又ハ個人 。四一町四反余(実面 。積五五町六反九畝 。弱)	。刈敷山五月節二明ケ 。半夏翌日留山 。秣明山ノ儀処署七日 。ノ内明山 (明治五、同右)	(明治五、同右)
。明治二九、三二、共 。有原野一部賃貸		。明治二七、実質のニ 。各部落へ分割各部落 。ニオイテ植林	。明治一六、第一次分 。割南實輪村分ト西實 。輪各部落分へ分割 。明治二八、村有林ノ 。形デ植林開始	。明治一五、第二次分 。割コノ分割ニヨリ入 。会地ハ他村トノ関係 。ガナクナル 。面積二〇町七反八歩 。明治二七、植林(最 。初ノ村ノ植林)	。入山期日ヲ犯シタル 。モノハ草ヲ取リ上ゲ 。十年間ノ入山禁止 (明治一五、入会山 。証)樹木生育保護約定	
。明治三五、入会地分 。割各部落へ 。明治三八、各部落植 。林部落有トシテ管理	。明治三七、上ゲ溝原 。牛馬飼場分割入会権 。解消 。明治三九、分割図完 。成	。明治三七、分割入会 。九、消決議明治三 。九、分割図完成	。明治三八、第二次分 。割各部落へ 。株下草採取ハ從來ノ 。慣行ニヨル 。松葉期日ヲ定メ村民 。ニ無償供与 (明治四四、入会地 。慣行調査)	。明治三四、第三次分 。割、部落へ割渡シ 。七月半夏生、下草明 。野九月彼岸止野 。明治中午前中刈取ル 。習慣 (明治四四、入会慣 。行調査)		
	。部落有林及ビ個人所 。有地として経営	。大正三、村有統一決 。議大正九、決定入 。会権解消大正七植 。林地保護規定制定 (大芝原ト共通)	。大正三、村有統一決 。議大正九、決定入 。会権解消大正七植 。林地保護規定制定 。株下草ノ採取ハ從來 。ノ慣行ニヨル 。落葉ハ期日ヲ定メ村 。民ニ無償供与 。樹木ハ一切伐採禁止	。大正三、四、部落割 。受地村有統一化以後 。村有林トシテ経営 。大正七、植林地保護 。規定制定(大芝原ト 。共通)		
。昭和三、西天開田 。地区開田	。部落有林一部開墾 。食糧増産ノ為開墾	。村有林トシテ植林・ 。補植 。間伐伐採売却	。村有林ノ植林、補植 。昭和三、西天開田 。地区ノ開墾 。戦時中農産資源開発 。ノ為一部開墾 。間伐伐採売却	。村有林補植 。昭和三、西天開田 。地区ノ開墾 。戦時中農産資源開発 。ノ為一部開墾		
。昭和三二、部落有山 。林原野ノ処分 。中ノ原開拓婦納組 。合・南原開拓婦納組	。昭和三二、部落有山 。林原野ノ処分 。西ミノワ開拓婦納組 。合・南原開拓婦納組 。合入植開拓		。昭和二一、大芝原 。婦農組合入植開拓 。昭和三、運動公 。園建設ヲ始メル 。四二・九haゴルフ場 。トシテ貸与	。昭和三三、部落有山 。林原野ノ処分 。昭和二一、二北原 。一二戸入植開拓		

相糺スコト
。取締リノ為馬定員鞍
鑑札ヲ惣方拵ウ

。白露明野秋分中ニ止
。明野中午前中自由に
刈り取り

。伐採・売却
。食糧増産ノ為開墾

合：入植開拓

会部落に通知されて一斉に入野して刈り取っているが、一般に午前中だけ刈り取る定めになっていたようである。

用材については、自家用であればかなり自由に伐採されたようである。屋根板、小白木等も自家用の伐採は認められていた。しかし、販売のための伐採は禁止されており、明治以後入会地の利用規定も逐次改訂強化され、また、造林も積極的に行なわれてその保護対策がとられ、入会地の分割や開墾等も大きな問題となり、入会地利用はしだいに多様化してきた。明治以降の入会地利用規定の概要および利用形態の変化は表5-3のようになっている。

(二) 入会地の保護

時代が進むにつれて入会地の利用はしだいに多様化すると共に、気ままになる傾向を示し、人口の増加はこの傾向に拍車をかけることになる。そのため利用規定が厳しくなると共に、規定違反者に対する罰則も強化されている。一方で明け山前の盗み刈りなどを防ぐための見回りが定例化するようになっていく。明治一六年には村費に一〇円を計上し、次のような入会山の監視をしている。

入会山野ニオイテ刈敷盗ミ刈リノ者コレ有ル趣相聞キ候ニツキ、例年通り山番人足差シ出シ厳重取り締リ方御注意コレ有リ度ク、就イテハ左記ノ通りノ割合ヲ以テ来タル二五日ヨリ施行相成ル様御執リ計ライ然ル可キト存ジ候段申シ進メ候。

大泉所山・蔵鹿山へ 久保両割 大泉

申シ合ワセ山番差シ出シ申スベキ事

役場

南沢・神名沢・御射山 北殿・南殿・田畑
北沢兼蔵鹿山 神子柴・沢尻

申シ合ワセ山番差シ出シ申スベキ事

〔入会山分割史〕

しかし、入会山の荒廃はしだいに進み、特に樹木伐採の増加が荒廃をひどくし、そのまま放置することは将来に大きな禍根を残すと考え、大泉所山については入会村々相寄って、次のような保護契約書を定めて保護に努めたのである。

契約書（抜粋）

入会宇大泉所山保護方法ヲ今般更ニ協議ヲ遂ゲ、該山ノ規定ヲ定ムル左ノ如シ。

第二条 白木及ビ炭焼等悉皆禁止ス

但シ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ地元南箕輪戸長役場へ申シ出テ入会共有者ノ許諾ヲ得テ着手スルヲ法トス

第三条 松・樺其ノ他木ノ生皮ヲ剥皮スルコトヲ禁ズ

放火セシモノヲ知リテ其ノ姓名ヲ告ゲズ、或イハ失火ヲ徒視シ消防

ニ注意セザルモノハ第五条ノ例ニヨル

第五条 本則ニ悖反シ若シクハ知リテ告ゲザルモノハ、一カ年以上五カ年以

内入山スルヲ禁ズ。該反重キモノハ警察官吏ノ所断ヲ求ムルヲ法トス。

第七条 入会集会ノ召喚ニ応ゼザルモノハ入会協議ノ権利ヲ自棄ス。

右条款ノ規矩ハ入会ノ純利ヲ得ベキモノタレバ総者必ズ垂戻スル事勿レ、依ッテ担任ノ連署ヲ成シ後日ヲ保スル件ノ如シ。

明治十四年十二月十九日

上伊那郡南箕輪村久保耕地惣代

丸山寛一

(以下入会各耕地代表署名略)

(塩ノ井大東文書)

翌年の明治一五年には北沢山・南沢山・神名沢の入会の村々は、この入会地の樹木を保護することを目的とし、二一か条に及ぶ「約定の証」を定めている。それによると「北沢、南沢ヲ区分シ輪伐法ヲ以テ樹木生育保護法ヲ設ケル」として、北沢、南沢共に輪伐地域と禁伐地域とに分け、輪伐地域だけで入山伐木を認め(ただし白木、屋根板、炭の自家用以外の伐木を禁止)、禁伐地域での一切の伐木を禁止している。さらに、輪伐、禁伐の地域を一〇年ごとに変更するという方法を採用した。

刈敷、夏草、葛葉等は従来の規定に従い採取させているが、伐木と共に草刈りの違反者に対する罰則は厳しくなった。すなわち、樹木伐採禁止ノ場所ニテ伐木ヲナシタル者ハ伐木代価ヲ算シ五拾増倍ノ金額ヲ償ワシム可キ事」、「刈敷、夏草、落葉等入山期日ヲ犯シ芟除シ、或ハ盗ミヲナシタル者ハ其ノ草ヲ取り揚ゲ十年間入山ヲ差止メルベシ」となっている。さらに、追加規定の中に、これらの規定が守られるように番小屋を造り、監守人二人を定めて保護を図っている。

入会地のより積極的な保護は植林である。国は地租改正により官有地を設け、より多くの官有林を作り、さらに森林の重要性を認識して植林を奨励し、その育成に努力を始めた。長野県としても明治一四年に植林奨励概則を制定し、少額ではあるが奨励金を交付して各村に植林をさせた。本村では入会地の北原に松の植林をしている。

第四節 入会山野の整理と秣野の分割

一 入会秣野の初期の分割

明治二年の中野原入会取り締りの「対談書」(塩ノ井大東文書)の中に、「入会山原ノ儀従前ノ仕来リモコレ有リ候処、連年自儘ノ取り計ライコレ有リ、且ツ又小黒原新発等ノ儀ニ付キ箕輪領ヨリ掛ケ合イ」に及んで、「箕輪領ヨリ手限り入会原ノ儀割地開発」をしたいと提案されたことが記されている。このことに関連して明治五年の「示談證文」(同前文書)の中に、「字中野原四分通り割地ノ分今般御払イ下ゲノ趣仰セ出サレ候所、右御払イ地相成リ候テハ入会総村活計ノ道ヲ失イ困難相極マリ、御園村、山寺村両村ノ儀ハ別ケテ難渋ニ及ビ候ニ付キ」とあり、いったんは四分通り割地払い下げが伊那県から沙汰があったが、旧高遠領の村々、特に御園、山寺両村から歎願書が出されて割地の事は、「総原ノ内式分通り、高へ五分戸数へ五分平等ニ割合イ進退致ス可ク」と、二分通り割地することで示談が成立したことが示されている。この結果がどうなったか資料がなく不明であるが、入会原野が勝手気ままな利用になり取り締りも充分できないから、分割をして管理しやすくするか、開拓して利用しようとする動きがあったことが理解できる。

入会原野特に北原・大芝原・三本木原・中野原等は平地の原野であつて、しかも村落の近くであるから、秣を採取して家畜の飼料や既耕地の養肥源とするには便利な場所であるが、反面で、開墾をして畑として利用し、より有利な収益を上げたいという欲求もかなり強かったと考えられる。特に人口の増加、小作農民や零細農民の増加は、入会地を開墾地として解放すべき圧力として働き、別に、用材及び薪炭需

要の増大に対応して入会稗野を林として有効に利用しようとする動きもあった。

このような情勢の中で入会地に対し切り添え畑の仕出しが行なわれ、また、林の立て出しがあり、入会地の周辺からの侵略はかなり進行していた。後に入会地の整理が行なわれるが、その時の重要課題がこれらの侵襲畑や立出林の整理であったことによって知ることができる。

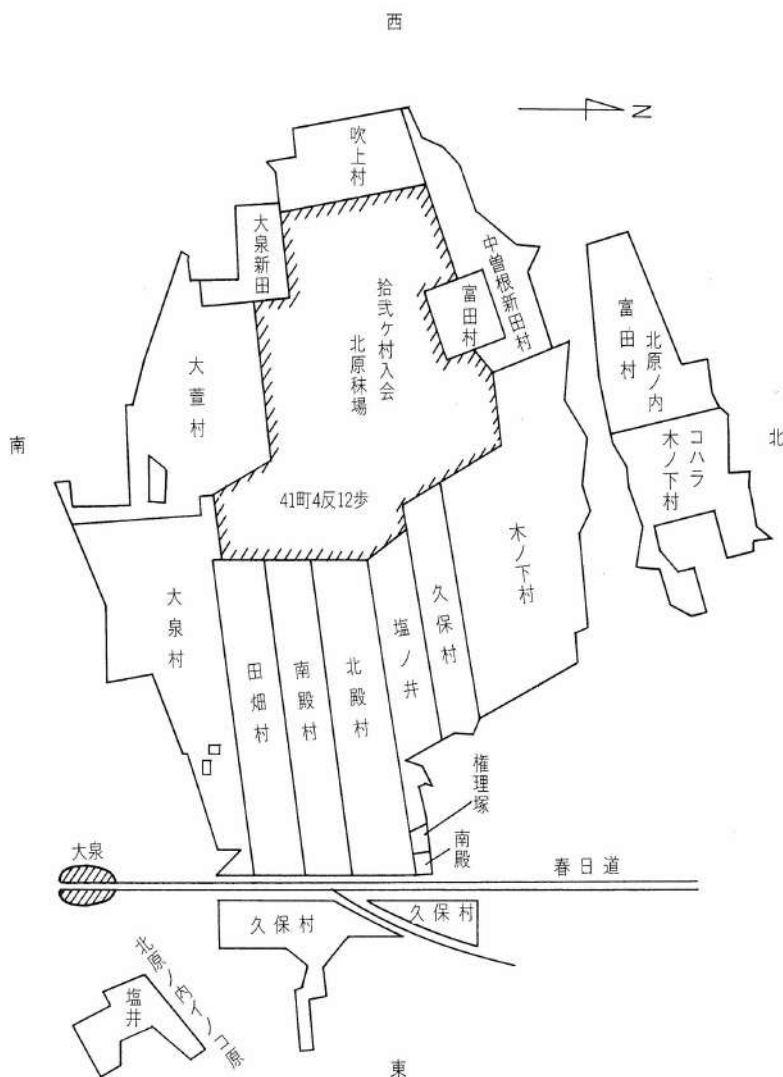


图5-11 北原第一次分割略图

これが入会地を分割させる大きな誘因となった。こうして、入会地分割への気運がしだいに高まってくるが、最初に典型的な分割が行われたのが北原である。

(一) 北原の分割

北原は明治四年に第一次の分割が行なわれている。それは、総面積二〇四町五反三畝二九歩のうち、中央西寄りに五分の一ほどの原野を入会地として割り残り、残余を入会の各村に分割している。

(圖 5—11)

分割方式は入会村の戸数に応じて分割するという形をとっているが、各村々の割り受け面積は次のようである。

久保村	塩ノ井	北殿村	南殿村	田畑村
三万五一〇〇坪	二万一六三一〃	五万〇六二二〃	二万三〇六二〃	四万三八七五〃

第4節 入会山野の整理と秣野の分割

図面字北原旧入会地一同立会実地反別及ビ
経界標査定致候依之相互人民永遠権義ヲ確
守スベキ者也

明治十五年四月二十日

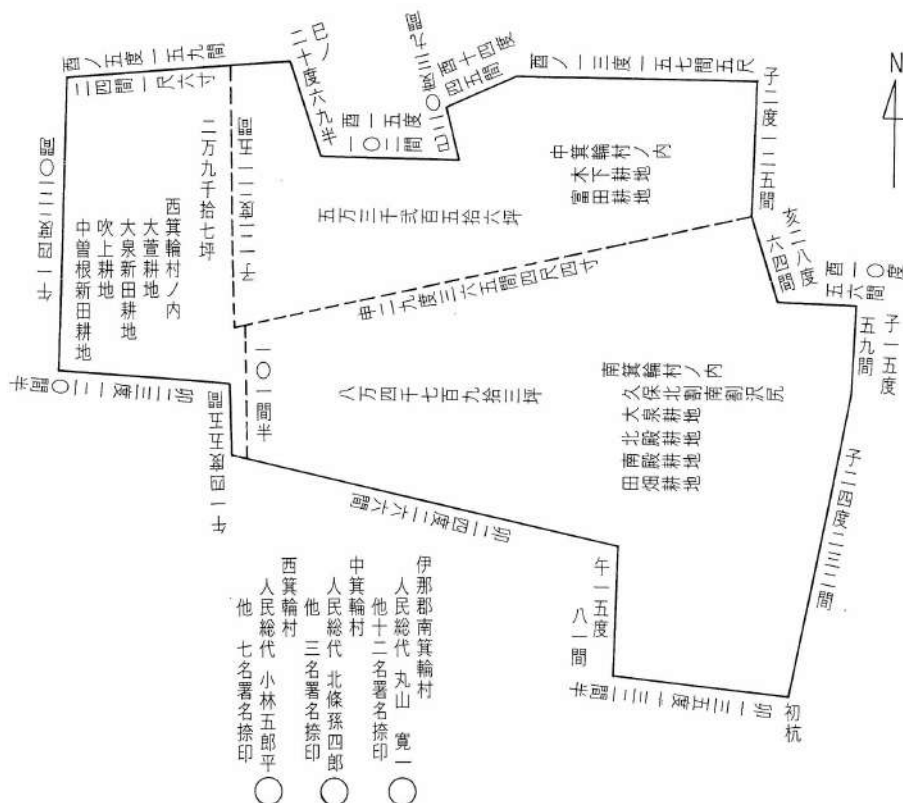


図5-12 北原第二次分割図

のようにさらに各個人に分割したところ、部落有の共有地として残したところ、南殿、田畑の割り受け地のように一括個人に買い取られて植林された所と様々である。

第二次分割は、第一次分割で割り残された原野の分割で、明治一五年に行なわれた。(図5-12) このとき旧村々はそれぞれ南箕輪・中箕輪・西箕輪の三か村に併合されたので、新しい三か村に分割するという形をとっており、それぞれの割り受け面積は次のようであった。

八万四七九二坪 南箕輪村の内久保両割・沢尻・大泉・北殿・南殿・

田畑の各耕地

五万三二五六〃 中箕輪村の内木ノ下・富田各耕地

二万九〇一七〃 西箕輪村の内大萱・大泉新田・吹上・中曽根新田各耕地

(二) 大芝原の分割

大芝原は、明治一五年六月より分割作業が始められ、翌一六年四月次のような大芝原分割の「証」が作成調印の運びになり、五月に分割図が作成され裏書調印が行なわれた。(図5-13)

証

一、原野百五万三千三拾五坪 大芝原全部

内三千式百九拾式坪 大泉耕地并敷

此訳千四百六拾坪 南箕輪村割請区域二属ス

千八百式拾四坪 西箕輪村割請区域二属ス

七拾万五千式百七拾五坪 南箕輪村

此訳 三拾八万三千九百九拾七坪 明治九年調査耕地宅地券代価請

三拾二万二千式百七拾八坪 同右反別受

三拾四万四千四百五拾三坪 西箕輪村



図5-13 大芝原第一次分割図

裏書
図面大芝原入会岡村総代一同立会之上反別再
調査ヲ遂ゲ経界標ヲ査定ス就而ハ永遠相互權
義ヲ確守スベシ依ツテ連署交換スルモノ也
明治十六年五月廿六日

上伊那郡南箕輪村
丸山 寛一 赤羽 嘉一
征矢彦十郎 倉田 三郎
清水 齊 清水 重樹
原 信一 清水 平一
清水 十郎 有賀 光彦
松沢源五郎 日戸 勝
有賀 一平 高木 誠三
唐沢金一郎

西箕輪村
原 新一
有賀伝四郎
宮下源太郎
宮下小文吾
白沢 折蔵
南箕輪村戸長
西箕輪村戸長
原 文作
有賀彦三郎
林宇右衛門
重盛五郎治
泉沢友三郎
穂高孫三郎
宮下啓太郎

此訳拾四万八百六拾三坪

式拾万三千五百九拾坪

明治九年調査耕地地宅地券代価請
同右反別請

相互永遠權限ヲ踰越スベカラズ。依ツテ将来ニ錯乱ナキヲ要スル為一同連名
捺印シテ交換スルモノ也。

但シ里道及ビ總テ路線ハ従前ノ如ク往来スベシ。

明治十六年四月

上伊那郡南箕輪總代

丸山 寛一 赤羽 嘉一
征矢彦重郎 唐沢重一郎

右ハ入会岡村総代一同立合イ去ル明治九年度地券調査ニ基ツキ訂查ヲ遂ゲ
標記反別ノ如ク分割ス。該境界線南端羽広耕地諸ヶ寄合新田、東北隅栗ノ木
ヨリ丑ノ一分へ百三拾三間壹分貳厘、夫ヨリ戌ノ廿五分へ八間六分六厘ヲ距
リ字新地獄坂路中央へ引キ付ケ之ヲ繋ギ、経界線東部ヲ以テ南箕輪所有ト
シ、西部ヲ以テ西箕輪村所有トナス。斯ノ如ク分割整頓経界塘築設セル上ハ

大芝原の分割はこのように、北原での戸数への分割と異なり、地租改正時の地価と反別に割り当てる方式を採用している。
いずれにしてもこの段階で北原、大芝原其他村との入会関係は解消し、村内の部落だけの入会地になったわけであって、これがさらに各耕地へ分割されるのは明治三〇年代のことである。

二 入会山野の整理

明治になってから、入会地利用についての取り締りが不行届きになり、切り添え畑や立て出し林等による侵食がだんだんひどくなってきた。既に明治一三年、侵襲地の次のような解決の例が残っている。

示談書

大芝原ノ儀文政年度絵図面ノ通り更ニ経界相立テ申ス可ク、就イテハ切り添エ畑ニテ共有ニ係ル部分ハ掻キ潰スベクハ勿論ニ候得共、数年ノ労力モコレ有リ、且ツ券状等モ相受ケ候義ニ付キ、該本人ヨリ違ツテ相嘆キ候ニ付キ、入会村々ニ於テモ勘弁ヲ加エ、畑ハ券面代価ノ壹倍（仮令バ壹反ニ付キ三円ナレバ六円ノ割ナリ）トシテ本人ヘ売り渡シ申ス可ク、林ノ儀ハ立木ノ有無モコレ有リニ付キ、実地ニ望ミ応分ノ代価相定メ是亦売り渡シ申ス可ク、尤モ券状ニ関セザル分ハ悉皆掻キ潰シ申ス可クコレニ依リ示談証件ノ如シ

明治十三年九月

上伊那郡南箕輪村惣代 倉田三郎

上伊那郡西箕輪總代（略）

（塩ノ井大東文書）

原 信一^印 清水 重樹^印
倉田 三郎^印 清水 齊^印
有賀 光彦^印 清水 十郎^印
清水平一郎^印 日戸 勝^印
松沢源五郎^印 有賀 一平^印
高木誠三^印 戸長穂高孫三郎^印

有賀光彦
高木誠三

上伊那郡西箕輪村羽広耕地惣代 重盛兵太郎
（塩ノ井大東文書）

これは地租改正に際して侵襲地に地券を受けてしまった例であるが、地価の二倍の代価で売り渡すという形で解決している。このほかにも一三年、二一年等に侵襲地を売り渡した例があり、そのつど解決している面もあるが、長い年月の間に境界が不明確になっているところが極めて多くなってきた。このような事態を憂慮し、また一面で入会地分割の世論も高まっている情勢を考えて、入会地の整理の必要性を痛感した穂高孫三郎らは、村役場に働きかけて明治二九年五月に村に入会山野整理委員会を成立発足させた。そして、整理委員会は伊那町及び西箕輪村に働きかけて、その年から入会山野の実地整理にとりかかったのである。

この入会山野整理の内容について、終始指導的立場に立つて整理に努力した穂高孫三郎の「入会山野実地整理日誌」（塩ノ井大東文書）によつて、その大要を記述しよう。この入会地の整理は明治二九年の五月から、同三六年の困難を極めた中野原分割終了の六月まで、足掛け八年の歳月を要し、委員会、総会等の会議二一〇余回、協議、談判を重ねること二〇〇回、境界踏査、実地測量、地図作成等を含め延べ五一五日の日数を費し、時には早朝から時には午後から深夜にかけて、時には行く先々に止宿して話し合いや作業を続けるなど、これに働いた委員や人足等の延べ人数はおびただしい数にのぼっている。

初め中野原の境界実情調査を行なっているが、間もなく北沢、南沢両山の見回りになり、盗伐が発見されてその解決をした後、御料林との境界調査が行なわれている。この境界調査には御料局属員立ち合い

で行なっているが、意見の対立があつて多くの日数を要した。遠い山中のこととて毎日通うことは困難であつたから、幾夜も権兵衛峠の茶屋に泊り込み、時には野宿を重ねて踏査している。一月という寒い季節の山上での野宿は大変なことで、寒さのため一睡もせずに焚火で暖をとり、下の部落から苦勞をねぎらつて担ぎ上げ差し入れてくれた酒を飲み交わしたことが、ある野宿の夜は雪に降り込められてしまったことなどが書き残されている。

部落の近くの踏査になると、その入会地に利害關係が強くなり、整理にも必ずしも賛成ではないので、その部落との談判や説得から始めなければならなかつた。どのような結果になるかに不安を持つ面が多いので、踏査するに先立つて充分協議の末、次のような規約が作られたのである。

共有山野境界踏査の規約

一、上伊那郡南箕輪村

宇三本木原

西箕輪村ノ内大萱・大泉新田・上戸・中条・与地

一、上伊那郡西箕輪村

字牛馬飼場

西箕輪村ノ内上戸・中条・与地・大萱・大泉新田

羽広

一、上伊那郡西箕輪村

字上ゲ溝原

西箕輪村ノ内羽広・上戸・中条・与地・大萱・大

泉新田

一、前記実地踏査ニ着手ハ明治三十年十一月十三日ト定メ順次踏査ス。但シ雨天ハ順延トス。出頭時間ハ午前八時ト定メ連日従事スルモノトス。

但シ踏査時不参又ハ遅参ノ者ハ其ノ權ヲ自棄シタルモノニ付キ、本件

ニ關シ異議ヲ唱フル事ヲ得ズ。

一、踏査結了ノ分ハ直チニ敷九尺高サ三尺以上ノ標墳ヲ要所要所ニ築設スル

モノトス。

一、境界線ノ模様ニヨリ侵襲地ヲ掻キ散ラシ、或ハ立テ出シ立チ木ヲ伐採シ見透シノ便ヲ量ルモノトス。

一、境界線内ニ存置スル侵襲地、立テ出シ林ハ貸借若シクハ競売スルモノトス。

但シ価格及ビ借地料ハ時ノ物価ニ伴イ高低ヲ定ム。

一、時勢ノ沿革ニヨリ地目変換ヲ要スルハ与論ニ決スルモノトス。

一、從來ノ駄道ヲ切り狭メ為ニ屈曲等ノ箇所ハ専ラ車輛ノ便ヲ謀リ改修スルモノトス。

明治三十年十一月十日

上伊那郡南箕輪村 清水平一郎

外九名(略)

上伊那郡西箕輪村 城取易太郎

外八名

(塩ノ井大東文書)

このような規約を作り実地踏査を始めても、侵襲や立て出しがあると双方の意見が対立してまとまらない場合が多い。そのたびに古絵図や古証文を持ち出して意見の対立を解きほぐし、了解点に達することに努力するが、時には反対部落は立ち合いを拒んで出席しない場合もある。このような場合には忍耐強く先ず同じ土俵に引き入れることから始めねばならない。切り添え畑などの問題だけでなく、道路や水路の問題も派生的に生まれて部落相互間の争論にまで発展し、他の部落の委員がその仲裁に当たることになり、十数日を要してようやく示談にこぎつけるというような余分な仕事もあつて、委員の仕事は並大抵ではなかつたようである。

侵襲地の問題はそのつど解決しなくては先に進むことができない。

この時の整理は境界を紛らわしくないように直線化するということがあり、地先の部落の要求をかなり入れる形で解決せざるを得なかつた

第4節 入会山野の整理と秣野の分割

表5-4 入会地特売分

ように、次のような入会地の特売が行なわれている。

入会地名	面積	金額	特売先
上ゲ溝原	新規立出分	五円(訖書)	小沢(個)
"	"	?	大萱(個)
"(西部)	四丁五反五畝九歩	二〇五円〇銭	羽 広
"	九反五畝一歩	九四四四一銭	"
三本木原	?	一〇〇円〇銭	大 萱
"	立出分	?	"(個)
牛馬飼場	切添地	?	上戸(個)
"(大角坊北)	?	壹坪四銭	西箕輪村
牛馬飼場	四反二畝二五歩	一円〇銭	中条(個)
中 野 原	立出分	六〇円〇銭	小沢(〃)
"(芋ノ田)	五町一反 七畝一三歩	三一〇円四六銭	大萱(〃)
"(宝 劍)	一反歩	六円〇銭	大 萱
"(沢 尻)	六町六反 六畝一八歩	四〇〇円〇銭	沢 尻
大 泉 所	一町三反四畝七歩	三六円〇銭	吹 上

境界が確定すれば委員監督のもとに人足の人たちによって境界標を立てられ、あるいは境界塚を築き立て、測量手を雇い入れて実地測量を行ない、入会地ごとに絵図面を調整する。絵図面ができると各委員が点検の後裏書をして署名捺印をして整理は終了する。永年の乱れを整理し、分割の基礎作りとなる大変な仕事であったと思われるが、それにもまして複雑に絡み合う利害関係を調整しつつ、長期間にわたって忍耐強くこの仕事をやり遂げた熱意と実行力には頭が下がる思いで

ある。

三 入会原野の後期の分割

(一) 共有原野分割に至る時代の大勢

「共有原野ヲシテ空シク放棄シ置クハ苦忍スル能ワザルナリ、以前ハ原野ニテ肥料ヲ取リタルモ今日ニテハ皆紫雲英ヲ播種シ或ハ蔓草ヲ作りテ肥料トシ多クハ要セザルモノノ如シ、如何トナレバ何レノ原野モ芝草ヲ過半刈リ残セリ、努メテ之ニ落葉松、栗ハ勿論、柵ヲ植栽シ以テ柞蚕ヲ飼養シ利益ヲ射、或ハ落葉ハ以テ肥料トセバ一挙兩得ノ便ト謂ウベシ、望ムラクハ一村或ハ一耕地相謀リ相率ツテ植林ニ注意セラレンコトヲ望ム」。

(役場文書)

これは、明治一六年以上伊那郡下の有力農民で組織する農談会の第三回会議において、「共有山野ノ方法ヲ改良シ遺利ヲ拾フ事」が話題の一つとされ、その席上神子柴耕地の高木省三の発言である。このころ既に紫雲英が栽培されており原野の秣利用が減少していること、したがって、秣刈り取りのための入会地の存続は共有原野を空しく放置しておくことだと感じており、植林をして入会地をより有効に利用することを説いているのである。

これに加えて、当時の上伊那地方は養蚕業が急速に発達していた。

明治二五年には上伊那の養蚕戸数は一万戸を超え、三年には製糸会社上伊那社が創立され、三七年には早くも養蚕収入が米作収入を超えるほどの発達ぶりであって、それに伴う桑園の増加によって大豆粕、過燐酸石灰等の購入肥料施用の傾向がしだいに増加し、それが秣の必要性を急速に減少させ、入会原野のありかたに大きな転換の気運を生み出したと考えられる。

一方、長野県は明治一四年二〇〇町歩以上の開墾可能な場所の調査

を命じ、開墾による国土の有効利用の点に着眼し、さらに、明治三四年には「公有林野整理規則」を定め、五町歩以上の公有原野の取り調べを開始するなど、この時代は一般民衆の開拓への欲求と共に、明治三〇年に国の公布した森林法に示された森林政策の遂行のために、公有林野の入会権の利用からの解放が大きな課題となっていた時代であったのである。

入会原野を開墾し、耕地として利用し、あるいは植林することがまさに時代の趨勢であつて、これを感じとった人たちが入会原野を秣場として従来どおりの入会利用をするより、各部落あるいは個人に分割することによって、より有効に利用できると考えるようになった。ここに秣野の広範囲にわたる分割が始まる理由があつた。

(二) 中野原の分割

中野原分割の件は、入会山野の整理作業中の明治三三年末に提案されている。南箕輪村としては北原、大芝原の分割の問題もあり、原野分割推進のため各耕地より一名ずつを選び三三年二月に原野分割委員会を成立させた。それ以来、精力的に村独自で分割について話し合い、さらに伊那町や西箕輪村との協議も進めている。しかし、伊那町のうち小沢、平沢、坂下の三部落が中野原の分割に強く反対し、分割問題は容易に進展しなかった。そのうちに、南箕輪地籍内の入会地に対する特別村税の問題が発生した。すなわち、村地籍内にある入会地に入会権を持つ他町村の部落に対し特別村税を賦課したのであるが、このことが問題になり、それが郡長の調停にまで発展することになった。このころ入会権の整理近代化は国及び県の方針であつて、中野原分割問題は特別村税賦課の問題を契機として、郡長の関与のもとで進められることになり、分割問題はようやく軌道に乗り、明治三五年郡役所において一町二か村の協議会が持たれ、次のような決議が行なわ

れたのである。

- 一、東北隅に運動場を設置すること。但し、南北百間、東西一五〇間。
- 一、沢尻芋ノ田の貸地を売却し、該金を以て南箕輪村特別村税を支弁すること。

- 一、入会一町二か村各五名ずつ委員を選定し、明六日より分割標準、その他必要事項を協議し、来る十一日入会惣会へ提出すること。
- 一、貸地売却代金の内南箕輪村反別割、伊那町、西箕輪村賦担額に対する式割を一町一村へ特別配当すること。

(塩ノ井大東文書)

こうして、一町二か村各二名による中野原分割委員会が構成され、分割作業が進められ、実地測量や問題点の解決の後、明治三六年五月分割を完了、七月に分割絵図(図5-14)に裏書調印が行われたのである。その中野原の分割の明細は次のようである。

中野原分割明細

惣反別参百六拾貳町五反拾八歩

内 五町壹反拾八歩 縣道敷地分引キ

五町歩 運動場分引キ

引キ残り参百五拾貳町三反七畝壹歩

内反別参百四拾町歩 分割ス

// 拾貳町三反七畝壹歩 特売ス

此ノ割り方

三分 地価割 三拾万六〇〇〇坪

貳分 反別割 貳拾万四〇〇〇坪

貳分五厘 戸割 貳拾五万二〇〇〇坪

貳分五厘 区割 貳拾五万二〇〇〇坪

地価 三拾六万百五拾三円七九錢五厘

百円二付キ 八四坪九合六勺

第4節 入会山野の整理と秣野の分割

御園	山寺	坂下	荒井	西町	小沢	平沢	横山	日影	境	上田	下田	古島	狐島	伊那町学林	久保北割	久保南割	北殿	南殿	田殿	神子	大柴	沢尻	大萱	大泉新	上戸	与地	中条
一七、六三六坪	一八、一四一坪	四、一二四坪	二、三八六坪	一、五九三坪	二、二八八坪	三、五三八坪	五、二六八坪	二、七八七坪	一、八〇七坪	五、二〇九坪	三、六七〇坪	一、四二六坪	一、五〇〇坪	一、五〇九坪	四、五五〇坪	一、九八七坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪	一、九八二坪
八、四五二坪	九、一九六坪	一、九三五坪	一、六一四坪	一、五〇三坪	八、八五九坪	五、二一五坪	五、二一五坪	八、一七九坪	七、〇五一坪	一、七七五坪	一、一五一坪	六、二〇五坪	四、三四五坪	九、八八七坪	五、〇七二坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪	一、七二五坪
八、〇八八坪	一、三三五坪	一、八三六坪	二、二八一坪	一、五二一坪	七、七六〇坪	五、四六五坪	五、四六五坪	八、七〇四坪	六、五五八坪	四、三七二坪	三、九三五坪	〇、四九三坪	八、〇八八坪	九、四〇〇坪	五、七九三坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪	一、七八八坪
九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪	九、八〇八坪
三、五六四坪	四、〇九一坪	二、七七四坪	五、五九九坪	四、七七六坪	三、一三七坪	一、九四七坪	二、一〇七坪	四、〇九一坪	三、三六二坪	一、七五五坪	一、五〇四坪	三、三〇二坪	三、〇二六坪														
四〇、四二〇坪	四六、三八九坪	三一、四五五坪	六三、四九〇坪	五四、一五九坪	二二、〇七九坪	二二、〇七九坪	二二、〇七九坪	四六、三八七坪	三八、一七八坪	一九、四四九坪	一七、〇六〇坪	三七、四四〇坪	三四、三一五坪	四四、九九五坪	四四、一九〇坪	二五、二二三坪	五四、一九三坪	三〇、六三七坪	四六、五五八坪	三六、二七六坪	四七、九七七坪	五、二七〇坪	四八、〇四二坪	二九、三二七坪	三八、三五七坪	三〇、六六三坪	二七、九二七坪

反別 貳千五拾六町貳反三畝壹歩

戸 貳反二付キ 九坪九合貳勺

貳千三百三拾貳戸

区 貳拾六区 壹区二付キ 百九坪三合

中野原入会各部落へ分割配賦方協議決定相成り立子会

イ委員

南箕輪村 穂高孫三郎 倉田徳三郎

出羽沢岩次郎 日戸 伝雄

伊那町 福沢伊那太郎 外二名(略)

西箕輪村 城取、易太郎 外四名(略)

割賦配当法左ノ通り

伊那町計 五拾五万五千貳百三拾四坪

南箕輪村計 貳拾九万三千百拾四坪

西箕輪村計 拾七万四千三百拾八坪

惣計 百壹万九千八百六拾六坪

(三) 北原・大芝原の分割

北原と大芝原については、明治一六年までに第一

段階の分割が行われたが、北原の第一次、第二

次分割で各部落に分割した残りがあり、それは他

村との入会関係はなくなったものの、村内数部落

の入会共有地として残されたままになっていた。

しかし、この入会共有地も時代が進むにつれ、そ

の趨勢として再分割は当然のことと考えられるよ

うになった。

明治三十三年二月南箕輪原野分割委員会が設けら

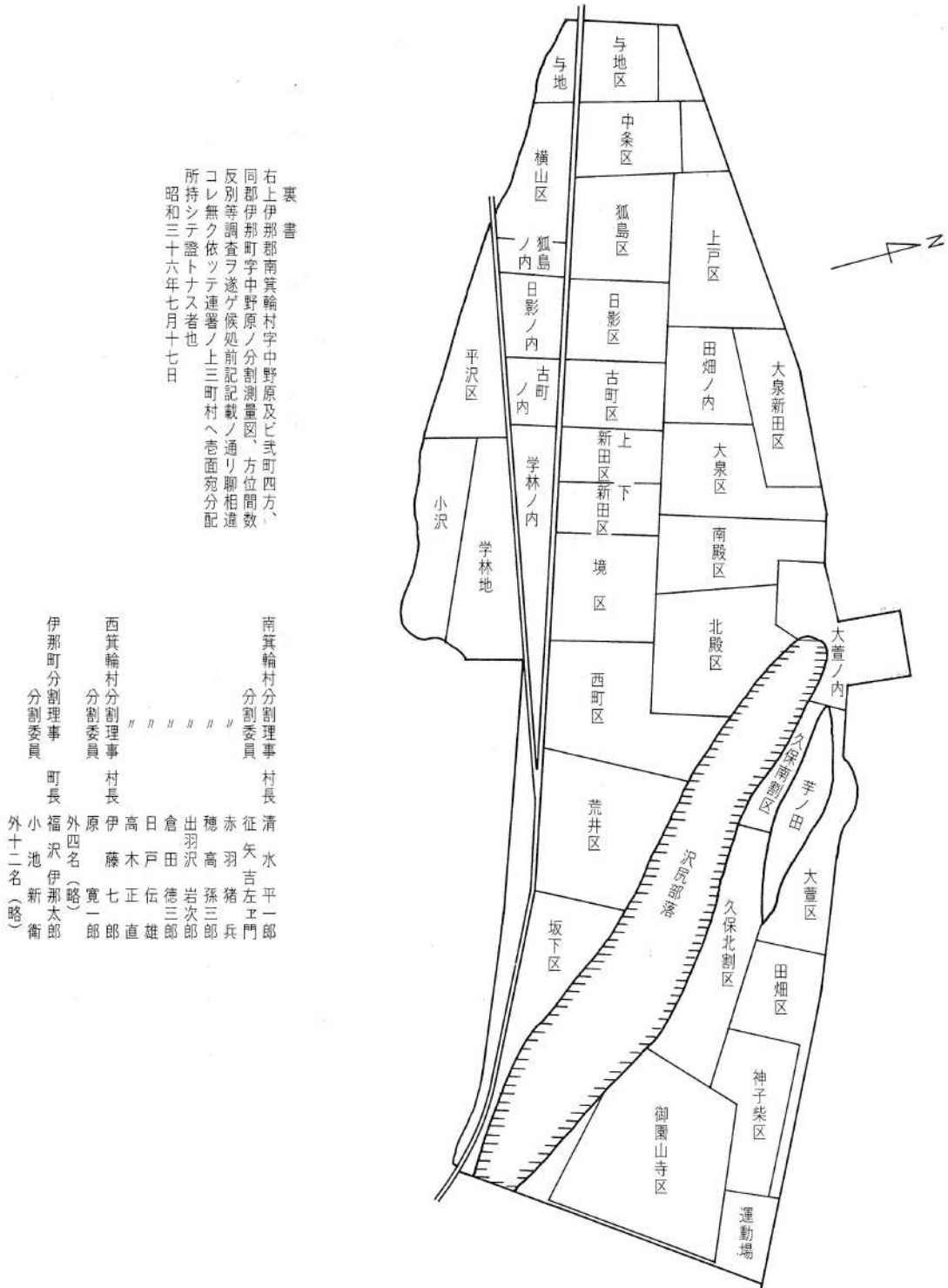


図5-14 中野原分割図(略図)

れたことは既に述べたが、この委員会によって、北原、大芝原の再分割も進められることになった。その結果明治三十四年二月北原の分割について次のような「協議決定書」が作成された。

協議決定書

上伊那郡南箕輪村千六百三拾四番地字北原

一、原野 反別式拾町七反八歩

久保北割・久保南割・大泉・北殿・南殿

田畑・沢尻 共有

右ハ去ル明治四年中分割ノ際制リ残シタル共有原野

ニコレアリ候。今ヤ時勢ノ進歩ト共ニ分割セザルベカラザルヲ感シ、爰ニ分割ノ協議相整イ候ニ付イテハ、分割ノ標準ヲ始メ其ノ他方法ヲ定ムル左ノ各号ノ如シ。

一、原野中ニ縦横スル道路敷ニ付キ一同立チ合イ実地臨検セシニ、細密ニ調査スル程ノ必要ヲ見認セザルニ付キ、闡ノ結果ニ任セ多少ノ有無ヲ論及セザルモノトス。

一、分割ニ要スル費用ハ割り受ケ反別ニ応ジ出金致スベキコト。

右ノ通り熟議決定ノ上分割致シ候ニ付キ、他日異議コレ無キ為各耕地担任者署名捺印ノ上後昆ニ残シ置クモノナリ。

明治三十四年拾貳月拾四日 南箕輪村北原共有者総代

穂高孫三郎 有賀鎌次郎
原 信一 加藤 金弥
清水 重樹 小林 彦弥
清水 正堅 松沢 角弥
倉田 三郎 唐沢 元一
倉田徳三郎 原 幸監
清水平一郎 堀九左衛門
(塩ノ井大東文書)

この協議決定書に基づく分割明細は次のようである。

北原分割方法明細

一、分割ノ標準ハ戸数割トナシ、総反別ノ五分ヲ現在ノ戸数ニ、其ノ五分ヲ

明治四年分割ノ際制リ受ケタル戸数ニ分割スルモノトス。

一、分割地盤ハ東西ニ区画相立テ北ノ方ヲ一番トシ闡引キニ致シ、各耕地割

リ付ケ反別ニ応ジ位置ノ場所ヲ定ムルモノトス。

一、各耕地部分ニ対シ開墾ナリ植林ナリ自由タリト雖モ、在来ノ道路ハ總テ

存スルモノトス。

尚東方従前分割ノ際境際ヲ二間通り存置シ各耕地割受ケノ場所ヘ通ズル便利ニ供スルモノトス。

北原入会各村戸数調

村(耕地)名	明治四年	明治三十四年		
		普通戸	無号戸	計
久保北割	五一戸	七五戸	六	八一
〃 沢尻	一八	二五		二五
〃 南割	三九	四三	九	五二
大 泉	八八	一一六	八	一二四
北 殿	九〇	九六	一〇	一〇六
南 殿	四一	六〇	三	六三
田 畑	七八	九二	一〇	一〇二
計	四〇五	五〇七	四六	五五三

明治三十四年調べ面積

字北原原野反別 廿八町貳反壹畝貳拾四歩

此ノ坪数 八万四千七百九十三坪

此ノ二ツ割

坪四万二千三百九十六坪五合

右ヲ明治四年度割リ請ケ戸數四〇五戸ニ割ル

壹戸ニ付キ 百四坪六合八勺二才

坪四万式千三百九十六坪五合

右ヲ明治三十四年現在戸數五五三戸ニ割ル

壹戸ニ付キ 七拾六坪六合六勺六才

此ノ仕訳 (各耕地割受面積)

三町八反四畝貳拾貳步

久保北割

貳町六反八畝貳拾五步

久保南割

六町貳反拾壹步

大泉

五町八反四畝廿步

北殿

三町三畝廿七步

南殿

五町三反貳畝廿步

田畑

壹町貳反六畝拾九步

沢尻

北原券面反別地価ノ訳

反別 貳拾町七反八步

地価 金九円三拾八錢

壹町ニ付キ金四五錢三厘

一、地価金 壹円二八錢

久保北割分

一、" 八九錢

久保南割分

一、" 貳円〇七錢

大泉分

一、" 壹円九四錢

北殿分

一、" 壹円〇一錢

南殿分

一、" 壹円七七錢

田畑分

一、" 四二錢

沢尻分

計金 九円三八錢

このように北原については分割についての協議決定書以外に、明細

書までできあがっているが、実際には分割されずにいたようである。

それは、明治三十七年改めて大芝原及び北原の分割についての新たな「約定証」が作られていることから理解できる。この約定証は前年の三六年一月に作られた「約定書」に基づいて作られたものである。

約定証

入会原野宇北原及び大芝原ヲ各部落ヘ分割スルタメ左ノ各項ヲ協定ス

一、宇北原ハ去ル明治三拾四年中協定ノ通り実地分割ヲ実行スルコト。

一、大芝原貳百九拾九町貳畝廿四步ノ内西端五拾町步 (先ニ植林セル場所)

ヲ村基本財産トシ、東端五拾三町步 (学校ニテ植樹ノ場所) ヲ学校林ト

シ、残り反別百拾六町貳畝貳拾步ヲ各部落ヘ分割スルコト。

一、大芝原分割法ハ左ノ歩合ニ拠ル

反別 壹步 (分) 地価壹步 (分) 戸數八步 (分)

但シ、反別地価戸數ハ明治三十七年九月一日現在ニ拠ル。

一、本月拾六日ヨリ技手ヲ雇イ入レ実測ヲ為サシメ、各部落分割区域ヲ定ムル事。

一、分割ニ際シ境界ニ入り込ミアル外端ハ売却スルコトアルベシ。

一、分割ニ関スル技手及ビ人足等ノ諸費ハ各部落分割坪數ニ応ジ負担スルモノトス。

一、分割委員ノ日当ハ各部落ノ負担トス。

右各項違議ナキ為署名捺印スルモノナリ。

明治三拾七年拾貳月拾壹日

各部落惣代署名捺印 (略)

(塩ノ井大東文書)

大芝原の第二次分割については、北原に続いて明治三十八年一〇月、次のような分割契約証が作られ、各部落への分割面積も確定されたが、部落有財産村有統一化の動きによって、実地分割が行われなかつ

たので契約証のみ掲げておくこととする。

分割契約証

- 一、今般原野整理上字大芝原ヲ測量セシニ總反別式百五拾四町九畝九歩ノ内、反別百三町五畝九歩、村基本及ビ学林ニシテ植林スベキ分存置ス。
- 一、反別百四拾六町壹畝五歩各部落ヘ分割スベキ分、右各部落ヘ分割シ協議行届キ戸数ヘ八分、反別ヘ壹分、地価ヘ壹分ヲ標準トシテ分割シ、其ノ算出スル反別別記ノ通り精確ナルヲ認メタルヲ以テ入会部落一同此ノ割リ付ケニ付キ後日聊カ異議コレ無キ為各部落代表者署名捺印後証ノ為保存ス。但シ此分割ニ付帯シ久保北割・大泉・北殿・南殿ノ四部落ト神子柴ト原野交換ニ付キ反別七反畝畝歩不足ヲ生ズルヲ以テ其ノ不足ヲ補充スル為大芝原ニ於テ右四部落ヘ特売スルコトヲ承認ス。
- 一、分割位置略図ヲ添付ス。

- 一、本条約束来ル廿五日実行スルモノトス。

明治三十八年十月十九日

上伊那郡南箕輪村部落代表者署名捺印

(氏名略)

(塩ノ井大東文書)

こうして、北原のみ明治三十七年末 各部落への分割が完了したのである。

(四) 三本木原・上ゲ溝原・牛馬飼場の分割

この三箇所の入会原野は、大芝原と同様地租改正のための地引帳作成に当たり、帳面の上では南箕輪、西箕輪両村へ反別地価とも分割して記載し地券の交付を受けている。しかし、実地の上での分割がされなかつたので次のような約条証が明治一五八三月に結ばれた。

約条証

- 一、字大芝原 入会 神子柴・田畑・南殿・北殿・久保・大泉・大泉新田

吹上・羽広・大萱

- 一、字上ゲ溝原 入会 神子柴・田畑・南殿・北殿・久保・大泉・羽広・大

泉新田・上戸・中条・与地・大萱

- 一、字牛馬飼場 入会 神子柴・田畑・南殿・北殿・久保・大泉・大泉新田

羽広・大萱・上戸・中条・与地

- 一、字三本木原 入会 神子柴・田畑・南殿・北殿・久保・大泉・大萱・大

泉新田・上戸・中条・与地

右原野ノ儀ハ地引帳ノ通り夫々区分シ反別地価ヲ引キ分ケ券状御下付相成リ候得共、未ダ実地境界相立チ申サズニ付キ、周囲ノ境界取調ベ濟ミノ上ハ小別ニ分割致スベキ事。

但シ実地畑林等仕出シ候分ニテ余歩相生ジ候分ハ平等ニ分割致ス可キ事。

- 一、西箕輪村券状ヘハ南箕輪村各耕地ヲ除キ候様書換ヘ願イ致スベキ事。

右約条違背仕ル間敷ク候事。

明治十五年三月十五日

上伊那郡南箕輪郡共有惣代 高木誠三 日戸勝

有賀光彦 倉田三郎

同 郡西箕輪村各耕地惣代 (六耕地九名氏名略)

(塩ノ井大東文書)

さらに、明治一八年には次のような特約証が作られている。

特約証

入会共有地字上ゲ溝原字三本木原ハ、曾テ分割致スベキ義ニ相成リ居リ候得共、事繁劇ニ涉リ未ダ執行相成ラズ居リ候処、今般県令ノ命モコレ有リ分割致サザルヲ得ザルニ付キ、本年融雪ヲ待ツテ速ヤカニ着手境界判然セシメ、本年四月限り地籍引キ分ケ申ス可ク候。仍テ特約証件ノ如シ。

明治十八年三月十九日 上伊那郡南箕輪村入会惣代

高木 誠三 松沢源五郎

清水平一郎 倉田 三郎

原孫左衛門

同郡 西箕輪村各耕地惣代（五耕地五氏名略）
（塩ノ井大東文書）

この特約証を見れば、当時、県が積極的に入会地の分割整理を指導していたことがわかり、また、入会各部落も分割の早期実現を希望していたようであるが、周囲の境界取り調べという困難な問題があったためか、実地分割は容易に進まず、明治二六年から三六年にかけて行われた入会山野の本格的な整理終了後、漸く分割の運びに至ったのである。こうして明治三七年、三本木原・上ゲ溝原・牛馬飼場の分割について次のよう決議書がようやく作られたのである。

決議書

- 上伊那郡南箕輪地籍 南箕輪村全部
一、字三本木原 西箕輪村ノ内与地・中条・上戸・大萱・大泉新田 入会地
同郡西箕輪地籍 西箕輪村ノ内羽広・与地・中条・大萱・上戸・大泉新田 入会地
一、字上ゲ溝原 南箕輪村全部
同郡西箕輪地籍 西箕輪村ノ内羽広・与地・中条・大萱・上戸・大泉新田 入会地
一、牛馬飼場 南箕輪村全部
右共有入会地ニ候処今ヤ時勢ノ進運ト共ニ分割シテ、夫々整理ヲ為サザル可カラザルヲ感ジ、爰ニ分割ノ協議相整イ候ニ付テハ、分割ノ標準ヲ始メ其ノ他ノ方法ヲ定ムル左記ノ各項ノ如シ。
戸数ヘ四分 地価ヘ三分 反別ヘ三分
一、戸数、地価、反別共明治三十七年九月一日現在ニ拠ル。但シ戸数ハ本籍ヲ有スルモノニ限り、地籍反別ハ田畑宅地ニ限り、両村役場ニ付キ取調ベルモノトス。
一、各部落割リ受ケ位置ハ予メ各委員実地ニ就キ地形ニ依リ、不便無キ様区画立テ其ノ位置ヲ定ムルモノトス。
一、分割一切ヲ処理スル為委員ヲ一部落一名ヲ置ク。
一、各地籍ノ村長ハ委員会ヲ統轄シ、其ノ事務ヲ総理ス。

- 一、委員ノ日当ヲ金五拾銭ト定メコレヲ仕払ウモノトス。
一、分割ニ関スル委員及ビ技手ノ日当、人足賃金其ノ他一切ノ費用ハ分割坪数ニ賦課スルモノトス。
一、原野総反別ノ内道敷坪数ヲ控除シ分割坪数ヲ割リ出スモノトス。
一、分割ニ際シ外端小部分ノ場所ハ委員会ノ決議ヲ以テ特売ニ付シ費用ニ充ツル事アルベシ。

一、分割事業ハ十月一日着手、十月三十日限り終了スルヲ以テ目的トス。
右ノ通り熟談決定ニ付キ各部全権委員署名捺印シ、他日違約ナキヲ誓フモノトス。

明治三十七年九月廿五日

上伊那郡西箕輪村（各耕地全権委員署名捺印略）
上伊那郡南箕輪村久保 城喜代助 倉田安太郎 赤羽猪兵
" 久保南割 征矢勝三郎 征矢吉左衛門
" 大泉 出羽沢岩次郎
" 南殿 清水寛
" 田畑 日戸伝雄 植田音弥 植田弥太郎
" 神子柴 有賀忠愛
（塩ノ井大東文書）

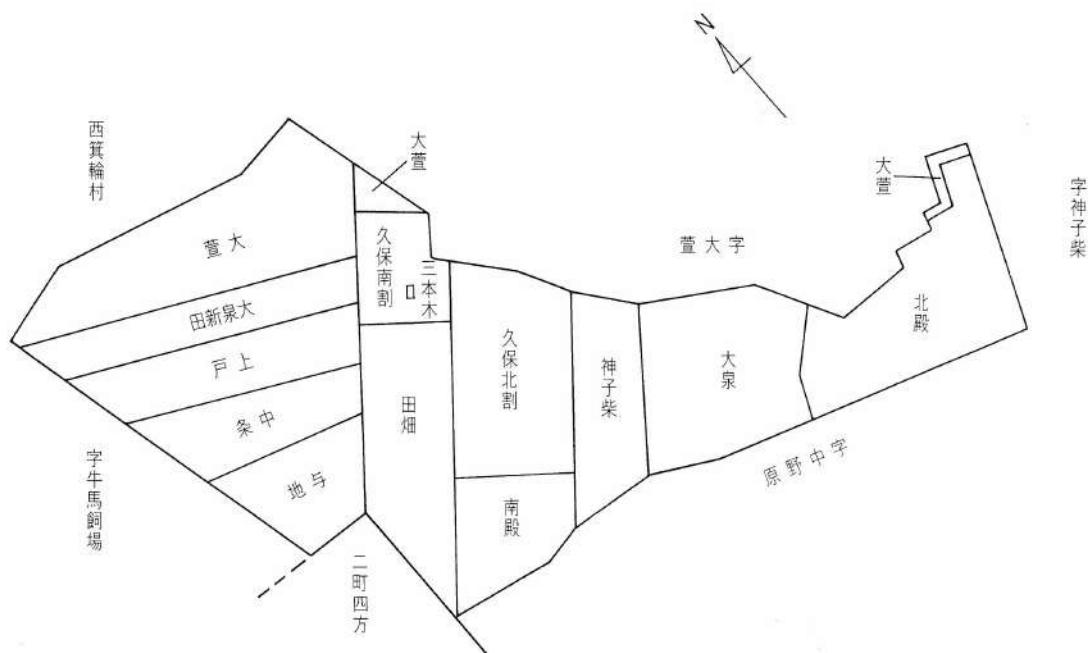
この決議書に基づいて分割の作業が進められ、分割は完了した。その明細及び、各部落の割り受け面積は次のようである。

分割明細

△字三本木原（図5-15）

- 一、実測反別 六拾町四反六畝廿壹歩
一、" 式反六畝拾四歩 社地
合計反別 六拾町七反三畝五歩
内反別 三町七反三畝五歩 売却地
差引反別 五拾七町歩

第4節 入会山野の整理と秣野の分割



裏書
表面上伊那郡西箕輪村字三本木原分割測量方位間数
反別等精密調査ヲ遂ゲ候所聊相違無之依テ運署ノ上
南箕輪、西箕輪村へ各書面分配所持シテ後證トナス
者也
明治三十八年拾月三拾日
南箕輪村長 清水重樹
助役 征矢吉左衛門
分割委員 赤羽猪兵衛
他七名
西箕輪村長 重盛富士太郎
助役 酒井平十
分割委員 城取易太郎
他五名

合計反別六〇町四反六畝廿七歩
明治三十九年四月十八日調整

図5-15 三本木原分割図（略図）（塩ノ井大東文書より）

此坪数 拾七万千坪 分割地盤

内訳

三分 五万三千三百坪 地価割

四分 六万八千四百坪 戸数割

三分 五万三千三百坪 反別割

明治三十七年九月一日現在

総反別 千百拾町三反七畝拾五歩

反別老町ニ付キ四拾六坪貳合

貳坪余リ

總地価 拾四万五千六拾五円七拾

貳銭

地価百円ニ付キ三拾五坪三合

八拾貳坪余リ

總戸数 千七拾六戸

戸数老戸ニ付キ六拾三坪五合

六勺 六拾貳坪余リ

△字牛馬飼場（図5-16）

一、反別 貳拾町四反老畝拾歩（但

シ大寛坊以南）

内 四反老畝拾歩

丈量上之ヲ引売却地分

残反別 貳拾町歩 此ノ坪六万坪

分割面積

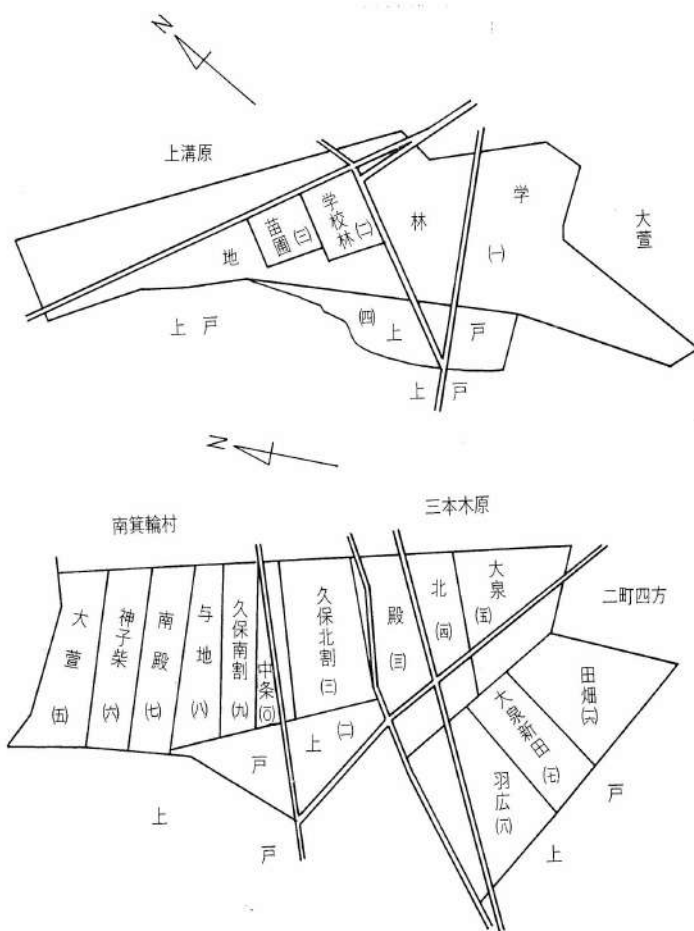
参分 老万八千坪 反別割

参分 老万八千坪 地価割

四分 貳万四千坪 戸数割

總反別 千貳百五拾貳町七反三畝

五歩



裏書
右者上伊那郡字牛馬飼場分割測量方位間数反別等精
密二調査ヲ遂ゲ候所相違無之依テ連署ノ上西箕輪村
南箕輪村へ各書面宛分配所持シテ後證ト為ス者也
明治三十九年四月拾八日
西箕輪村 村長 重盛 富士太郎
助役 酒井 兵十
分割委員 有賀 九藏
南箕輪村 村長 清水 重樹
助役 征矢 吉兵衛
分割委員 赤羽 猪兵衛
他七名

図5-16 牛馬飼場分割図（略図）一部省略（塩ノ井大東文書）

第4節 入会山野の整理と秣野の分割



図5-17 上げ溝原分割図（略図）（塩ノ井大東文書）

反別壺町歩ニ付キ拾四坪三合六勺、拾九坪余リ

総地価 拾五万六千八百三拾壺円四拾壹銭

地価百円ニ付キ拾壺坪四合七勺七才

総戸数 千百九拾四戸

壺戸ニ付キ式拾坪壺合

△上ゲ溝原 (図5-17)

一、実測反別 五拾貳町四反七畝廿二歩

以下明細資料なく不明

各部落制受反別

久保北制	三本木原	上ゲ溝原	牛馬飼場
五町五八畝一四歩	五町一反二畝一六歩	一町七七畝一七歩	
久保北制	久保北制ニ含ム		
二、五七、二二	一、九一、二二	八二、〇九	
九一、〇一		二八、二二	
六、四一、一一	五、〇三、〇九	二、〇二、〇八	
七、一九、一二	五、六五、二五	二、二八、二五	
三、三四、二七	二、八〇、〇一	一、〇六、一九	
六、〇〇、二三	四、四五、一八	一、九〇、二八	
四、三〇、二九	三、一九、二〇	一、三六、二六	
南箕輪計	二八、一八、二一	一一、五四、〇四	
大泉新田	三、三二、一二	一、〇五、〇六	
大萱	六、二七、一九	一、九八、二五	
羽広	一〇、〇九、一〇	一、九一、一八	
上戸	三、三五、二六	一、四四、〇一	
中条	二、二〇、一九	一、九四、二一	
与地	二、五九、〇四	一、一〇、〇七	
西箕輪計	二〇、六五、〇一	八、四五、一八	

(五) 入会分割地の交換

入会原野は、以上のような経過によって全部各部落への分割を完了したが、部落より遠い所は不便であるから、できるだけ部落に近い所に集めようとすることは当然のことで、神子柴で割り受けた大芝原・上ゲ溝原・牛馬飼場の原野と、久保北割・北殿・南殿の割り受けた三本木原の原野の交換、また、北原において田畑部落の割り受けた地と、久保北割・南割割り受け地の交換などが行なわれているが、後日部落有財産村有化の動きの中で大部分が破棄されたのでここでは省略しておく。

第五節 森林の育成と部落有原野の村有化

一 森林の育成（林業の発展）

（一）森林の保護育成の重要性の認識

村の指導的立場にあった有力農民は森林資源の重要性を早くから認識し、自己所有の山林等の樹木の養成や植林に心掛けた。しかし、一般農民は目前の利益を追うことに急であつてその意識は低く、入会山野の荒廃は進んでいった。このため、長野県は明治一四年植林奨励概則を定め、奨励金を交付して植林の奨励を始めた。

この植林奨励について時の上伊那郡長伊谷脩は農談会の席上、「地方税より奨励スルハ細民ニ植樹ノ貴重ナルヲ知ラシメ必ズセヨト云フニアリ、サモセザルトキハ必ズ植林結果ハ視ルコト難キモノナレバ、奨励シ且ツ監督スルハ皆細民ヲ保護スルノ厚キニ出タルモノナリ」（役場文書）と述べている。この県の奨励に基づいて郡下二十数箇所に植林が行なわれた。神子柴の高木省三は明治一六年これらの植林地を視察し、その結果を農談会の席上で報告している。南箕輪村ではこのとき、共有原野である北原に松苗を植栽しており、その後引き続き二年間北原に植林をした。これは、本村の組織的植林の最初のものと考えられるが、入会地のほんの一部に過ぎなかった。

森林の保護育成のために国は明治三〇年森林法を公布した。この森林法には、経済の保護を損じ又は荒廃の恐れあるときは、民有林に対しても営林方法を指定することができること、過伐や乱伐の跡地には造林を命ずることができること、若しその命令を怠る場合には政府の手で造林し、その費用を徴収することができること、従来無立の林野等正常の理由のない限り三〇年以内に計画に従い造林をしなくてはな

らないこと、必要と認める場所に保安林を設定することなどが盛り込まれていた。森林の保護育成、植林の推進に対する政府の強い態度が示されていて、これに基づいて本格的植林が始まったといふことができる。

さらに、明治の時代は幕府政治の時代と変わりなく水害の極めて多い時代で、農民は毎年のように水害に悩まされていたが、殊に明治二九・三〇・三一年の連続の水害および霜害等の災害は大きな衝撃を与え、明治三二年県知事は森林に関する告諭の中で次のように述べている。

維新以来當林ノ法其ノ宜シキヲ得ズ、林相漸ク失シテ四山皆禿ニ、森林ノ荒廢今日ニ至リテ殆ド其ノ極ニ達セリ、是ヲ以テ霜害年々ニ起リ、水害連年ニ生ジ（中略）ソノ凄愴慘憺ノ状得テ名状スベカラズ。（中略）畢竟森林ノ荒廢ニ依ラズンバアラズ：

こうして、多くの人たちに植林、森林の保護育成の重要性が痛感されるようになり、森林法の公布と共に急速に各種の森林政策が推進され、植林の奨励、実行となつたのである。

（二）植林の励行

県としては森林法を実地に推進するために、明治三一年苗木養成費を予算に計上し、三二年六月には県下一〇か所に県設苗圃を設置して樹苗を養成配布し、さらに、森林法施行規程を定め、民有林取締規則、林野火入れ及び焚火取締規則等を定めて森林の保護育成に努めている。

本村では、明治一三年郡長より植林奨励のため、樹木養成に精しく篤志なる者の氏名を報告する要請に答えて、穂高孫三郎・原八十吉・清水斉・有賀光彦・松沢源五郎・高木誠三の六名がこれに該当する者として報告されている。（役場文書）この外にも先にみた高木省三ら森

林の保護育成に先覚的な人たちが多数おり、また、歴代村長の熱心な指導のもとに、森林法の公布以前から積極的に植林にとり組みを始めていた。

郡長あての入会関係調査報告によれば北原入会地の項に、「入会各部落へ分割ノ見込ミヲ以テ戸数ヲ標準ニ区画ヲ立テ明治二七年ニ植樹ヲシタルヲ以テ遠カラズ林相ヲナス状況ナリ」(役場文書)とあり、二七年に入会各部落によって植林を実施していることがわかり、明治二八年から三一年の四年間は毎年大芝原に植林を行なっている。その記録によると、「本村植林ハ村会ノ決議ニヨリ明治二八年四月廿七日松苗、桐苗ヲ植エ付ケル、箇所ハ大芝原ニシテ西箕輪村トノ境界線ニ接シ東方六拾間ト定ム。尤モ境界線ハ南北凡ソ拾町ト見做シ、即チ拾町歩ノ植林トス。本村規定ニ基ツキ苗木一戸式拾本宛ヲ各耕地戸数ニ割受ケ左ノ通り施行ス」とあり、面積は四年で一〇町歩であるからそれ程多くはないが、村内全戸に一戸当たり二〇本の割合で各耕地に苗を渡し、各耕地ごとに植林地域を定めて植林をさせるという方法を採用して、全村的な植林とし、植林思想の普及にも努めているように考えられる。植樹の種類は初年度は松と桐が半々である。桐が多数植えられるのは、当時柞蚕を飼育することかなりの期待が持たれたためであろうか、それとも刈敷あるいは薪炭用として植林されたものであろうか、その目的が不明であるが、苗の確保が困難であったこと、村民の反対があったことから二年目からは赤松だけになっている。

この初期植林と植林思想の啓発普及に大きな影響を与えたのが、当時の南箕輪小学校校長福沢桃十であった。先生は生來植樹植林を好まれ、広々とした大芝原に学校林を設けることを村に要望しており、明治二八年四月村会において大芝原本村分西部に一〇町の学校林を設けることが決議された。学校では同月二五日職員児童総出勤で二町歩に

団栗約一万本を植え付けている。このことを南箕輪学校林状況と記された報告書に次のように記している。

明治二八年四月本村会ノ決議ヲ経テ本村大芝原式百拾九町歩ノ内西部拾町歩ヲ区画シ、本村学校林トナシ三カ年間に団栗ヲ植ウル計画ヲナシ、同年四月二十五日二町歩ニ団栗九千九百七拾六本植エ付ケケシガ、次年度ヨリ苗木ヲ得ガタキヨリ同原中ノ自然生ノ赤松苗木ヲ移植スルコトトシ毎年九百七拾六本ヅ同三十二年ニ至リ全部ノ植エ付ケヲナシ終リ、翌三十三年ニハ右ノ補植ヲナシタリ。

(小学校文書)

この学校林の設置及び植林には村民の反対がかなりあったようであるが、村有識者等の説得によって次第に緩和され、特に明治二七年の小学校校舎の火災とその再建による大きな借財が、学校林の設置推進に強い影響を与えたものと考えられる。南箕輪学校林状況には造林を要する理由として「本村ハ明治二十七年村立小学校校舎ヲ焼失シ客年十二月ニ至リ漸ク完成セシガ、建築費ニ多額ヲ要シ今尚数千円ノ村債ヲ負担セルコトナレバ、小学校基本財産増殖ノ必要モ急ニ迫リオレリ」、と書いている。

なお、児童生徒に愛林の念を起し、且つ自然に親しみを持たせることを目的として、明治三五年には校地の一部に小さいながら林苗圃を設置して扁柏(ひのき)・落葉松・桐の種を播きつけ三六年には苗圃地一七〇坪を借地し、前年播きつけた苗の床替えをし、以後除草、施肥等の管理作業を行なって苗木の養成に努めている。このような福沢先生とその学校の姿勢が大きく村民の植林思想の啓発に役立ったものと考えられる。

こうして、明治三四年には村長清水平一郎は、学校林の創設と併せて森林愛護の精神を学童のうちより培う意図を以て、福沢先生の応援

のもとに大芝原東端より植林を始め、順年西方に及びほぼ富士塚付近まで植林し、学童に植林と山を愛する心を植え付けた。(『入会山分割史』)このようにして植え付けられた林地は、次のように新たに明治四四年四月一〇〇町歩の学校林として育成されることになった。

上伊那郡南箕輪村式千三百五十番イ号大芝原

一、原野百町歩 所有者南箕輪村

小学校基本財産造成ノ為右土地ヲ学校林トシ、其ノ収益ヲ学校基本財産ニ編入スルモノトス。

理由

教育ノ事タル国家ニ対スル義務ニシテ苟モ忽諸ニ附スルベカラザル事業ニ属ス。而シテ、教育費ハ年々増高スルハ既往ニ徴シテ明ラカナリ、依ツテ該原野植林ノ収益ヲ小学校基本財産トシテ将来教育上ニ支障ナカラシメントスルニアリ。

右明治四十四年四月十日議決

(小学校文書)

明治三十七年には極めて大掛りな植林が企画されている。このことが同三十八年の郡役所へ提出した事務報告の控えに次のように書かれている。

明治三十七年十一月十九日開設村会ノ決議ニ基キ、明治三十八年三月県設上伊那苗圃養生赤松苗式年生百参万貳百五十本、落葉松苗五万五千貳百四十本、栗苗参万本ノ下附ヲ願イ、各部落ニ之ヲ分カチ苗圃ヲ設置シ養生セシメテ翌年春期ニ於ケル植栽苗木ニ充テサシムルノ企画ヲナシタリ、其ノ苗木ヲ各部落ヘ分布セシ数ハ

久保北割 赤松苗 六万九千七百七十九本

久保南割 ナシ

大泉 赤松苗 九万九千貳百本

北殿 赤松苗 五万三千本

南殿 赤松苗 九万二千五百本
田畑 赤松苗 十四万三千四百本
神子柴 赤松苗 七万二千三百七十五本
外、落葉松苗、栗苗ハ赤松苗ノ比例ニ依リ交付シタリ

(役場文書)

この大量の苗を各部落のどこに仮植して養成し、またいつどこに植林をしたのか、植林の直接の資料は見当たらないが、明治三七八年には三本木原・上ゲ溝原・牛馬飼場や中野原等の入会地が各部落に分割されており、中野原、三本木原等は各部落ごとに植林が行なわれており、入会慣行調査報告書(明治四四年役場文書)によれば、中野原だけで植林面積が六六町余に達しており、三本木原も三八年分割し各部落において植樹したから近き将来林相をなすだろうと報告しており、三七七年の大規模植林企画は中野原や三本木原の植林と考えられる。

明治四三年、国は公有林野造林奨励規則を公布し、同年七月、県は公有林野造林補助に関する県令を定め、特に町村有林野に有利な奨励政策がとられた。本村では早速この制度による補助金を受けて大規模な植林を行なった。この時の植林は次のようである。

明治四十四年四月 植樹補助一町歩ニ付キ三円九十三銭
大芝原 三十三町歩 赤松十万本 コレハ赤松疎林ニ付キ三坪二一本ノ割ニ

テ補植

扁柏一万本 赤松植林中へ植樹スル

(役場文書)

以後、大正二年には赤松一五万本を栽植するなど、大正八年ころまで大芝原、北原に連年のように植林し、七年には北沢山の南箕輪管理地域一〇町歩に扁柏三万本の植林も行なった。

このようにして、かつて秣場として利用された共有原野は一部開墾

されて畑となったが、大部分は森林として生まれ代わることになったのである。これらの植林地は初期のうちは下草が秣として採取されているが、やがて、間伐材、下打ち枝、落葉等の燃料採集の場所に変わった。

なお、このような秣場から森林への大規模な転換期に当たり、膨大な樹苗が必要となったことはいうまでもなく、その需要に答えるため、県下に一〇箇所の県設苗圃が設けられることになり、本村は明治三十二年七月にその県設苗圃を大芝原に設置するよう村会の議を経て請願をしている。県営技師の実地踏査の結果、大芝原ではなく、前宮原に県設苗圃が設置されたことは次の資料からわかる。

県設苗圃用地賃貸借承諾二関スル決議

南箕輪村七千九百十八番地字前宮原

原野拾四町五反四畝廿九歩ノ内

一、原野反別五町歩 神子柴共有地

右原野県設苗圃用地トシテ供与、賃貸料金拾円ヲ承認スルコト

右本村会ノ決議ヲ経タリ

明治三十二年十月六日 南箕輪村長 清水平一郎印

こうして、県設苗圃が村内に作られ大正六年ごろまで存続して大量の樹苗が供給され、さらに、明治四五年ごろからは、南殿宮ノ上に上伊那第一郡設苗圃（看手有賀義次）が設置された。（第二苗圃長谷村非持、第三苗圃駒ヶ根市赤穂）

さらに、大正一一年に長野・飯田に官行造林署が設置されているが、そのころからであろう。北殿の原に飯田営林署箕輪苗圃が設置され、これは同苗圃が西天竜耕地整理組合内の開田地域に入ったために開田することとなり、昭和一一年に大芝原の西天竜幹線水路上に移転するまで存続し、重要な役割を果たした。

村においても、増大する需要に答えるため大正一一年から村設苗圃を設置し、昭和一八年ごろまで樹苗の養成を行なって森林育成に努めている。

これら苗圃のうち、郡設苗圃における樹苗供給の例を次に掲げておくことにしよう。

上伊那郡役所指令勅乙第一〇号

南箕輪村役場

大正十一年一月九日願イ出苗木下付ノ件開届ク

但シ左記ノ通り心得ベシ

大正十一年三月十三日

上伊那郡長 堀江忠也

左記

一、扁柏苗木九万五千本 村有林野植栽分

一、吉野桜苗木 老百本 （第一苗圃養成分）

（役場文書）

このように、県設や郡設の苗圃が村内に設けられたことは、村有林を多く持っていた本村にとっては有意義なことであったと思われる。

（三）森林の保護育成

当時森林の荒廃の原因は乱伐と野火にあるとされ、森林の保護育成の上で火災防止は重大な問題点であった。既に明治一四年野火防衛規則を作り、その防止に努力しているが、県においては三三年「林野火入れ及び焚火取締規則」を制定している。村では明治四一年一二月より大芝原植林地の看守人を委嘱して其の保護に当たり、特に野火の予防と幼木の撫育等のため大芝原全域を巡視するようにした。それでも「明治四十五年三月二十三日午後四時頃大芝原西南端より発火五町歩消失、同年四月八日大芝原の西方西箕輪村北部より発火三反歩消失、

何れも南箕輪大泉部落消防手により消し止む」(郡部長宛報告『入会分割史』)とあるように、幸い大事に至る前に消し止めてはいるが、野火の発生はあとを絶たなかった。そこで村では林野消防班を充実させると共に、大芝植林地に対し明治四五年五月より翌年にかけて次のように防火線を設置した。

防火線 縦線(東西線)一本 幅一二尺 長さ千四百五十間

横線(南北線)四本 幅九尺 延長千五百七十間

総坪数 五千貳百五拾坪

これは明治四三年に公布された公有林野造林補助規定による補助を受けて設置しているが、大正二年三月縦線の幅を三間横線の幅を二間に拡大し、さらに、昭和になつては大芝原における防火線の延長をし、北原にも防火線を設けている。

植林に対する一般的な管理保護については、本村は既に明治一八年に「植林地ニ関スル規程」を定め、その第五条に「本村植林地ハ向コウ拾カ年ヲ期シテ請負保管法ヲ以テ保管ス」として、請負人を定めて植林地の管理保護をすることを定めているが、明治四一年には新たに「大芝原植林地保管規定」を定めてこれにかえている。この規定では、契約によって看守人を雇い、その看守人には生活の基盤として四間×三間の大きな番小屋と三町歩の土地を貸与し、常に現地に生活して植林地の管理保護に当たるよう定めている。

大正時代に入ると森林政策は各種補助金制度によって進められた。すなわち、林野保護奨励金、樹苗養成奨励金、林業技術職員設置奨励金等の補助金政策であるが、本村ではこれらの補助金を有効に活用し、森林の保護育成に努めているが、大正七年次のような植林地保護規定をもうけてその万全を期している。

南箕輪村植林地保護規程

第一条 本村有植林地ハ本規定ノ定ムルトコロニヨリ之ヲ管理ス。
第二条 村長ハ毎年植林地ヲ巡視シ其ノ状況ヲ調査スベシ。
第三条 植林地施業ノタメ常設ノ林務委員三名ヲ置ク、其ノ任期ハ三カ年トス。

第四条 林務委員ハ本村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ選挙シ、委員ノ費用弁償ハ一日金参拾五銭トシ支給方法ハ本村給与規定ニヨルモノトス。

第五条 委員ハ毎月一回以上植林地ヲ巡視シ、左記事項ヲ細密ニ調査ノ上意見ヲ附シテ村長ニ報告スベシ。

一、生育状況、改植補植間伐其ノ他ノ手入レ

二、防火線ノ状況

三、害虫並ビニ病害ノ予防駆除

第六条 植林地保護ノ為請願巡查一名ヲ置クコトヲ得。

第七条 村長ハ毎年度予算ニ基ツキ落葉松、赤松、扁柏等喬木作業ヲナスモノトス。

第八条 委員ハ本村役場植林地台帳ヘ左ノ事項ヲ記載スベシ。

一、種類及ビ樹令別ノ大要

二、新植及ビ補植改植ノ年月日其ノ樹令別並ビニ苗木数

三、間伐採伐ノ種類及ビ其ノ数量

四、被害木ノ種類、樹令、数量

五、沿革ノ大要

六、其ノ他必要事項

第九条 植樹ノ伐採期ヲ定ムルコト左ノ如シ。

一、赤松 五十年 二、落葉松 五十年
三、杉 五十年 四、扁柏 六十〜七十年

第十条 林下草ノ採取ハ従来ノ慣行ニヨリ村民ニ採取セシメ、落葉ハ毎年村会ノ決議ヲ經テ期日ヲ定メ一般村民ニ無償譲与スルモノトス。但シ、既植樹ハ勿論天然性ノ稚樹ト雖モ伐り取り枝打ちハ厳禁ス

第十一条 植林地手入レ方法ハ毎年実地ヲ踏査シ樹齡ニ從イ其ノ区画及ビ期

日ヲ定メ、村会ノ決議ヲ経テ一般村民ニ手入レヲナサシメ、打チ枝ハ無償譲与スルコトアルベシ。

第十二条 前条ノ決議ニヨリ一般村民ニ手入レ枝打チナサシムル場合ハ、村長及ビ区長又ハ当該委員指揮監督ス。

第十三条 本規定以下ノ事項ニシテ管理上必要ト認ムルトキハ村会ノ決議ヲ経テコレヲ定ム。

附則

第十四条 本規定ハ大正七年四月一日ヨリコレヲ施行ス。但シ、従前ノ規定ハ本規定施行ノ日ヨリコレヲ廃ス。

大正七年三月十四日提出 南箕輪村長 征矢友三郎

(役場文書)

この規定は村有林に対する村長の義務、三名の常設林務委員の設置とその任務、下草、落葉の採取及び植林地手入れ法等を定めているが、外に請願巡査一名を置くことを得ることにしている。この規定に基づいて「本村有林野植林反別式百九拾六町四畝貳拾貳歩、及び本村各部落有林野村長管理に属する総反別百三拾九町壹反六畝五歩の保護の爲」として、森林警察官の派出を申請し、大正七年四月一日から、

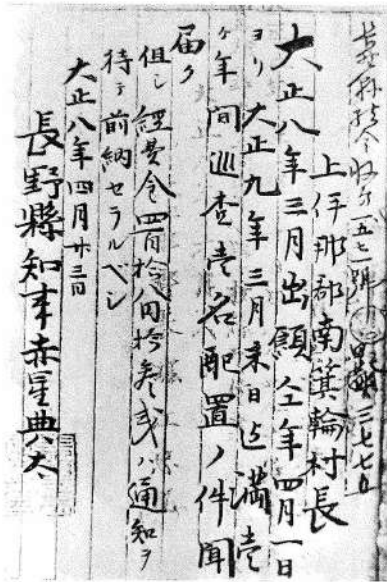


図5-18 森林保護のための特置巡査配置許可通知

数年間特置巡査の配置が認められ、植林地の保護取締りに当たっている。したがって、部落有林野であっても村長管理下にある林野は、間伐、下草刈り、枝打ち等の手入れば村長に届出て、村役場から特置巡査に通報し誤り無きを期しているその一例をあげる。

乙第八二三号 十月十日

神子柴区長ヨリ字三本木原及ビ中野原部落有植林地松枝打チ、本月十二ヨリ三十日迄ニ於テ施行ノ旨届出候ニ付キ御了知相成リ度ク候。

大正七年十月十日

南箕輪村役場

黒沢特置巡査殿

(役場文書)

さらに、大正十三年には「村有林ノ経営及ビ入会山野ヲ整理シ適当ナル施設経営ヲ為スハ本村ノ重要ナル事業ナリ、林業技術職員ヲ置キ専ラコレニ当ラシメン為本規定ヲ設クルナリ」(役場文書)として林業技術職員設置規定を設け、奨励金の交付を受けて十数年間林業技術職員を置いている。さらに同一四年には林野消防組織を作るなど公有林野の多い本村にとって林業政策は村政の極めて重要な部分を占めていた。

次に、森林の保護育成の中で困難な問題は害虫駆除であった。大正七年には北原の松林に松毛虫が大発生をした。その駆除のため七〇余人の番人を配して一町六反余の松林に火入れをしている。もちろんこれだけでは害虫の拡がりは抑えられず、次のように多数の村民を動員して捕殺を行なった。

乙第五八号 大正七年五月十七日

本村字北原植林地へ害虫発生ニ付イテハ駆除法研究ノ結果、捕殺ノ外方法コレ無キニ付キ、明十八日駆除致シ候条同日午前九時実地へ左記ノ器具携帯出頭候様御部内一般へ御触レ示相成リ度ク此段通知ニ及ビ候也。

各区長宛

村役場

一、小ナル「バケツ」若シクハ同様ナ品（害虫ヲ入レル器具）及ビ害虫ヲ取
ルモノ。

目下農蚕多忙中ノ季節ニ付キ、人夫ハ男女ヲ問ワズ害虫ヲ捕殺シ得ラル
ル者ナラバ宜敷キニ付キ、御承知ノ上御触レ示シ相成リ度ク候也。

（役場文書）

しかし、広い松林の中の松毛虫の駆除は容易なことではなく、六月
一二日には小学校六年以上の男生徒が駆除に参加している。子供たち
の捕えた毛虫は村によって買い取られているが、大人でも気味悪がつ
て尻込みをするようなことで、子供たちの中には気分を悪くし、翌日
学校を休んだ者もあったと書き残されている。大芝原ではその年七月
一二日、松毛虫の繭を量にして一一石三斗余捕獲したが翌八年にもか
なりの発生がみられて、やはり何回も捕殺を行なっており、いかに松
毛虫の駆除に腐心したかが想像される。

四 村有林生産物の販売

植林から下草刈りや枝打ち等の手入れや害虫駆除、火災防止等、村
長以下村民全体の努力の結果は、既に「大芝原模範林ハ成育良好ニシ
テ、大正四年十月信濃山林会総会ヲ開クニ当たり、其ノ視察団一行ヲ
歓迎シ県下ノ賞賛ヲ得タリ」（役場文書）というほどになっていた。早
くも大正一二年には村有林大芝原の一部が伐採され、その収益は基本
財産として蓄積されるようになった。

議案第六号大芝原村有林一部伐採ニ関スル議案

南箕輪式千参百五十八イ号字大芝原

一、原野 植林反別式百拾九町式貳拾歩

所有者 南箕輪村

右植林地ノ内第四・五両林班ノ一部伐採実測面積十町歩赤松二十五年生乃至
二十七八年生、参万本、材積見込ミ九千貳百九十八石。
右立木ヲ大正十二年三月ヨリ同十三年十二月迄ノ伐期ニテ売却シ、代金ハ村
条例ニヨリ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

大正十二年二月十五日提出 南箕輪村長 松沢郡寿

村有林売却見込ミ

用材 壹万八千八百本 八千六拾壹石三斗

薪材 壹万貳千貳百本 百参拾貳棚

（塩ノ井大東文書）

この伐期中の大正一二年九月一日関東大震災があつて木材需要の急
増となり、村長と専任林務は東京方面に需給関係の視察に行つてきて
いる。その報告に「：用材トシテ価値アルモノハ夫々製材シ置カバ、
短時日ニシテ需要ヲ充タシ不用ニ帰スル如キ事ナキヲ信ズルヲ以テ成
ル可ク伐採ニ注意シ用材トシテ価値アルモノハ之ヲ利用シ、其ノ他ハ
架掛用材、薪材トナスヲ相当ナル方法ト認ム」と述べている。用材が
どのように販売されたか不明であるが、薪材については「視察後各所
ニツキ需要照会致シ候処何レモ一棚五円以上ノ申シ込ミニシテ頗ル好
況ニコレ有リ、本村ノ為同慶ニ存ジ候。就イテハ右ノ次第ニテ特売ノ
必要コレ無ク」として、次のように公売している。

村有林ノ間伐材ノ内左記ノ通り公売致ス可キニ付キ、立会下サレ度ク此ノ段
通知ニ及ビ候也

大正十二年十二月一日 南箕輪村役場

村会議員殿

記

一、赤松薪 凡ソ式百棚 但シ尺八寸四九積 南箕輪村大芝渡シ

一、松葉 凡ソ式千駄 同所渡シ

一、入札場所 南箕輪村役場

一、入札ノ日時 大正十二年十二月四日午後二時限り

一、入札及ビ落札保証金各価格百分ノ五

開札ノ時 メ切り後即時

(塩ノ井大東文書)

また、大正一三年には南箕輪村役場庁舎改築資金積立規程が作られ、村有林間伐施業収益金を毎年五百円以上積み立て、役場庁舎の改築資金の蓄積に重要な役割を果たした。これらは村有林生産物利用のごく初期の例であるが、その後の先人の汗の結晶が村の基本財産として、村財政の上に重要な役割を果たしている。

二 部落有林野の村有への統一

明治三四年、公有林野整理規則が定められ、五町歩以上の公有原野の取り調べが行なわれている。その目的は公有山野を芝地、牧草地として残す区域と、林地とに区分させ、植林の奨励と同時に入会権を解消し、市町村財産の造成も目指したものであった。国は明治四二年二月各府県に対し公有林野の現況を調査報告させている。この段階では全国の公有林野二九七万町歩のうち町村有は二二%、部落有七七%と圧倒的に部落有が多かった。政府は四三年三月公有林野造林奨励規則を公布し、市町村有又は町村組合有林野に優先的にこれを適用することによって、部落有林野の村有への統一をねらった。

これらの国の方針に基づいて県は明治四三年三月、内訓三号を布達した。これは、国の指示のもとに部落有財産を村有に統一して地方自治体の財源を強化すること、一方で統一された公有林野に施業案を実施して治水に利することであった。部落財産統一の目的は、部落財産統一過程報告の中の左の一文によく示されている。

「町村自治ト部落有財産トノ關係ハ自治行政上頗ル留意スベキ事柄ニ属シ

テ、コレヲ統一シ又ヤムヲ得ザルモノハ純然コレヲ町村長ノ管理ニ移スコトハ、町村自治ノ發達ヲ遂ゲシメ、又区有ナルガ為ニ荒廢セシ山野ヲ利用シシテ富ヲ増サシムルコトハ一日モ差シ措クベカラズ。」

(役場文書)

すなわち、当時まだ弱体であった町村制を確固なものにするために、町村自治体の財源を強化すること、町村有に統一することによって荒廢した山野の植林を容易にし治水の実を挙げ、ひいては国富を増すということにあったのである。

各町村はこれら国や県の指導のもとに部落有林野の町村統一への努力をしているが、この時期では本村関係の入会原野は全部部落有に分割されたばかりであり、入会山の方はまだ他町村の部落を含めた各部落の共有入会地として旧来の形のままで残されていた。したがって、これを村有に統一するということは簡単に進むことはなかった。明治四四年入会地の現況と整理計画とを郡長に報告しているが、入会地の整理について次のように報告している。

北原：入会整理ニ付キテ八部落有財産ヲ村有ニ統一スル計画ナレド、一朝旧慣ヲ打破スルモノナレバ遅ヤトシテ進行セズ。

中野原：部落有財産ヲ村有ニ統一スル計画ナレド、本原ノ如キハ部落有トシテ村長監督下ニ保存スルコトニ確定ス。

三本木原：入会整理計画トシテ、各部落ハ戸数地価反別ヲ標準ニ分割ヲナシタルモ、未ダ公簿上ノ手續キヲナサズト雖モ各部落分割割リ受ケ方ニ対シ、植樹ヲナシ、或ハ開墾ヲナシタル部落モコレ有ル状況。

大泉所山・北沢山：本山ノ如キ年一年ト荒廢ニ属スル所以ノモノハ、要スルニ濫伐火災ニ因ス。依ツテ、各入会部落ヘ分割シ夫々適當ノ山林保護政策ヲ講ジ、管理スルノ得策ナルヲ見認、分割ノ協議ヲナスモ、旧慣ヲ打破スル一大革新ナレバ遅ヤトシテ容易ニ進行セザル状態ナリ。

(役場文書)

このような情勢の中で時の大山知事は早急に部落有林野を町村有に統一するよう訓示をし、さらに、「市町村に各部落の行政を統一して共同一致政治に努力することが目的であること、土地殊に山林原野は地方に属する財産として寧ろこれを保護するため、市町村に帰属せしむるの外に売却譲渡を許さないこと、などの方針を示している。こうして、県は大正三年新たに公有林野整理費を計上し、本格的に部落有林野の町村有統一に乗り出したのである。その主なる施策は、公有林野の管理区分を明確にして農耕に適さない所は植林を奨励、県林業技術員を増員して、町村有林野の施業案を作成援助することであつた。

村としてもより積極的に村有統一化に努力することになり、最初に村有に統一されたのが大芝原であつた。大芝原は明治三十八年の分割の際、村基本財産として五〇町歩、学校林として五三町歩が村有として残されており、他の部落への分割の分も実地上の分割はされたが、公簿上の分割は行なわれていなかったようで、早くから村有的色彩が強く、大正三年三月北原、三本木原を同一歩調に引き込んで、次の契約証書により村有に統一された。

契約証書

明治三十八年中大芝原ノ分割ヲナシ各部落ノ割リ受ケ区画ヲ定メタル所、明治四十三年七月本県内訓三号ニ基ツキ、下名委員及ビ区長等ハ時勢ノ進運ニ伴イ、本村将来ノ自治發展ヲ期センガ爲メ各部落有財産統一ノ協議ヲナシ、大芝原、三本木原、北原ノ三原野ヲ村有ニ帰属セシムルコトト決定シタルヲ以テ、後日違背コレ無キ爲メ熟議ヲ遂ゲタル決定事項ヲ列記シ、契約スルコトト左ノ如シ。

第一条 本村宇北原実測反別三拾壹町三反六畝拾歩ハ、久保北割・久保南割・大泉・北殿・南殿・田畑・沢尻七部落共有ノ処、神子柴部落ヨリ該加

入料トシテ金参百円也ヲ受領シ、本村全部落ノ共有トシタル上無償本村有ニ帰属セシムルモノトス。

第二条 (略)

第三条 本村宇三本木原実測反別参拾六町三反六畝貳拾六歩ノ内六町歩ヲ神子柴部落ヘ交換分譲シ、残反別ハ全部無償本村有ニ帰属セシムルモノトス。

但シ、神子柴部落ハ交換趣意トシテ反別七反八畝貳拾歩及ビ金六拾五円也ヲ本村全部落ヘ提供シ、該金ハ全部落ヘ配当スルモノトス。

神子柴部落ト交換分譲理由左ニ

第一項 宇中松原下松原学校道下

一、反別壹町九反六畝七歩

神子柴部落割リ受ケ地

宇牛馬飼場

一、反別壹町三反六畝二五歩

同右

宇上ゲ溝原

一、反別壹町貳反三畝拾三歩

同右

小計 反別

四町五反六畝拾五歩

前記神子柴割リ受ケニ係ル原野ハ曩ニ久保北割・大泉・北殿・南殿ノ四部落ト交換シタルモ、該契約ヲ解除シ三本木原ト交換分譲ヲ本村全部落ニ於テ承認セリ。

第二項 宇大芝原ノ内

反別壹町九反四畝七歩

神子柴部落特売地

此ノ交換地宇三本木原ノ内 反別壹町壹反五畝拾七歩

右大芝原ハ明治三十八年中神子柴部落ヘ代金壹百五拾七円也ニテ特売シタル所、三本木原ノ内ニテ交換分譲ヲ相互承認ス。但シ該代金・前第二條中ニ包含ス。

第三項 宇三本木原ノ内西部

一 反別 貳反七畝貳拾八歩

神子柴部落特売地

右ハ曩ニ惣入会部落ニ於テ神子柴部落ヘ特売ノ処、神子柴部落有接近地東部ヘ組換エヲ承認ス。

第四条 前第三條第一項神子柴部落割リ受ケ地ハ曩ノ交換ニ基ツキ久保北割・大泉・北殿・南殿ノ四部落ヘ特売シ、四部落ハ該代金参百七拾円七拾

六銭ヲ本村全部落へ提供スルコトヲ相互承認ス。但シ、該代金ハ本村全部落へ配当スルモノトス。

四部落へ特売地代金計参百七拾円七拾六銭（内訳略）

第五条 前一条ヨリ第四条ニ至ル配当金ハ明治三拾八年中大芝原分割当時ノ調査ニ係ル戸数ヲ以テ各部落へ分賦スルモノトス。

第六条 大芝原・北原・三本木原ノ三原野ニ関スル、先年各部落ニ於ケル契約ハ全部無効トス。（注 割受ケ地交換の契約）

第七条 本契約証外各部落ノ専有ニ属スル財産ハ各所有部落ニ於テ適宜処理スルモノトス。

第八条 本村字牛馬飼場、上ゲ溝原ノ上中下松原ハ先年各部落へ分割及ビ交換ノ通り之ガ決行ヲナスモノトス。

第九条 本契約証ニ基ツク分割及ビ所有権移転登記手續キ等其ノ他一切ニ付キ下名委員及ビ区長等ハ連帯責任ヲ負イ、各関係部落ノ便宜ヲ図リ是ガ遂行ヲ容易ナラシメ、万一契約不履行ニヨリ損害ヲ蒙リタル部落ヘハ相当弁償ノ処置ヲ取ルモノトス。但シ、第七条ニツイテハ此ノ限りニアラズ。

右確約必行ノ証トシテ八通ヲ作製シ各自署名捺印ノ上、各部落委員区長ニ於テ壱通宛ヲ所持スルモノナリ。

大正参年参月 部落有財産統一委員
各区长 三十名署名捺印（略）

（役場文書）

この契約書をみると、村有統一化に当たってはいろいろの問題点があったことがわかる。北原に対しては神子柴部落は入会権がなかった。ので、分割時の割り受け地もなかった。したがって、北原の村有帰属に当たっては趣意金として神子柴部落より三百円を、入会権を持っていた他の七部落へ支払うことで合意に達した。また、分割に際して生まれた特売地の問題の調整及び分割後に行なわれた各部落相互間の割り受け地の交換の問題があった。交換契約については村有統一化に当

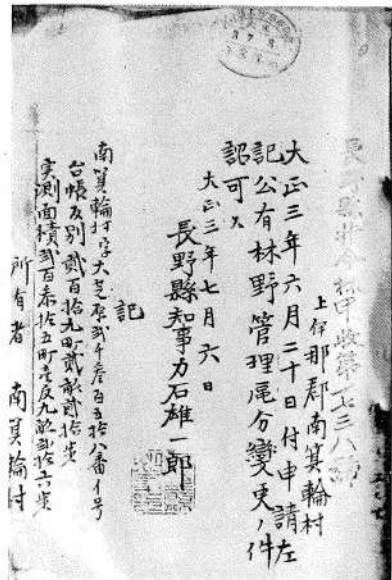


図5-19 大芝原村有統一化認可状

たつて今までのものは一切無効であることを相互に了承すること御破算とし、これによって、ようやく条件整備ができて北原、大芝原、三本木原の村有統一化が実現したのである。

この村有統一化は次の資料によっても確認される。

・長野県指令林甲収第一七三八号

上伊那郡南箕輪村

大正三年六月二十日附ケ申請左記公有林野ノ管理区分ノ変更ノ件認可ス。

大正三年七月六日 長野県知事 石雄一郎 回

記

南箕輪村字大芝原式千参百五拾八番イ号

台帳反別 式百拾九町式畝式拾歩

実測面積 式百三拾五町壹反九畝式拾六歩 所有者 南箕輪村

（役場文書）

・上伊那郡役所指令庶第八四七号

大正四年五月二十二日第三六九号 稟請久保北割外六部落共有地（注北原）無償譲与ノ件

右町村制第一百七条ニ依リ之ヲ許可ス。

大正四年六月七日 上伊那郡長井吉太夫印

(役場文書)

こうして、北原・大芝原・三本木原の三原野は村有統一化が完了した。しかし、村議会へは大正九年になって部落財産統一に関する議案として提出されている。その議案内容である「覚え書」の四条に三本木原、五条に北原村有統一化のことが、前掲、大正三年の契約証書と同様の内容で記されており、実際の村有化の契約書成立より六年後に可決されていること、また、北原の公有林野の村有取得届が、郡長の催促によって大正六年に提出されていることなど、村有統一化に係る複雑な要素の存在を感じさせるものがある。

なお、中野原については明治四四年の段階で各部落共有のままで村長管理下にあることが報告されており、大正九年の部落有土地整理について「覚え書」六条に「第一条乃至第六条以外ノ本村部落有土地(注中野原、牛馬飼場、上ゲ溝原及び各部落の内原等)及び其ノ他財産ハ部落有財産トシテ存置シ村長ノ管理ニ移ス」(役場文書)とあり、中野原、上ゲ溝原、牛馬飼場等は部落有のまま残されたのである。

第六節 入会山の分割と村有統一化

一 入会山の分割

(一) 大正五年の分割協定覚え書の成立

入会山の管理については既にみて来たように、明治一四年に大泉所山保護契約書、同一五年には南、北沢山樹木生育保護約定証等の山法を定めて取り締りに努力してきたが、乱伐と野火のために入会山の荒廃はとまらなかつた。明治三〇年には森林法が公布され、さらに、三四年には公有林野取締規則が定められているが、共有なるがゆえに自儘な利用が跡を絶たず、さらに、複雑な利害の対立があつて植林や保護育成も思うにまかせず、山林の荒廃はその極に達した。一方で、国は山林の荒廃による災害を防止するため、保安林の広範囲な設定をすすめ、明治四二年ころ保安林の面積は数百町歩に及ぶ状況であつた。保安林に編入されれば山林としての利用は極端な制限を受けるので、荒廃の進むことと共に保安林への編入による山林の価値の減少が憂慮されていた。本村では早くからこの点に思いを致し、山林の整理と育成について鋭意努力を続けてきた。既に原野については明治三八年までに整理分割を完了して植林につとめ、早くも一部が美林に成長しつつあるのを見るにつけても、山林の整理とその経営の改善を急務と感じ、特に明治四二―三年には全力を傾けて分割整理の推進に努めてきた。

政府も林野の荒廃は、入会利用が最大の原因であることを指摘し、その分割整理が急務であることを提唱し、公有林野造林奨励規則を公布して部落有林野の村有への統一推進を図り、同年七月県は内訓三号を布達したことは既に述べたが、この内訓三号は入会権の解消、部落

有財産の村有への統一を意図していた。したがってそれは、入会地の分割整理を強力に押し進めるもので、県および郡の指導は強化されたが、長い間の入会権の慣習、特に地元や山元の拡大された特権的な意識を打ち破ることは困難で、分割への糸口を見付け出すことさえできないまま、数年を経過した。ところがたまたま大正天皇即位の御大典を機として、大正五年、上伊那において信濃山林大会が開かれ、本村大芝原の模範林が県下に広く紹介され、それが林業思想を広く啓発することになった。この機を利用した長井上伊那郡長の指導のもとに分割の協議が行なわれるようになり、同郡長の仲裁によってようやく分割への道が開かれたのである。すなわち、大正五年五月から七月にかけて分割の協議を重ね、時には深夜に及ぶ協議の末、北沢山、南沢山については五月二七日、蔵鹿山及び矢ノ南入りについては七月三日、大泉所山については七月五日に分割協定書覚え書が作成調印されたのである。

左に北沢山、南沢山分割協定書覚え書を掲げる。(大泉所山・蔵鹿山の分割協定書覚え書は後出)

南・北沢分割協定書覚え書

伊那町大字伊那字南沢・神名沢・原山寺社平伊一〇、〇〇一番

一、山林反別千六百五拾七町式反歩

伊那町：伊那村・伊那部ノ内東伊那部・狐島・上新田・下新田

南箕輪村、西箕輪村：大萱・上戸・中条・与地・大泉新田 共有

南箕輪村字北沢八三〇八番

一、山林反別千七百七拾八町歩

南箕輪村、西箕輪村：大萱・大泉新田・上戸・中条・与地

伊那町：伊那村・伊那部ノ内東伊那部・狐島・上新田・下新田 共有

右土地ニ対スル分割方法ニ付イテハ多年懸案中ノ処、今般上伊那郡長ノ仲裁

ニ依リ左記ノ通り協議決定シ茲ニ全ク解決ヲ告ゲタリ。依ッテ将来異議無キ為本書四通ヲ作成シ関係町村長並ビニ郡長ニ於テ各宅通ヲ保持スルモノナリ。

分割整理方法

第一条 西箕輪村与地部落へ井出ノ沢ニ於テ三拾町歩ヲ、其ノ専用土地トシテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第二条 伊那町横山部落へ拾町歩、平沢部落へ三拾町歩ヲ其ノ専用土地トシテ各部落接近地ニ於テ伊那町区域ニ編入スルモノトス。

第三条 伊那町西伊那部部落及ビ南箕輪村へ、元地元記念ニ其ノ持分トシテ各式町歩ヲ贈与シ関係町村ノ区域ニ編入スルモノトス。

第四条 南箕輪村故高木懺三氏ノ本分割地ニ対スル功勞ニ報ユル為、其ノ家督相続人ニ五町歩ヲ贈与スルモノトス。

第五条 伊那町常円寺へ字寺社平ニ於テ、式町歩ヲ縁故地トシテ贈与スルモノトス。

第六条 西箕輪村三井筋ノ上式拾間通り、堰下沢境ニ至ル迄ノ土地ヲ沓坪金参厘ノ割合ヲ以テ各関係部落へ特売スルモノトス。但シ、与地井筋ニ付キテハ堰下式拾間ヲ越エザルモノトス。

第七条 西箕輪村各関係部落ノ要求ニ応ジ北沢山地籍ニ於テ、式百町歩ヲ沓坪金六厘ノ割合ヲ以テ特売スルモノトス。但シ、分割地ニ接続地域トス。

第八条 原山寺社平山ニ対スル縁故ニヨリ、参町歩ヲ伊那町(御園、山寺ヲ除ク)関係部落持分トシテ譲渡シ、其ノ区域ニ編入スルモノトス。

第九条 一般分割方法ハ中野原分割ノ例ニ準ジ、大正五年四月一日現在ヲ以テ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム。

一、部落別 参分 一、戸数割参分(但シ戸数ハ本籍戸数ニヨルモノトス)

一、地価割 式分 一、私有田畑宅地反別割 式分

第十条 分割地ハ町村別ニ区域ヲ分チ、其ノ位置ハ相互ニ於テ協定スルモノトス。

第十一条 分割整理費ハ分割地ノ立木(樹令ニ達シタルモノ)売却代金、及

ビ特売代金ヲ以テ之ニ充ツ。前項ノ費用ニ過不足ヲ生ジタル場合ハ第九条ノ一般分割方法ニヨリ分配又ハ徴収スルモノトス。

大正五年五月二十七日 関係町村長並ビニ分割委員及ビ仲裁人署名捺印

(省略)

御射山については、実地調査や再三の協議にもかかわらず、地元村等の反対が強く協定の成立には至らなかった。当時、肥料は大豆粕全盛時代に入っており、硫酸の使用も急増して刈敷の必要量の減少という要因も加わったとはいえ、大半の入会山について分割協定の成立にこぎつけたことは、村長以下委員の山林と村の将来を思う寝食を忘れた努力の結果であって、分割史上の大きな画期であったといえることができる。この協定成立について村長高木正直は「村民各位ニ告グ」という一文の中で次のように述べていることから重要性がわかる。

「林野分割整理ノ協定成立シタルハ本村ノ一大幸福ニシテ、爰ニ新紀元ヲ画シタルモノト謂ハザル可カラズ、是歴代村長ノ遺功ト委員諸氏ノ尽力ニ依ルト共ニ、長井郡長ノ昼夜ニ亘リ熱誠ナル仲裁ノ功ニ帰セズンバアラズ。小職ハ是ヲ村民各位ニ報告スルノ光榮ヲ有スルモノナリ。…(中略)…爾今以後村民各位ノ自奮自覚ニヨリ個人富力ノ増進ヲ計ルト共ニ、協力一致シテコノ富源ヲ利用シ、村経済ト相俟ツテ本村前途ノ幸福発展ヲ確保スルノ光明ヲ認メタルヲ以テ、是ヲ各位ニ告グ共ニ奮勵向上ヲ期セントスルモノナリ。」

(役場文書)

(二) 大泉所山の分割

大正五年七月五日成立した大泉所山分割協定書は次のとおりである。

覚書

南箕輪村字大泉所山二三五七イ号一ヨリイ号九ニ至ル九筆

一、山林 合計反別八百六拾四町歩

南箕輪村(部落数ハ中野原分割ノ例ニヨル)・中箕輪村(富田) 共有
西箕輪村：吹上・大泉新田・中曾根・羽広・大萱

右土地ヲ上伊那郡長ノ仲裁ニヨリ左記ノ方法ヲ以テ分割スルコトニ協議決定シタルニ依リ、将来異議ナキ為本書四通ヲ作製シ関係町村長並ビニ郡長ニ於テ、各宅通ヲ保持スルモノナリ。

分割方法

第一条 西箕輪村吹上部落へ接近地ニ於テ貳拾町歩ヲ、其ノ専用地上シテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第二条 西箕輪村羽広部落へ接近地ニ於テ拾八町歩ヲ、其ノ専用地上シテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第三条 西箕輪村大泉新田部落へ吹上部落専用地上シテ拾貳町歩ヲ、其ノ専用地上シテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第四条 西箕輪村中曾根部落へ大泉新田部落専用地上シテ八町歩ヲ、其ノ専用地上シテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第五条 中箕輪村富田部落へ一般方法ニ依ルモノノ外拾五町歩ヲ、一般分割地ノ接続地ニ於テ付与スルモノトス。

第六条 西箕輪村関係部落ノ要求ニ応ジ、六拾町歩ヲ一坪六厘ノ割合ヲ以テ特売スルモノトス。但シ、分割地ニ接続地域トス。

第七条 南箕輪村ノ要求ニ応ジテ、大泉井堰ト大泉川トノ間ニ於ケル井縁特売地ヲ除キタル分ヲ壹坪六厘ノ割合ヲ以テ特売スルモノトス。

第八条 大泉井堰及ビ上井堰ノ河心ヨリ各式拾間以内ヲ、壹坪参厘ノ割合ヲ以テ関係部落ニ特売スルモノトス。但シ、上井堰ニ付キテハ現在堰口ヨリ

上方長サ式拾間幅式拾間ノ地ヲ包含スルモノトス。

第九条 南箕輪村へ元地元記念トシテ壹町歩ヲ附与スルモノトス。

第十条 一般分割ノ方法左ノ如シ。

一、部落別 二分

一、戸数割 四分

但シ、戸数ハ大正五年四月一日現在本籍者トス。

一、私有田畑地価割 二分 但シ、地価ハ大正五年四月一日現在ニ依ル
 二、私有田畑反別割 二分 但シ、大正五年四月一日現在台帳反別ニ依ル
 第十一条 分割区域ハ東西ニ縦断シ南部ヲ南箕輪村、北部ヲ西箕輪村所属ト
 シ、富田部落所属地ハ其ノ接続地ノ中腹北方ニ於テ之ヲ定ム。

第十二条 立木ハ分割シタル所属地ノ所有トス。

第十三条 大泉井堰及ビ上井堰ノ水利権ニ付キテハ、分割後ニ於テ之ガ侵害
 行為ヲナサザルモノトス。

第十四条 分割整理ノ費用ハ特売地代金ヲ以テ之ニ充ツ。前項ノ費用ニ過不
 足ヲ生ジタル場合ハ第十条ノ一般分割方法ノ割合ヲ以テ分配又ハ徴収ス。

第十五条 本協定ニ付キ将来疑義ヲ生ジタル場合ハ、上伊那郡長ノ裁断ニ
 任スルモノトス。以上

大正五年七月五日

中箕輪村長 千葉 胤孝

他委三名(略)

西箕輪村長 堀内 今朝一

他委員一九名(略)

南箕輪村長 高木 正直

委員 穂高 駒次郎

征矢 友三郎

清水 正堅

出羽沢岩次郎

倉田 徳三郎

伊藤 鶴吉

山崎 大八郎

清水 国武

加藤 敬亮

日戸 伝雄

太田 文次郎

太田 徳重 仲裁人 上伊那郡長 長井喜太夫
 加藤 雅賢 (役場文書)

この協定に基づき各部落の大正五年四月一日現在の戸数・反別・地
 価を調査して分割面積を算出した。本村および関係部落の取得した面
 積は次のとおりである。

南箕輪村 四六〇町八反二畝二六歩(地元記念一町歩を含む)

西箕輪村 三九八町六反七畝一八歩(吹上三〇町歩、中曽根八町歩、羽広一
 八町歩、大泉新田一二町歩の占有地を含む)

中箕輪村富田 六四町八反二畝一四歩

大泉井 一八町七反九畝五歩

上井特売 四町五反六畝一七歩

このようにして大泉所山は大正五年分割を完了したが、本村受け分
 のうち大泉井及び上井特売地の外は、一括して南箕輪村分として割り
 受けており、各部落への分割はしなかった。こうして大正一三年部落
 有林野処分のため次のような議案が村会に提出され、それが可決され
 た。

議案十三号部落有林野処分ノ件

入会地分筆ノ表(表略)

右ハ入会権解消、土地分割整理ノ必要上左表ノ如ク所有権ヲ移転シ、入会其
 ノ他共同使用ノ慣行ヲ廃止ス。

字	地	番	地目	台帳反別	実測反別	地価	所有者
大泉所	二三五七イ号ノ一		山林	三四六町七二畝〇〇歩	三七八町七五畝一三歩	一五二円五七銭	南箕輪村
"	イ号ノ一〇		"	五、二〇、〇三	五、八一、一二	二、二八	"
"	イ号ノ一一		"	六、一一、二三	六、八四、〇五	二、六九	"
"	イ号ノ一二		"	一六、〇九、一五	一八、〇〇、〇〇	七、〇七	西箕輪村
"	イ号ノ一三		"	一四、六一、〇八	一六、三四、〇五	六、四三	大泉区
"	二三五七イ号ノ一四		"	三二、五三、〇〇	三六一、八二、〇〇	一四二、三七	西箕輪村

イ号ノ一五	五七、九六、一五	六四、八二、一四	二五、五一	中箕輪村富田区
イ号ノ一六	二、七七、二八	三、一〇、二五	一、二三	吹上、大泉、大泉新田、中曾根、富田区
イ号ノ九	一八、六五、一八	一八、六五、一八	一	西箕輪村
イ号ノ一七	一、四五、二二	一、四五、二二	一	吹上、大泉、大泉新田、中曾根、富田区
イ号ノ一八	二〇、〇〇	二〇、〇〇	一	西箕輪村
イ号ノ一九	七、五八、一〇	七、五八、一〇	一	南箕輪村
イ号ノ二〇	二、四五、〇〇	二、四五、〇〇	一	大泉区
イ号ノ八	五二、八三、〇八	五二、八三、〇八	一	南箕輪村

大正十三年三月廿八日提出

日決議

上伊那郡南箕輪村長 倉田正

(役場文書)

さらに、南箕輪・西箕輪・中箕輪の三村長連名にて大泉所 分割処分の申請が出され、次のように認可されている。

長野県指令林甲収第四一〇四号

上伊那郡南箕輪村長

上伊那郡西箕輪村長

上伊那郡中箕輪村長

昭和二年九月六日甲第六二九号稟請南箕輪村、西箕輪村吹上区・大泉新田区・中曾根区・羽広区・大菅区・中箕輪村富田区共有左記ノ土地処分件認可ス。

昭和三年一月十三日 長野県知事 千葉 了四

記

(村会議案と同様大泉所山の地番面積所有者表示につき省略)

(役場文書)

このように、大泉所山の分割は実質的には大正五年に行なわれたが、公簿上の分割は昭和三年に行なわれたことになる。(図5-20)

(三) 北沢山および南沢山の分割

北沢山・南沢山の分割は、大正五年五月二七日に前述したように分割協定書覚え書が成立し、引き続き八月から一〇月にかけて十数日の境界査定、協議、及び実測調査を行ない、分割が円滑に終了するかに見えた。ところが実地につき分割地の取得位置を決定する段階になつて紛糾した。それは、分割協定書に取得位置に關しては第十条に「分割地ハ町村別ニ区域ヲ分チ其ノ位置ハ相互ニ於テ協定スルモノトス」としてあつて、はっきりと定めてなかつた。そこで郡役所に会し、あるいは町村別に会を重ねて意見交換をしたが、関係町村の意見が容易にまとまらなかつた。大正一〇年一〇月には郡長による取得位置の提案もあつたがまとまらず、こんな状態なら先に定めた協定覚え書を破棄して、組合を組織して管理すべきだという意見まで出てきた。しかし、協定成立以来多年にわたり分割遂行を研究して來たのだから、協定破棄は本意であるとして、あくまでも取得位置決定に努力を重ねることに落ち着いた。こうして、大正一三年まで郡役所あるいは役場において会を重ねること三〇余回、八年の歳月を費しても意見はまとまらなかつた。

その後八年間はなんらの進展がなく空白の年月が過ぎたが、昭和七

年になり県の仲裁が行なわれることになり、十一月、県農林技手服部啓次郎が来伊し、伊那町役場において仲裁案を作成し、関係町村委員合同の席において裁定という形で発表されたのである。この裁定に対して一〇二の質問があったのみで一同異議を出さず裁定どおり確定することになった。十数年の歳月を争った問題にしてはあっけない幕切れであるが、多年の懸案が解決をみたのである。新しい分割協定書

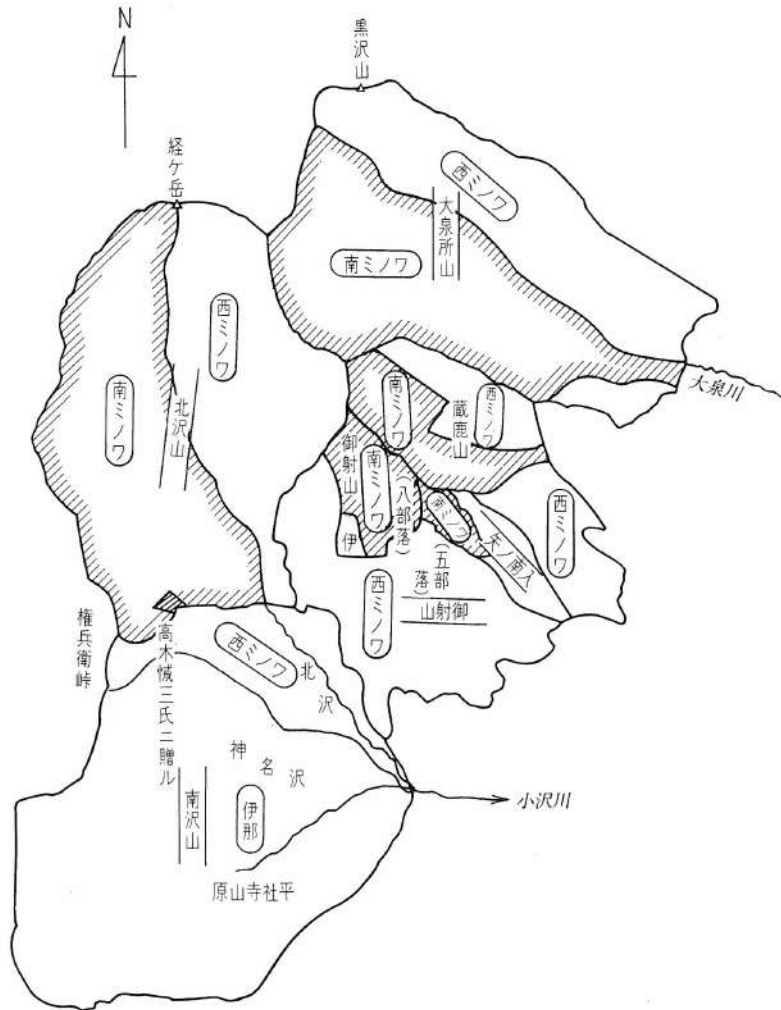


図5-20 入会山分割による各町村の取得地図

持スルモノナリ。

協定事項

第一条 伊那町側ノ分割取得地ハ南沢・原山・寺社平・神名沢トス。

但シ、大正五年五月二十七日協定覚え書第二条第三条第五條第八條第九條第十條ニヨル各取得地一切ヲ包含シ、面積ニ過不足アルモ相互異議ナキモノトス。

は次のとおりである。

覚え書

上伊那郡伊那町大字伊那字南沢・神名沢・原山・寺社平伊一〇、〇〇一番

一、山林反別千六百五拾七町式反歩

伊那町：伊那村・伊那部ノ内東伊那部・狐島・上新田・下新田
南箕輪村、西箕輪村：大萱・上戸・中条・与地・大泉新田

共有

上伊那郡南箕輪村字北沢八三〇八番
一、山林反別千七百貳拾八町

南箕輪村、西箕輪村：大萱・大泉新田・上戸・中条・与地
伊那町：伊那村・伊那部ノ内東伊那部・狐島・上新田・下新田

共有

右土地ニ対スル入会権解消、土地分割方法ハ、大正五年五月二十七日協定済ミナルモ、特売地ノ位置並ビニ分割取得地ノ位置及ビ其ノ他ニ協定未了ノモノアリシヲ以テ、今般県ノ仲裁ニヨリ左記ノ通り協議決定シタリ、依ッテ将来異議ナキ為本書四通ヲ作成シ関係町村並ビニ県ニ於テ各々通ヲ保

第二条 大正五年五月二十七日協定覚エ書第七条ニ依ル西箕輪村ヘノ特売地

ハ、南部境界ヲ神名沢北尾根トス。北部境界ハ権兵衛街道七曲リ登リ口ヨリ上部ハ権兵衛街道ヲ以テ境トス。七曲リ登リ口ヨリ下部ハ北沢本流ヲ境トシ、ザコ沢、押出沢、オオヤンバ沢、水無後沢等ヲ含ム長キ一地域トス。

但シ、現地実測面積ヲ以テ打チ切り不足面積ハコレヲ要求セザルモノトス。

第三条 南箕輪村側ノ分割取得地ハ次ノ通りトス。南部境界ハ権兵衛街道七曲リ登リ口ヨリ上部ハ権兵衛街道トシ、東部ハ北沢本流トシ、西上部ノ地域ニ於テ権兵衛街道ヲ基線トシテ北方ニ進行シテコレヲ取得スルモノトス。

但シ、大正五年五月二十七日協定覚エ書第三条第四条第九条第拾条ニ依ル各取得地一切ヲ包含スルモノトス。

第四条 西箕輪村側分割取得地ハ、伊那町側及ビ南箕輪村側ノ前条取得地以外ノ土地全部トス。

但シ、大正五年五月二十七日協定覚エ書第一条第六条第九条第拾条ニ依ル各取得地一切ヲ包含シ、面積ニ過不足アルモ相互異議ナキモノトス。

第五条 伊那町常円寺贈与地ノ位置ハ伊那町側ニ於テコレヲ決定スルモノトス。

第六条 本件土地ニ関シ将来道路修築、林道開鑿等ノ必要起リタル場合ハ相互誠意便宜ヲ図リ、道幅九米以内ノ道路敷地ハ無償ニテ提供シ、相協力シテ達成セシムベキモノトス。

第七条 本件土地特売代金ハ監督官庁ヨリ処分許可ヲ受ケタル際其ノ十分ノ一以上ヲ納付シ、残金ハ拾力年賦ヲ以テ納入スルモノトス。

但シ、代金ノ納付ヲ怠リ義務ニ背反スル行為アリタル時ハ、特売ヲ取り消スモ異議ナキモノトス。

第八条 本件ニ関シ疑義ヲ生ジタル場合ハ、監督官庁ニ其ノ裁断ヲ一任スルモノトス。

昭和七年拾月式拾日

伊那町長 武田光治郎 伊那町山野整理委員(五名略)

南箕輪村長 清水 磐 南箕輪村助役 太田 徳重

南箕輪村山野整理委員 倉田 寛幹 征矢 脩三

原 又重 清水 忠隆

倉田 可二 伊藤 雅雄

伊藤 護 山崎 清直

清水 秀文 有賀 太樹

加藤 元嘉 有賀要太郎

松沢 多 太田 篤登

伊藤 祐也 有賀 忠一

池上亀次郎

西箕輪村長 唐沢房直 西箕輪村山野整理委員(二六名略)

仲裁立合人 長野県農林技手 服部啓治郎

(役場文書)

5-20
この協定によつて各町村の割り受けた分は左のとおりである。(図)

一、字南沢における特売地及び専用地計四十七町歩

一〇町歩 横山区専用区域

三〇町歩 平沢区専用区域

二町歩 伊那町地元記念

二町歩 常円寺縁故地

三町歩 伊那町原山、寺社平地元特権

一、字北沢における特売地及び専用地計二百六十七町歩

三〇町歩 与地区専用区域

二町歩 南箕輪村地元記念

五町歩 高木懐三贈与地

二百町歩 西箕輪村特売地

三〇町歩 井筋特売地概算

一、南沢実測反別 一〇二町六反二四歩

内特売地等差し引いて 九七四町六反二四歩

一、北沢実測反別 一二二町五反六歩

内特売地等差し引いて 九六〇町五反歩

南箕輪村 五三九町一反五畝歩（特売地を含む）

伊那町 一一一町三反歩（同右）

西箕輪村 五九八町六反三畝歩（同右）

注 実測反別總計と配分面總計との間に三畝の誤差があるが資料のままにしておく。

四 蔵鹿山の分割と入会権の整理

蔵鹿山の分割についても、大正五年七月三日次のような分割協定覚書が作成調印されている。

蔵鹿山分割協定覚書

西箕輪村字蔵鹿山三、八二二番

一原野三百六拾町歩

西箕輪村：羽広・大萱・大泉新田

南箕輪村：神子柴・田畑・南殿・北殿・大泉

共有

右土地ヲ上伊那郡長ノ調停ニヨリ左記ノ方法ヲ以テ分割スルコトニ協議決定シ、将来異議ナキ為本書參通ヲ作成シ關係町村長並ニ郡長ニ於テ各宅通ヲ保持スルモノナリ。

一、境界協定方法

境界ハ現在西箕輪村図ニ依ルモノトス。但シ、字蔵鹿山ノ内矢ノ南入りトノ境界ハ大正五年七月三日締結ノ字蔵鹿山ノ内矢ノ南入りニ關スル境界協定方法ニ依ルモノトス。

二、分割方法

第一条 西箕輪村羽広部落へ接近地ニ於テ式拾町歩ヲ、其ノ専用土地トシテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第二条 西箕輪村大萱部落へ南沢水源ニ於テ五町歩ヲ、其ノ専用土地トシテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第三条 西箕輪村大萱羽広用水堰分所以下兩岸ノ地ヲ、河心ヨリ各式拾間以内ニ於テ一坪金四厘ヲ以テ關係部落ニ特売シ、其ノ専用土地トシテ西箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第四条 西箕輪村關係部落ノ要求ニ応ジ、式拾町歩ヲ一坪金壹錢ヲ以テ特売ス。但シ、分割地ニ接続地域トス。

第五条 区域ハ南北二区ニ縦断シテ南部ヲ西箕輪村、北部ヲ南箕輪村ノ所有地トス。

第六条 立木ハ分割シタル所屬地ノ所有トス。

第七条 一般分割ノ方法左ノ如シ。

一、部落割 式分 一、戸数割 四分 但シ大正五年四月一日現在ノ本籍戸数ニヨル。一、私有田畑反別割 四分 但シ大正五年四月一日現在

台帳反別ニ依ル。

第八条 分割整理費ハ特売地代金ヲ以テコレニ充ツ、前項ノ費用ニ過不足ヲ生ジタル場合ハ第七条ノ一般分割方法ノ割合ヲ以テ分配又ハ徴収ス。

第九条 本協定ニツキ将来疑義若シクハ係争ヲ生ジタル場合ハ、上伊那郡長ノ裁断ニ一任スルモノトス。

大正五年七月三日

（調印者略）

（『入会山分割史』）

このように、大正五年七月に分割協定は調印されたにもかかわらず、その後の分割作業は容易に進まなかった。分割境界線設定に際しては關係部落の間に意見の相違があり、いずれも自分たちの考えを通してとしてまとまらないばかりか、地元の権利の主張が前面に出て来たのである。入会権は普通入会部落間においてその使用収益権は平等なものであって、近代法体系の中でもそれは平等なものとして公認さ

れてきたものである。ところが、入会山の実際の使用に当たっては、地元部落の人たちによって多く利用され、生活に密接に結びついており、その長い間の慣習によって入会山が自分たちの山であるような観念を持つに至っていた。このような観念に支配された部落民の感情が、分割に際して自己の利害関係と結びつけて今までのような有利な収益を存続させ、あるいはこの際さらに有利な状況を作り出そうとして、理不尽な地元権利を主張するようになったのである。

大正七年六月、本村村長と山野分割委員一名が蔵鹿山現地視察を行ったとき、分割協定の拠点である抱瘡神の祠の位置が一五〇間ほど西方へ移動していることを発見した。これは、当時神様が山へ登った事件と言われた。また、九月二〇日の境界線決定の日には両村委員の外に地元村の約半数くらいの人が立ち合いに参加、酒を飲んで氣勢を上げ測量を不可能にした。このように境界の拠点を移動したり、示威行動によって有利な分割を勝ち取ろうとするなどの不当な挙にでることのほか、先に定めた協定を全く踏みにじるような要求を次々と提出して強硬に主張し、協定第十条に規定された上伊那郡長の調停さえ全く不可能にするような状態になった。したがって、大正一〇年ころまで協議はほとんど進まなかった。

このようにして十数年間分割問題は空白反省の期間となったが、昭和一〇年になって蔵鹿山分割の問題が再び活発になった。同年七月郡技手の来村により分割の協議を始め、九月には郡役所から分割促進の通牒、さらに、昭和一二年には経済部上伊那出張所からの分割促進の勧告が出されたのである。本村としては分割促進のため昭和一〇年一月と、一六年四月の二度にわたり、県に対して陳情をし、その間西箕輪村と協議会を持ったが解決の道は開かれず、再び戦時体制下の空白の時代に入ってしまった。

昭和二年二月敗戦処理下の日本農村に、新しく自主的な組織として上伊那農村建設連盟が発足した。これは、混乱した農村を少しずつ系統づけ、農民に自らの力で立ち上がる力を与え、農村に民主化の息吹きを巻き起こした貴重な農民集団であったが、この初代理事であった清水国人は、その一連の組織として本村に農民会を設立した。この会長に推された清水国人は目前の山積みする問題と共に、入会山分割の問題も取り上げたのである。入会山分割に乗り出し分割委員長に選任されるや、空白になっていた西箕輪村との折衝に委員長公人として、あるいは西箕輪村委員長の知人として、西箕輪委員諸氏と熱意と根気を持って地味な交渉を続け、さらに、昭和二年四月村長に就任するや、村政における治山の重要性を強調して、分割促進に懸命な努力を続けた。しかし、大正五年の協定の線に沿って分割を進めようとする南箕輪と、協定を無視して大幅に地元の権利を主張し、自村に有利に分割しようとする西箕輪との間に妥協点を見出すことは容易なことではなかったようである。

このような中で次のような事件が起きたのである。昭和二年二月五日、南箕輪の七名の者が、蔵鹿山の山の神付近で用材一二石(唐松)と、薪を採集して七台の荷馬車に積んで家に帰る途中、羽広区の者およそ四〇人ばかりに取り囲まれて手綱を奪われ、積荷に手をかけようとしたので、その不法をなじったが全く聞き入れられず、大勢の勢いで積荷を全部降ろされ追い帰されるという事件である。これは、自家用材伐採として正当な入会権の行使で、これを阻止することは入会権に対する不当な行為として両村合同委員会を取り上げ、南箕輪委員より羽広の不法行為を責め、今後における猛省を促した。これは分割協議中に起きた問題であったので両村に微妙な影響を与えた。両村の間に深い溝のできることを恐れて両村委員長の間で話し合いが行な

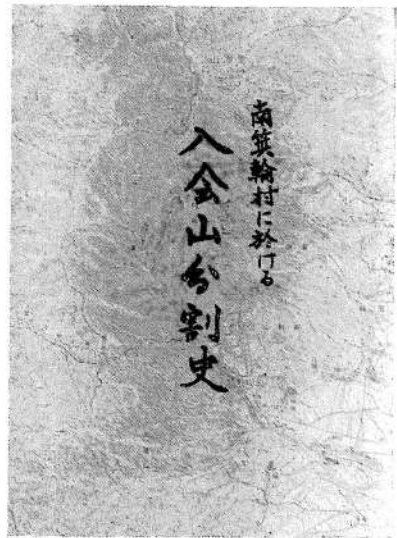


図5-21 昭和38年原正秋によって書かれた入会山分割史

われ、事件十数日後、羽広部落より材木等の返却の通知があったが、用材、薪とも取りに行くことなく放置され、その場に朽ち果ててしまったという。これは極めて不幸な事件であるが、分割促進に無言の力となったと言われている。『入会山分割史』

昭和二十八年二月、緊急造林措置法に基づき蔵鹿山四五町歩に対して植林が指定され、三〇年度までに植林を終了する必要に迫られた。ところが本山は分割協議中ということで分割が終了するまで双方植林はしないという申し合わせであった。それにもかかわらず、西箕輪村がひそかに植林を計画し、四月六日に植林をするように準備をした。これを察知した南箕輪村は四月五日急遽、村民一〇〇〇余名を動員して、一〇万本の苗木を先手を打って植林したのである。このことは、「植林問題でもある蔵鹿山、先手を取られにらみ合う」、「先制植樹で二村対立、蔵鹿山中に南、西箕輪」、「植林で再び対立、蔵鹿山の入会問題」等、諸新聞に大きく取り扱われ報道された。紛争の拡大することを恐れた伊那警察署から警備課長が両村和解の仲介に入るといふ事態になったのである。

このような事態になってからは両村間の協議は行なわれるはずもなく、南箕輪としては去る二六年蔵鹿山伐採地に対する西箕輪村よりの、南箕輪を除外した一方的な伐採跡地等の報告書に対する地方事務所長への申立書、蔵鹿山の分割のため同山への立ち入り、並びに同山の木材搬出方一時中止の伊那地区裁判所へ仮処分申請書の提出を行ない、さらに、協議による分割促進が困難なことから、持分分割請求の調停を伊那区裁判所へ申し立てる等の方策をとった。それによつて、次のような裁判書の勧告が出された。

勧告

申立人 上伊那郡南箕輪村字神子柴・字田畑・字南殿・字北殿・字大泉

右五部落代表者 村長 征矢直徳

相手方 上伊那郡西箕輪村字羽広・字大萱・字大泉新田

右三部落代表者 村長 原 賢一

右当事者間の昭和二十八年の第二号共有分割請求事件につき、当調停委員会は当事者双方に対し左の通り合意すべきことを勧告する。

一、申立人及び相手方は各部落の上伊那郡西箕輪村字蔵鹿山参千八百貳拾貳番山林（公簿上原野三六〇町歩）に対する共有権及び入会権を左の通り分割する。

申立人は一二番中北沢以西、一三番中東方より測定して三十二町歩を除く部分及び一四番全部につき入会権の全部を取得し、同山林其の余の地域に対する共有持分及び入会権を放棄する。

相手方は申立人が右共有持分及び入会権を放棄したる部分について共有権及び入会権の全部を取得し、同山林その余の地域に対する共有持分及び入会権を放棄する。立木その他の毛上は土地に従って帰属する。

二、相手方は申立人に対し金五拾万円を支払うこと。

三、相手方は申立人がその帰属山林の利用管理の為、相手方帰属山林内を通行し、及び新道路の開設、既設道路の改修をなすことを許容し、相手方

はこれを妨げないこと。

四、以上の他双方何等の要求をしないこと。

五、訴訟費用及び調停費用は各自負担する。

昭和二十八年九月二十八日

長野地方裁判所伊那支部調停委員会

調停主任裁判官 草深今朝重

(役場文書)

このような調停裁判の勧告が出され、本村としてはこの勧告の線で解決しようとした。ところが、西箕輪側はいったんは了承しかけたが、諏訪へ視察に行き地元村が有利に解決された例を聴き、急に態度が硬化して再び暗礁に乗り上げてしまった。そのため、三〇年三月裁判所の第二勧告が出された。それは西箕輪の要求を入れ、次のように変更されていた。

- 一の項のうち「申立人は一二番中北沢西尾根以西」と三字加入
- 二の項のうち「金五拾万円」を「金貳拾万円」に変更する。

(役場文書)

この第二勧告については、その場では両村とも不満で応ぜず物別れになった。特に西箕輪側の要求は二〇万円の支払いを免除せよというのであるが、これに対し南箕輪としては土地では譲歩するが五〇万円を二〇万円に減らし、なおそれを免除せよという相手に対し強い反発もあったが、何としても分割を成立させたいという基本的な心情から、二〇万円の代償として将来の施業の便を考慮し、岩の入り入口において最小限三町歩の土地を確保するという妥協案を提示した。この妥協案によってようやく両村の合意が成立し、三二年一月二五日調印が行なわれた。大正五年分割協定覚え書調印以来、分割の完結まで実に四年の歳月が経過した。その間、分割実施直前に振り出しにもどった

こともあり、時には激しい対立で険悪な空気になったときがあり、反省空白の時代もあったが、その紆余曲折は時代の推移のなせるわざであったと考えられ、いずれの時代においても村当局者はもちろん、関係委員は共に全力を傾倒して来たのであって、この間に両村の交渉協議十数回、村内委員会、実地踏査等、実に一〇〇余回を重ねており、まさに苦節四〇余年の筆舌に尽せぬ努力であったと考えられる。

新たな蔵鹿山の分割協定者は次のようである。

蔵鹿山分割協定書

伊那市大字西箕輪字蔵鹿山の分割については、大正五年七月三日以来各種利関係者が分割の必要を痛感し、それぞれ協議を重ねてきたが結論を得られず永年の懸案となった。たまたま、昭和二十八年関係者から速やかに無立木地を緑化し治山治水の完べきを期するため、分割の必要な議が起こり、その後慎重に検討の結果、今回次の入会地を互譲の精神により左記条項を定めて円満に分割し、共有権及び入会権を解消する協議が成立したので、ここに将来異議のないことを認め本協定書三通を作成し、各関係市村及び長野県において各宅通を保持するものとする。

一、所在地 伊那市大字西箕輪字蔵鹿山三八二二番地

一、面積 台帳面積三八二二番地原野三六〇町歩

実測面積三八二二番地原野二七九町三反四畝

一、所有者 伊那市大字西箕輪の内

羽広・大萱・大泉新田

上伊那郡南箕輪村の内

神子柴・田畑・南殿・北殿・大泉

協定事項

一、伊那市大字西箕輪の内三部落を甲とし、南箕輪村の内五部落を乙として、伊那市大字西箕輪字蔵鹿山三八二二番地山林に対する共有権及び入会権を解消し左記により分割する。

- 二、乙は12林班中北沢の西尾根以西、13林班東方より測定して三十二町歩を除く部分及び14林班全部につき共有権及び入会権の全部を取得し、同山その余の地域に対する共有持分及び入会権を放棄する。
- 三、甲は、乙が右共有持分及び入会権を放棄した部分について共有権及び入会権の全部を取得し、同山林その余の地域に対する共有持分及び入会権を放棄する。
- 四、甲はその帰属山林中より14林班入口即ち岩ノ入沢と本沢との合流点を中心にした箇所、幹線林道以南に於て三町歩を乙に分譲するものとする。
- 五、立木その他毛上は土地に従つて帰属する。
- 六、甲乙とも帰属山林の利用管理のため林道の開設改良及び山元土場の設置を必要とするときは、合議の上最小限度の土地の使用と支障木伐採の補償料は無料にて許容し、且つ利用の自由を妨げないものとする。
- 七、林道の新設に要する費用の分担は取得面積割とする。
- 八、分割登記にあたりては土地台帳面積を実測面積の比例により按分する。
- 九、この協定に使用する図面は、昭和二十四年十月十五日長野県森林計画図五千分の一による。
- 十、この協定事項の実行にあたり疑義を生じたときは調停者に一任するものとする。

附帯事項

第四項に定めたる三町歩の個所の選定及び境界線の決定については地方事務所に一任するものとする。

昭和三十三年十二月二十五日

伊那市長 熊谷友一郎

西箕輪分割委員長 鈴木孫十郎

以下分割委員三十五名連署(氏名略)

南箕輪村長 清水 国人

南箕輪分割委員長 清水 国人

南箕輪分割委員(便宜上三段に記載)

なお、本分割協定に基づいての各取得分面積は次のとおりである。

(図5-22)

村・部落名	台帳面取得面積	実測取得面積
南箕輪村	一五一町七反七畝歩	一一七町六反六畝二六歩
西箕輪ノ内羽広	一二一町八反六畝歩	九四町四反七畝二〇歩
大宣	五四町一反三畝歩	四一町九反六畝二一歩
大泉新田	三二町五反四畝歩	二五町二反二畝二三歩
合計	三六〇町三反〇畝歩	二七九町三反四畝

(役場文書)

(五) 御射山の分割

御射山については、明治三五年ころから入会権の整理解消のことが持ち上がり、たびたび話題になったが実際に分割の協議に入ることなく、大正五年、隣接地の蔵鹿山分割協定が成立した際に、それに引き続き分割すべく研究が行なわれた。しかし、進展が見られず、大正一三年になって入会関係部落よりそれぞれ御射山分割についての意見書が集められ、分割についての実質的な協議の時代に入ったように見えた。

協議は地元である西箕輪村の意見書を踏み台にして行なわれた。

この西箕輪側の希望意見に対し南箕輪村・伊那町側の意見は、西箕輪に付与又は特売する面積を少なくし、一般分収の部分大きくする考えで協議をしたが意見の一致を見ず、当時は大泉所や三本木原・上ヶ溝原の分割後の処理及び、その後の育成作業を計画的に遂行するのに忙しく、結論を出さぬままに歳月が経過し、長い空白の時代が続いた。

昭和二八年になり、西箕輪村が県より四六町歩の造林指定を受け造林を迫られたことから、再び御射山分割のことが問題になってきた。そこで、各部落の間において討議が重ねられたが、そこには二つの問

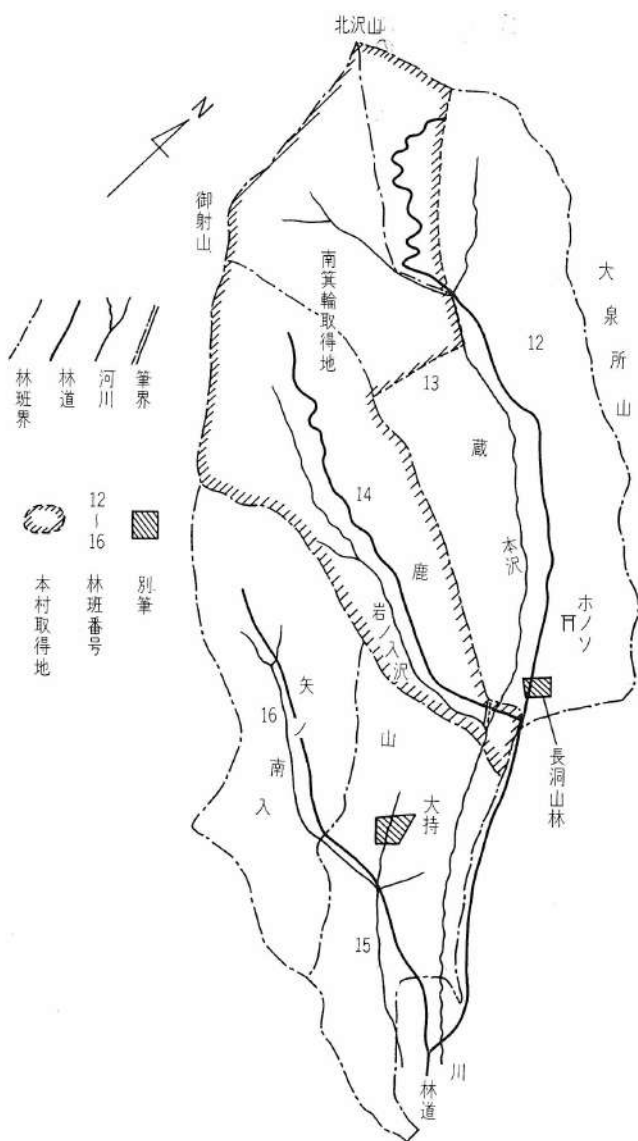


図5-22 蔵鹿山分割図

題点があった。その一つは、御射山の境界確認の後、二九年一〇月に実地測量をしたところ、台帳面積四八三町九反一畝の面積に対し、実測面積が二七二町一反一畝歩に減少していたことである。実測面積は台帳面積の五六%しかないものであって、その理由としては、

- 1 井出ノ沢四八町歩、南・北沢分割の際特売約束のもの、
- 2 本山様、五町歩
- 3 接続地よりの侵食によるもの

等であるとしているが、1と2は別として、3に問題がある。御射山は明治二九年からの入会地の実地大整理のときも手の入らなかった所であり、また、御射山が部落に最も近い山であることによって、長

い年月の間に侵襲・立て出し等が進んだためと考えられ、分割の際には問題となるべきはずのものであった。しかし、境界決定の際に多少問題になったが、長い年月の事でいかんともなし難く、山添いの部落はもちろんであるが、南箕輪や伊那町の部落も大きな問題とすることなく、減少した面積のままで分割を進めることを了承せざるを得なかったようである。だが、この面積の減少が両者に少なからぬ心理的影響を与えたことは否めないように感ぜられる。

第二の問題点は、入会権の差をどう評価するかということであ

る。普通入会権は平等であるがこの御射山に対しては古くから入会権に差があったのである。それは、宝暦八年の「取替わし証文の事」の中の御射山の項に、「右山刈敷山の口の儀は神子柴村より触れ来たり、右山五月半夏より止め山に致し、上戸、中条村は尾根通り、半夏過ぎにも草刈り取り申すべき定め」とあり、さらに、御射山のうち、葛ヶ沢の項に「右沢の儀は上戸、中条両村五月の山の口より勝手次第刈り取り申す可き定めに御座候」とある。明らかに上戸・中条両村の特権が認められている。この入会上的特権をどう評価するかという点をふまえて、西箕輪側から強い意見が出されて分割問題の解決を長引かせたのである。

このようにして、大正一三年に出された関係町村の意見書をもとにして妥協点を見出すべく、何回もの協議が続けられたのであるが、容易に進まなかった。ようやく妥協の見通しができる段階に達した昭和三十一年に至り、地方事務所林務課において分割案が作成され、それをもとに協議を進め昭和三十二年二月二五日、遂に協定成立にこぎつけたのである。その分割協定は次のとおりである。

御射山分割協定書

伊那市大字西箕輪字御射山の分割については、大正十三年十一月二十五日各権利関係者が分割意見書を提出して討議したが結論を得ず永年の懸案となっていた。たまたま、昭和二十八年四月十六日当時の西箕輪村役場において分割問題が再び起こり、その後各種権利関係者は討議熟議の結果、今回次の土地を左記条項により善意をもって円満に分割し、且つ入会権を解消する協議が成立したので、ここに将来異議のないことを認め、本協定四通を作成し各関係市、町、村、区及び長野県において各々通を保持するものとする。

- 一、所在地 伊那市大字西箕輪字御射山六四六七番一 同六四六七番二
- 一、面積 台帳面積 六四六七番一 四四七町三反四畝一五歩

六四六七番二 三六町五反六畝歩
実測面積 六四六七番一 二七二町一反一畝歩
六四六七番二

- 一、所有者 伊那市大字西箕輪の内 与地・中条・上戸・大萱・大

泉新田

共有

南箕輪村、伊那市大字伊那の内御園・山寺

- 第一条 分割については南・北沢分割の例による。

- 第二条 三井筋上下二〇間の特売は、南・北沢分割の例により一九町一反六畝歩とし、一坪当たり一円五〇銭とする。

- 第三条 西箕輪五部落に対しての特売地は四二町七反八畝とし、一坪当たり三元とする。

- 第四条 西箕輪三部落（上戸・中条・与地）に対し、各区一二町八反三畝の専用地を附与するものとする。

- 第五条 旧御射山神社社地として一町二反八畝歩を、西箕輪村へ附与するものとする。

- 第六条 西箕輪三部落（上戸・中条・与地）の地先三〇間通り、六町六反九畝歩を一坪当たり三元にて前記三部落へ特売するものとする。

- 第七条 葛ヶ沢は宝暦八年の申し合わせにより二町一反四畝歩を、上戸・中条にて取得するものとする。

- 第八条 上戸部落へは地元記念林として、四町二反八畝歩を附与するものとする。

- 第九条 一般分収方法は南・北沢分割の例によって次の通りとする。但し、大正五年現在の数字による。

戸数割 三分 部落割 三分

地価割 二分 私有田畑宅地反別割 二分

なお、右による一般分収割合は次の通りとなる。

西箕輪 三分五厘 南箕輪 五分 伊那 一分五厘

- 第十条 分割地は市村区別に三区に分け、その位置は西箕輪に接続する個

所を西箕輪区とし、次に南箕輪村伊那の順に取得するものとする。

第十一条 分割については分割地の一端が林道へ通ずるように分割する。但し、林道より支線を開設し実地により双方の便宜を計ること。

第十二条 立木搬出についての道路は必要最小限度に限り、無償にて開設出来るものとする。但し、道路開設に支障となる立木については補償料を出すものとする。

第十三条 特売地の代金の分収は南、北沢分割の例によって行なう。なお、与地へ売却した農地の代金もこの例による。

第十四条 分割整理費は特売地代金をもつてあてるものとする。

第十五条 この協定事項の実行に当たり疑義を生じたときは、調停者に一任するものとする。以上

昭和三十二年四月十八日

伊那市長 熊谷友一郎^印

西箕輪委員長 鈴木 三郎^印

// 分割委員 九名(氏名略)

南箕輪村長 清水 国人^印

// 委員 長 清水 国人^印

// 分割委員 (二段に記載する)

堀 安雄^印 馬場 武男^印

原今朝五郎^印 原 孝也^印

有賀 一衛^印 征矢 嘉義^印

清水 清人^印 有賀 文武^印

加藤 善高^印 小林 時春^印

有賀 敬三^印 太田 庄衛^印

伊那委員長 田畑五郎司^印

// 分割委員 四名(氏名略)

(役場文書)

右協定に基づく専用特売地、一般分収面積および取得面積は次のよ

うである。

1 専用 地 四六町一反九畝

2 特売 地 六八町六反三畝

3 一般分収面積

西箕輪分 五五町〇反五畝

南箕輪分 七八町六反五畝

伊那分 二三町五反九畝

各関係市村において取得すべき面積の計

西箕輪 一六九町八反七畝

南箕輪 七八町六反五畝

伊那 二三町五反九畝

このようにして、四〇年以上の長期にわたる難問題であった御射山の分割問題は解決し、それを祝福し記念するため、御射山入口の経ヶ岳林道端に分割記念石碑が建てられている。分割に対する長年月にわたる関係者多数の努力の結果の表現であると同時に、将来永く元の入会関係住氏の脳裏に山の尊さと森林愛護の気持ちが養われることを願っているように思われる。

(六) 蔵鹿山のうち矢ノ南入りの分割

矢ノ南入りについても、大正五年、次のような分割協定書覚え書が作成された。

覚え書

西箕輪村字蔵鹿山ノ内矢ノ南入り三八二三番地

一、原野 貳拾八町五反歩

西箕輪村：羽広・大萱・大泉新田・上戸・中条ノ内蔵屋敷

南箕輪村：神子柴・田畑・南殿・北殿・大泉

右土地ヲ上伊那郡長ノ調停ニヨリ左記ノ方法ヲ以テ分割スルコトニ協議決定

共有

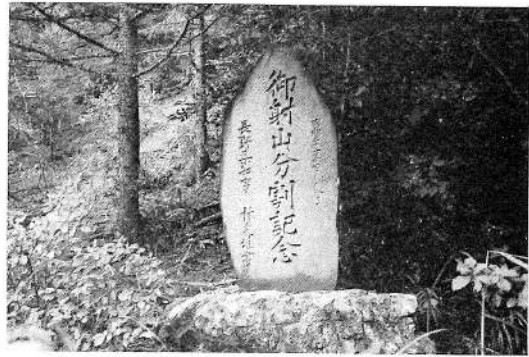


図5-23 御射山分割記念石碑

シ、将来異議ナキタメ本書参通ヲ作成シ関係町村長並ビニ郡長ニ於テ各宅通ヲ保持スルモノナリ。

一、境界協定方法

境界 現在西箕輪村図ニ拠ルモノ

トス。但シ、字蔵鹿山トノ境界ニ付イテハ左記ノ方法ニ依ル。

西箕輪村字蔵鹿山三八二番、

一、原野参百六拾町歩

西箕輪村字蔵鹿山ノ内矢ノ南入

リ三八二三番、一、原野式拾八

町五反歩

前記兩筆ノ全部ヲ実測シ各筆ノ

台帳反別ニ依リ按分シテ其ノ境

界ヲ定ム。

二、分割整理方法

第一条 西箕輪村上戸部落へ接近地ニ於テ壺町式反歩ヲ其ノ専用地トシテ西

箕輪区域ニ編入スルモノトス。

第二条 西箕輪村殿屋敷部落へ接近地ニ於テ壺反壺畝歩ヲ其ノ専用地トシ

テ、西箕輪村区域ニ編入スルモノトス。

第三条 西箕輪村梨木、殿屋敷用水堰分水樹^{マキ}ヨリ以下兩堰共河心ヨリ兩岸各

式拾間以内ノ地ヲ、一坪金四厘ヲ以テ関係部落ノ専用地トシテ特売シ、西

箕輪村区域ニ編入スルモノトス。

第四条 区域ハ南北二区ニ縦断シ南部ヲ西箕輪村、北部ヲ南箕輪村ノ所有地

トス。

第五条 立木ハ分割シタル所属地ノ所有トス。

第六条 一般分割方法左ノ如シ。

一、部落割 式分 一、戸数割 四分 但シ大正五年四月一日現在

本籍戸数ニヨル 一、私有田畑反別割 四分 但シ、大正五年四月一日現在台帳反別ニ依ル

第七条 分割整理費ハ特売地代金ヲ以テ之ニ充ツ、前項ノ費用ニ過不足ヲ生

ジタル場合ハ第六条ノ一般分割方法ノ割合ニヨリ分配又ハ徴収ス。

第八条 将来本協定ニ疑義若シクハ係争ヲ生ジタル場合ハ、上伊那郡長ノ裁

断ニ一任スルモノトス。

大正五年七月三日

(氏名略)

(役場文書)

この分割協定書は蔵鹿山と同様、実地に移されないまま長い年月を経過してしまった。蔵鹿山分割の際に矢ノ南入りの分割も一緒にという意見も出されたが、私有林との境界が判然とせずもつれてしまつて、矢ノ南入りだけ最後に残された形になった。

昭和三年に至り、御射山、蔵鹿山が相次いで分割されたので、関係部落としてはこの山の分割に全力を集中することになり、蔵鹿山分割の事後処理の後、昭和三年からこの山の分割にとりかかったが、ここにもいくつかの問題点があった。

その一つは、矢ノ南入りのうち「セイキが洞」は明治五年ころまで上戸部落の所有地であつたから、その点を充分考慮して欲しいという上戸の主張である。上戸部落の主張によると、廃藩置県以前は「矢ノ南入り」と「セイキが洞」に分かれており、セイキが洞は上戸部落の所有地で矢ノ南入りが入会山であつた。その証拠として現在の南入りの実測面積は五四町余りもあり、台帳面積は二八町五反歩である。それを差し引くと二五町歩がセイキが洞となる。上戸部落はセイキが洞を自分の山として手入れもし植栽もして来た。また、同地域よりの湧水は昔より飲料水として用い、租税も宝暦時代から明治初年まで上戸部落単独で納めてきたというのである。

ところが、明治八〇年の山野の地租改正に当たり、セイキが洞も矢ノ南入りのうちとして地券を受け、以後の地租は入会部落全部で分担して納入している。さらに、上戸の主張に対してセイキが洞が上戸のものであるという話は初めて聞く話であるとか、矢ノ南入り全体をかつてはセイキが洞と呼んだのだという意見などが他部落から出されて、上戸の主張と対立し、全山を分割の対象とするか、セイキが洞を分割対象外とするかで紛糾した。協議の末全山を分割の対象とするが、地元である上戸の希望をくんで分割する線で落ち着いている。

二つ目の問題は矢ノ南入りに生育している立木である。かなり大きく成長している立木があり、大正五年に作成された分割協定書では立木は分割された所属地の所有とするとしてあるが、この立木の価値の上昇に利害がからみ分割の障害になったのである。この問題は、昭和三七年二月現地境界調査の際協議され、ようやく立木を伐採処分をした後分割案を立てるといふ異例の方法で解決をした。

このように、立木の伐採処分が行なわれることになったので、立木の材積調査、伐採、入札売却、売却金の分配等のために一年間の日時を費すことになった。この後、両村の間で分割の話し合いが進む途中、西箕輪村内各部落の意見のくい違いがあつてやや長引いたが、昭和四〇年四月になり、ようやく次のような分割協定書に調印が行なわれ、分割が実行されることになった。

蔵鹿山の内矢ノ南入り分割協定書

伊那市大字西箕輪字蔵鹿山の内矢ノ南入り三八二三番地の分割については、大正五年七月以来各種権利関係者がその必要を感じ、それぞれ協議を重ねてきたが解決に至らず永年の懸案となっていた。

時代の推移と経済的進展は森林生産力の向上を計らなければならない要請となつて来た。関係者にあつてはこの無立木の粗悪林を生産林地とし、又治

山保全の全きを期するため旧慣を改めて速やかにこれを分割し、新しい方向を定めようとする声が高まつてきた。昭和三十六年十二月より慎重討議を繰り返した結果、今回次の入会地を互譲の精神により左記条項を定めて円満に分割し、共有権及び入会権を解消する協議が成立したので、ここに将来異議のないことを認め、本協定書参通を作成し関係市町村長及び長野県において各宅通を保持するものとする。

記

- 一、所在地 伊那市大字西箕輪字蔵鹿山の内矢ノ南入り三八二三番地
- 一、面積 台帳面積貳拾八町五反歩 実測面積 五拾壹・八ha
- 一、所有者 伊那市大字西箕輪の内羽広・大萱・大泉新田・上戸・中条の内殿屋敷・南箕輪村の内神子柴・田畑・南殿・北殿・大泉

協定事項

- 一、伊那市大字西箕輪の内五部落を甲とし、南箕輪の内五部落を乙として、伊那市大字西箕輪字蔵鹿山の内矢ノ南入り三八二三番地原野に対する共有権及び入会権を解消し左記により分割する。
- 二、甲は第1・2・3・4・5林班にわたる全域につき共有権及び入会権の全部を取得し、第6林班の地域に対する共有権持分及び入会権を放棄する。
- 三、乙は甲が右共有持分及び入会権を放棄した部分第6林班について共有権及び入会権の全部を取得し、同山のその他の地域に対する共有持分及び入会権を放棄する。
- 四、甲乙とも帰属山林経営管理のため林道の開設改良山元土場及び土修羅架線の設置を必要とするときは、合議の上最小限度の土地の使用と利用の自由を妨げないものとする。
- 五、林道新設に要する費用の分担は取得面積割とする。
- 六、用水路は相互にこれを保護するものとし、改良附け替え等の必要あるときは協議のうえ土地使用の自由を妨げないものとする。
- 七、伐採木搬出、第四項及び第六項の事業実施のための土地使用は必要最小

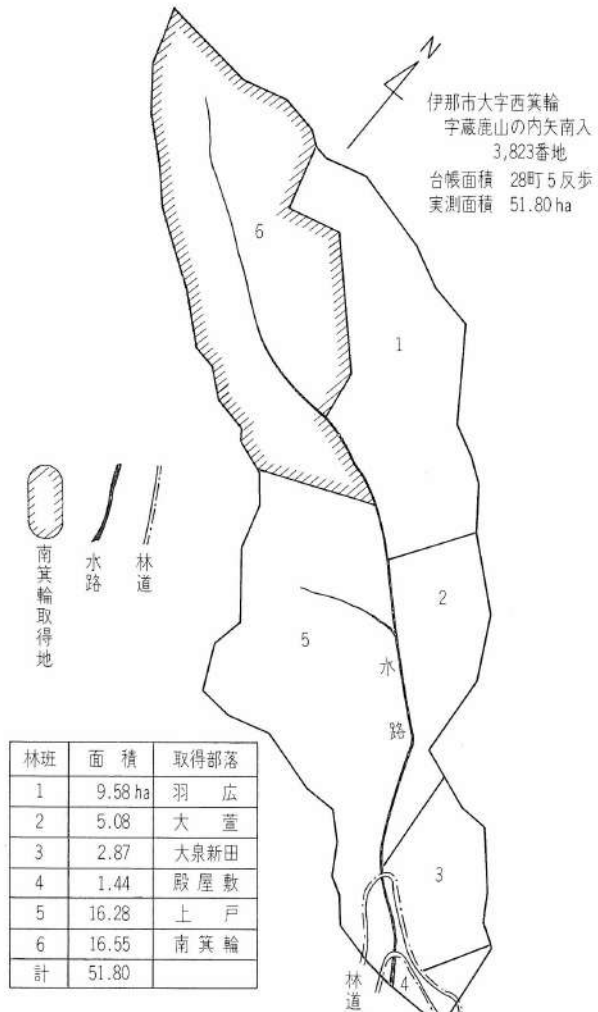


図5-24 蔵鹿山の内矢ノ南入り分割図

分割によって南箕輪村及び西箕輪各部落の
収取した面積は次のようである。

林班	面積	取得部落
1	九、五八 ha	羽 広
2	五、〇八 "	大 萱
3	二、八七 "	大泉新田
4	一、四四 "	殿屋敷
5	一六、二八 "	上 戸
6	一六、五五 "	南箕輪
計	五一、八〇 "	

(図5-24)

(役場文書)

委員 一四名(氏名略)
 管理者 南箕輪村長 清水 国人
 南箕輪分割委員長 山崎 正義
 委員 九名(氏名略)
 調停者長野県林務部長 金井太郎

限にとどめ無償とし、立木に損傷を及ぼすときは時価により補償料を支払うものとする。

八、この地域内において治山及び第四項並びに第六項の事業実施のため、必要の石礫、切芝等の採取は協議のうえ自由に許容されるものとする。

九、分割登記にあたりては土地台帳面積を実測の比例により按分する。

一〇、この協定に使用する図面は昭和三十七年二月二十七日上伊那地方事務所
の測量した三千分の一による。

一一、この協定事項の実行にあたり疑義を生じたときは、調停者に一任する
ものとする。

昭和四十年四月二十八日 管理者 伊那市長 原 賢一

西箕輪分割委員長 清水今朝義

二 分割後の運営と村有統一化

(一) 大泉所山・北沢山の村有統一化

部落有財産、特に入会地の村有統一化については明治末期以降鋭意
努力が続けられ、入会原野については大正三年の契約によって北原、
大芝原、三本木原の三原野が村有に統一され、入会薪山はこれに引き
続いて村有統一化が進められた。

大正八年、村は各区に対し大泉所山・御射山・北沢山等の村有統一
化について意見を求めた。これによって、各区は区総集会を開き区民
の意見を聞いて村長あて報告書を出している。その塩ノ井区の報告書

を一例として掲げて見よう。

報告書

一、大泉所山、御射山、南北両沢其ノ他入会地ノ性質ヲ帯ビタル箇所ニ就イテハ当部落ハ、其ノ所有權及ビ入会權トヲ全然村有ニ帰属セシムルコトニ対シテハ一般異議コレ無ク候ニ付キ、此ノ段御報告申シ上ゲマス。

大正八年八月廿六日

塩ノ井区長 穂高傳二郎

南箕輪村長征矢友三郎殿

(役場文書)

各区共村有統一化について賛成の報告がなされており、これによって、大正九年一月三日部落有財産統一に関する議案が「南箕輪村部落財産ハ別冊覚エ書記載ノ条件ニ基ヅキ統一整理スルモノトス」として提案され、同日決議されている。この覚え書の第一、二、三条には次のように記載されている。

第一条 南箕輪村字北沢八三〇八番山林実測面積千貳百貳拾町七反五畝歩、

南箕輪村字中野原八三〇六番ノ内一号原野反別四町五反六畝貳拾町歩、伊那町地籍大字南沢、神名沢、原山寺社平山林実測面積千貳拾町六反廿四歩、及ビ西箕輪村字御射山六四六七番ノ一、同番ノ二原野反別四百八拾六町ニ対スル、南箕輪村久保北割・久保南割・大泉・北殿・南殿・田畑・神子柴・沢尻各部落ノ入会權及ビ其ノ持分ヲ無償無条件ニテ本村有ニ統一ス。

第二条 南箕輪村大泉所二三五七番ノイ号一ヨリイ号九ニ至ル九筆山林反別八百六拾四町ニ対スル、南箕輪村久保北割・久保南割・大泉・北殿・南殿・田畑・神子柴・沢尻各部落ノ入会權及ビ持分ヲ無償無条件ニテ本村有ニ統一ス。

第三条 西箕輪村字藏鹿山三八二二番原野反別参百六拾町歩、字藏鹿矢ノ南入り三八二二三番原野反別貳拾八町五歩ハ、現在ノママ部落有トシテ存置シ、暫ク村長管理ニ移シ、追ッテ適當ノ方法ヲ講ジ整理ス。

(役場文書)

これをみると、大正九年の一月三日に、第一条で北沢山・南沢・神名沢・原山寺社平・御射山の、第二条において大泉所山の村有化が書いてあり、議会においてそれが承認されたわけである。しかし、この段階では、大泉所山だけが実地の分割が済んでいたのみで、まだ、公簿上の分割が未済であり、他の入会山ではまだ実地の分割もできていなかった。したがって、分割を予想して各部落の入会權及びその持分を無償無条件で村有に統一することにしたものともみられる。

しかし、実際分割後の山の運営はこの決議と幾分異なった形となっている。大泉所山については大正五年分割協定書覚エ書にも、全部落が入会權を持っていたためか、割り受け分は一括して南箕輪分と記載されており、南箕輪割り受け分は各部落へ再分割する気配は全く無く、大正九年の「覚え書」によって薪山のうちで最も早く村有に統一されたのである。

北沢山・南沢山等は、大正九年の村議会において村有統一化が議決されても、まだ、伊那町・西箕輪村との入会關係が続いており、昭和七年になって入会權の解消、分割が成立したのであって、この段階になって初めて実質的な村有化が実現したものと考えられる。

(二) 藏鹿山・御射山・矢ノ南入りの管理運営

藏鹿山については大正九年の覚え書では当分の間部落有のまま存置することになっていたが、昭和八年八月の統一委員及び区長合同会議提案によって、入会外三部落加入等に関する既存權益五部落懇談会が持たれ、さらに、統一委員全員協議会において分割後の村有統一化が決定されている。藏鹿山に対しては、久保・塩ノ井・沢尻の三部落は入会權を持っていなかったが、北原・大芝・南原等の新しい部落と共に、北原秣野村有化の際の神子柴部落の例にならない權利を取得する方

式が定められ、昭和二四年七月蔵鹿山分割についての委員会の席において、このことを再確認のうえ決議している。しかし、昭和三二年一二月の分割後は村有ということには成らず、三三年に今まで入会権を持たなかった部落の代表を準委員として参画させる形の、蔵鹿山運営管理委員会を発足させ、造林撫育等の運営管理に当たることになった。

その後、村に植林を委託し、昭和三四年以後多額の村費を投じて全村的立場で造林を行ない、四一年には入会林野整備組合が成立、さらに、四三年に蔵鹿山・御射山・矢ノ南入りをその対象地域とする南箕輪生産森林組合が設立された。この生産森林組合には入会権を持たなかった部落も、前記の昭和八年以来の村有化の動きの精神と、全村的立場での植林に対する費用、労力の負担が考慮されて加入が認められたのである。しかし、山に対する権利の差を組合加入の口数の差として残すことによつて、全村的な生産森林組合としたのである。

御射山については、大正九年の覚え書には村有統一化が決議されているにもかかわらず、昭和三二年の分割後、次のような覚え書が作られた。

御射山分割による南箕輪側取得地に関する覚え書

永年の懸案であつた伊那市大字西箕輪字御射山面積式百七拾貳町壹反壹畝の分割が南箕輪村長並びに各関係部落の協力により、昭和三十二年四月十八日目出度く協議が成立し調印となった。依つて本村側取得地の処理について種々協議の結果、関係部落は左記条項により植栽維持管理処分等に当たることとし、将来異議のないことを認め、本覚え書九通を作成し、各関係部落及び南箕輪村に於いて各壹通を保有するものとす。

記

一、伊那市西箕輪字御射山六四六七番地の内、南箕輪取得地七拾八町六反五

畝については南箕輪村神子柴・田畑・南殿・大泉・久保・塩ノ井・沢尻の八部落の所有とし、八部落より保存分割登記を完了するものとする。

二、所有者八部落は、各二名の委員を選出し合議制により管理運営に当たる。

三、造林撫育を村に委託する場合は、村に於て施業した分の処分に際し各部落は分収額の一割を施行費として村に支払う。

四、税金その他に要する諸費用は分収率により各部落の負担とする。

五、分収方法は次の通りとし、大正五年現在の数字による。

部落別 三分 戸数割 三分 地価割 二分

面積割 二分

部落	%	面積
大泉	一七・九〇	一三町四反四畝
北殿	一六・六三	一三・〇八
南殿	一〇・五四	八・二九
田畑	一五・一一	一一・八八
神子柴	一二・二三	九・六二
久保	一三・四〇	一〇・五四
塩ノ井	八・八〇	六・九二
沢尻	六・二〇	四・八八
計	一〇〇・〇	七八・六五

が作られている。

記

一、伊那市大字西箕輪字蔵鹿山の内矢ノ南入り三八二三番地の内南箕輪取得一六・五五haについては関係部落大泉・北殿・南殿・田畑・神子柴の五部落により、保存分割登記を完了するものとする。

二、前記取得地は、従つて関係部落の専用並びに管理に属する。

三、前記五部落は次の方法により分収することを約す。

(1) 五割を大正五年現在の関係部落平均割二分、地価割二分、面積割二分、戸数割四分とする。

(2) 五割を昭和三十三年五月三十一日現在の戸数割五分、面積割五分とする。

四、前記五部落は各二名の委員を選出し、合議制により管理運営に当たる。

五、税金その他造林保育及び運営等一切の諸費用は、分収率により五部落の負担とする。

六、前記第三項による部落分収割合は次の通りとする。

大泉 二五・〇七% 北殿 二三・一八七% 南殿 一四・二三一%

田畑 二〇・八二五% 神子柴 一六・六八七%

昭和四十年四月三十日

五部落委員 署名捺印(略)

(入会山分割史)

矢ノ南入りはこうして入会権を持っていた五部落の共有として残され、五部落より各二名ずつ選出された委員の合議制により運営されることになった。

しかし、御射山、矢ノ南入りの両山は共に蔵鹿山と同様造林が村に委託されて全村的な力で植林されたことと共に、昭和四一年法律第一二六号「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づいて、各山ごとに入会林野整備組合が作られ、この組合の整備計画に基づき、南箕輪生産森林組合の発足と共に、権利の差による保存口数に差を持つ形で、全村的な生産森林組合の山として運営管理されることになったのである。

第七節 昭和の森林育成とその経営

一 大泉所山の植林

入会山の分割、入会権の解消は、それによって山林の適切な管理運営ができるからということが理由であった。したがって乱伐によってはげ山となった所には植林をすることが当然の要請であった。

ところが、その植林の方法について村当局と地元であった大泉部落との間に意見の対立が生まれた。国は既に植林の早期実現拡大のため大正九年官行造林方式による植林を奨励し始めていたわけであるが、村当局はこの官行造林方式によって大泉所山分割割り受け地四百町歩余を営林地域とする計画を立て、次のような議案を村議会に提出した。

議案第三十三号

本村公有林野中別紙内訳書記載ノ箇所見込面積合計四百四町歩反八歩ヲ営林地トシテ、左記条項ヲ以テ公有林野官行造林法ニ拠ル造林契約ヲ締結スルモノトス。

但シ、議決ノ精神ニ反セザル範囲内ニ於テ大林区署長トノ協議ニヨル場合ハ其ノ一部ヲ村長限リ変更契約スルコトヲ得。

大正十三年十一月十日提出 南箕輪村長 倉田 正

記

一、栽植予定樹種	扁柏 (ひのき) 落葉松
一、栽植予定期間	自大正十四年至大正二十三年 拾力年
一、伐採予定期間	自大正六十四年至大正八十三年 貳拾力年
一、存続期間	自大正十四年至大正八十三年 七拾力年
一、分収歩合	国五分 町村五分

公有林野官行造林地施行申請地内訳書

上伊那郡南箕輪村二三五七 イ号ノ一 イ号ノ一〇 イ号ノ一一

台帳面積 三百五拾八町三畝貳拾六歩 (実測面積四百四反壹畝八歩)

(役場文書)

この議案は一五年八月造林面積を一二九町二反五畝に減らして提案され議会において決定された。

このような植林計画に対し大泉区から強い反対が出たのである。大泉所山は大泉区が入会時代の山元であり、同山に水源を求めて五か部落養水の上井があり、古くから水源かん養のため真剣な努力をしている。例えば天保一四年(一八四三)から弘化四年(一八四七)にかけての江戸奉行所まで出た大泉所山論はこの水源の枯渇を憂えての頑張りであり、明治六年から一二年にかけては幾度か水利権について紛争が起き、水利権擁護のために部落をあげて努力してきている。入会山の利用という点でもこの山を最も活用してきたのは山元の大泉であり、そのため入会山の保護についても最も関心が高かったのである。このような歴史的経過から生まれる大泉所山に対する大泉区民の心情が、官行造林に反対する檄文を全村に配布させることになったと考えられる。

その檄文の主旨は、「官行造林の目的は無立木山野に対し経営資力なき貧弱町村に植林させるのが目的である。本村は自己の林野に対し経営資力のない貧弱な町村ではない。吾等の先輩は大芝・北原・三本木原等に村営植林をして県下の模範林を造成して来た。然るに今我々が大泉所山を官行に依託するときは先輩に対して顔向けができないではないか。大泉所山は四〇町程度の植林と他に多少の補植程度で充分で、平等に夫役をなせば苗木代三〇〇円程度で足り、村の経済に大きな負担にはならないのに、四〇〇町余を人手に渡して顧みざるがこ

ときは町村自治の本義にもとる」ということにあった。

この反対論は、大泉所山の植林を必要とする面積についての認識に村との間に大きな食い違いがあるが、反対論者も「赤誠以て本村将来の発展を希望する」とあり、このことは村当局においても当然充分に考慮した上でのことであつたと考えられ、村会は水利権擁護と山の経営を判然と区別し、水利権擁護については次のような協定を結ぶことによって反対者を説得した。

議案第六号

大泉所山ニ関スル覚エ書協定議案

大正十五年十一月十六日本村宇大泉所山造林ニ関スル左記協定覚エ書ヲ認定スルモノトス。

昭和二年一月十八日提出 決議 南箕輪村長 日戸伝章

覚エ書

上伊那郡南箕輪村宇大泉所山造林ニ関シ円満協定スルコト左ノ如シ。

記

一、大泉主張ノ水利ヲ保全スル為官行造林契約締結ノ際附帯条件トシテ水利保全ヲ国ト契約スルモノトス。

二、一ノ沢右岸官行造林契約書以外ノ羽広へ通ズル道路以下面積九反五畝貳拾五歩ヲ大泉部落ニ地上ノ採取権ヲ永久ニ専有セシム。

三、大泉・大泉新田・吹上三部落特売地ニ接続セル保安林ヲ大泉部落へ依託保護セシメ、収益分収ハ官行造林ト同一歩合ト定ム

但シ、右ハ村会ノ議決ヲ経テ効力ヲ生ズルモノトス 以上
大正十五年十一月十六日

上伊那郡南箕輪村 清水忠隆他大泉代表七名(略)

南箕輪村長 日戸伝章

同 助役 倉田 準

書記 有賀 義次

林業技術員 太田 徳重

長野県属 高山 調良

地方事務官 杉原 定寿

(役場文書)

こうして官行造林案は村会において議決され、昭和三年三月一三〇町歩の官行造林契約が結ばれ、同年四月三日官行造林事業の起工式を行なっている。さらに、役場文書によれば第二次官行造林契約に際し、追加として新たに二二二町八反八畝の官行造林契約方を申請することになっている。

議案第四一号

本村大泉所山ニ対スル公有林野官行造林ハ昭和二年三月二十五日契約締結済ノ処、更ニ別紙内訳書記載ノ箇所、実測面積貳百貳拾貳町八反八畝歩ニ対シ左ノ通り追加契約方ヲ東京宮林局ニ申請スルモノトス。

昭和九年七月十日提出 同日決議

上伊那郡南箕輪村長 倉田友幸

記

- 一、植栽予定樹種 扁柏・落葉松・赤松
- 一、栽植期間 自昭和十一年 至昭和十七年
- 一、伐採予定期間 自昭和五十一年至昭和八十年
- 一、存続期間 自昭和九年 至昭和八十一年 七十三カ年

(役場文書)

こうして大泉所山は本村最初の官行造林地となり、大部分が官行造林方式によって営林された。なお、昭和二年七月には村の「官行造林地保護及び産物採取条令」を制定し、保護育成に努めている。

その後、官行造林地は昭和三一〇五一年の間に伐採が行なわれ、官行造林契約は解除され、跡地は村有林として村によって造林が行なわれており目下保護育成中である。

二 北沢山の植林

北沢山に対する植林は、入会権の解消分割前、既に大正六年「公有林野造林ニ関スル議案」が村議会に提案、即日可決されており、北沢山本村持ち分のうち一〇町歩に対し、大正七年に県の公有林野造林補助金を受け、費用三八九円で扁柏三万本を植林している。『役場文書』さらに、昭和一〇年になって次のように北沢山に対しても大泉所山官行造林の追加契約の形で官行造林の契約が結ばれている。

九造契約第三三三三号

公有林野官行造林変更契約書

昭和貳年三月二十五日当事者間ニ締結シタル公有林野官行造林契約中左記ノ通り変更シタルニ付イテハ、双方署名捺印ノ上各寄通リ領収シ置クモノトス。

昭和拾年七月八日

東京宮林局長 永松陽一
上伊那郡南箕輪村代表者 倉田友幸
上伊那郡南箕輪村長 印

記

- 一、左ノ造林地ヲ追加ス
信濃国上伊那郡南箕輪村字北沢山八三〇八番ノ一
台帳面積壹千六百八町四畝拾八歩ノ内
此実面積 貳百参拾壹ヘクタール参アール
- 但シ、別図面通り(図面略)
- 二、次ノ樹種ヲ追加ス 赤松
- 三、植栽予定期間ヲ自昭和貳年至昭和拾六年、拾五年間ニ変更ス。
- 四、伐採予定期間ヲ自昭和四拾六年至昭和九拾年、四拾五年間ニ変更ス。
- 五、存続期間ヲ昭和貳年三月貳拾五日至昭和九拾壹年参月参拾壹日、八拾九年七月間ニ変更ス。

但シ、前掲追加造林地ニ対スル存続期間ハ自昭和拾年七月八日至昭和九

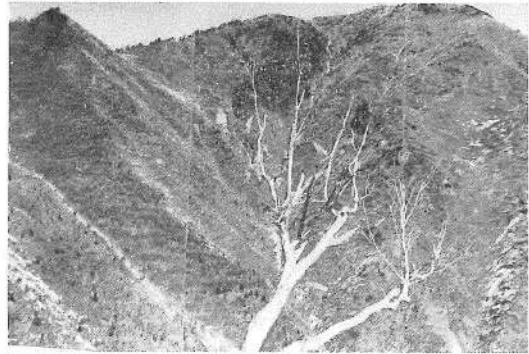


図5-25 北沢山黄連沢造林地遠景



図5-26 北沢ダイナクボ植林地 昭和31年植林
昭和38年撮影



図5-27 北沢山の現在の林相（昭和59年）

業学校に演習林として貸与されている。

以上のほか、残された地籍はなお広く、村自体の営林計画に基づいて昭和二十六年ころから連年植林が行なわれている。昭和二十八年の植林の議案を掲げておこう。

議案五十一号の一村有林植栽に関する件

村有林北沢山の昭和二十八年度秋季植林を左記の通り施行せんとす。

追約

拾壹年参月参拾壹日、八拾年八月式拾三日間トス。

村ハ本契約ノ目的タル林野ニ付キ営林局長ニ於テ地上権ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ承諾スル。

（役場文書）

さらに、北沢山は昭和七年に分割が完了しているが、昭和三〇年にあって官行造林契約に誤りが発見され、昭和三〇年八月に地番と面積（一五八町八反七畝二四歩に）の訂正の願い書を出している。

こうして、北沢山の官行造林は当初の契約よりかなり縮小しており、分割による割受面積五三九町余の三分の一以下の一五八町八反七畝二四歩になっている。この官行造林は植林とその管理が営林局によって行なわれている。

このような官行造林のほかに、昭和一八年に二二・四haが上伊那農

記

地籍	造林面積	樹種	数量	備考
宇北沢山八三〇八ノ一	一〇町歩	唐松	三〇〇〇〇本	
昭和二十八年十月二十二日	専決			

上伊那郡南箕輪村長 征矢直徳

（役場文書）

なお、昭和二十六年から四〇年ころまでの間連年のように植林及び手入れが行なわれている。その状況は図5-28のようである。なお、この間昭和三〇年には黄連沢一〇町歩に水源林造成事業としての植林が行なわれており、現在は北沢山全山が植林を完了しており、その保護育成に努力が傾けられている。

三 平地林の経営

昭和に入ってから平地林の育成は村政の重要な課題として、村有林は勿論、各部落の共有林も植林、間伐等、力を合わせてその育成に努めている。昭和初期の資料を掲げてその実態を見よう。

乙第四三一号

昭和二年四月廿三日

南箕輪村役場



図5-28 北沢山植林状況（役場文書より）

〇〇区長殿

村有林春季補植ノ件

来ル廿七日（雨天順延）別紙配当表ノ通り村有林春季植栽致シ候間、同日午前八時現場着ノ予定ヲ以テ相当人夫出勤候様御取リ計ライ相成リ度ク候也

追ッテ苗木取リ扱イニ要スル孤縄等御用意コレ有リ度ク、植栽ハ補植ニシ

テ一人ノ功程百五十本乃至百本位ト存ジ候。

注意 穴ヲヨク掘リ根ヲ曲ゲズ植エタ後ヲ踏ミ付ケテ

昭和二年春季植栽苗木配当表

部落名	樹種	戸数	配当苗木数	苗木場所	植栽地
久保	扁柏	九三	一、三九五	南殿上 営林署苗圃	村有林北原
塩ノ井	"	五四	八一〇	"	"
大泉	"	一三一	一、九六五	"	大芝 四林班ヨリ下向
北殿	"	一三二	一、九九九	"	三林班
南殿	"	八〇	一、二〇〇	"	六林班
田畑	"	一一三	一、六九五	"	七林班
神子柴	"	七三	一、〇九五	"	村有林 三本木原
沢尻	"	二二	三三〇	"	"
計		六九九	一〇、四八五		

備考 配当苗木数ハ一戸当たり十五本ノ割合

(役場文書)

昭和九年には、村有林経営について抜本的なものとして「村有林施業案」が作成された。これは今までの村有林個々の育林計画から、大芝原・北原・三本木原・大泉所山・北沢山を一本にまとめ、これを通して番号の林班に分け、植林・補植・間伐・樹種更新・伐採等、村の林業経営の永年計画として立案されたものであって、以後この施業案に基づいて村有林の育成計画が着々と実施されているのである。いま、昭和初期から昭和二〇年までの主な植林、伐採等の作業を列記すると次のようである。

- 。植林 昭和二年 村有北原・大芝・三本木原 扁柏一万四八五本
- 。植林 昭和四年 村有三本木原四町歩 扁柏一万七〇〇〇本
- 理由 立木無き土地及び生長見込みなき樹種あるによる。
- 。植林 昭和五年 村有大芝原第六林班五町歩 扁柏一万五〇〇〇本
- 理由 林野火災の為荒廃せるところ

- 。植林 昭和六年 村有大芝原第四・五林班一・二町歩

松天然林除伐及び人工植栽

- 。植林 昭和七年 村有大芝原 扁柏二万本

- 。林道改修 昭和八年 村道二九号村道九三六号の内七三〇〇米

工費五八〇〇円うち県補助一一五〇円

- 。植林 昭和八年 村有北原八町三反歩 扁柏二万五〇〇〇本

- 理由 赤松存在するも生育不良につき

- 。林道開設 昭和九年 村有林大泉所山二七〇〇米 工費五三〇〇円のうち 県費助成三、七五〇円

- 。植林 " 村有林北原一〇町歩 扁柏三万本

- 。村有林施業案作成(村有林経営の永年計画)

- 。植林 昭和一〇年 村有三本木原 扁柏二万五〇〇〇本

- 。植林 昭和一二年 第十林班の内五町歩第二、三町林班六町一反六畝 扁柏一万五六一六本

- 。植林 昭和一四年 村有大芝原第五林班ほか一六町三反五畝 扁柏五万四〇〇〇本

- 。植林 昭和一五年 村有大芝原第五・四林班一八町八反三畝 扁柏五万七〇〇〇本

- 理由 紀元二千六百年記念事業として

- 。伐採売却 昭和一六年 村有大芝原五林班六町一反六畝 二分の一択伐法 五〇〇石

- 理由 施業案に基づく択伐

- 。植林 昭和一六年 村有大芝原五林班のうち五町一反七畝 扁柏

- 。伐採売却 昭和一六年 村有大泉所山保安林一町七反九畝 皆伐 二〇〇石

- 理由 村有林施行案に基づき

- 。植林 昭和一七年 村有林大芝原五林班七町一反六畝 扁柏 二万二五〇〇本(補植)

理由 施業案に基づき

伐採売却 昭和一七年 村有大芝原八林班五町六反九畝

二分の一択伐 五〇〇石

理由 施業案に基づき

伐採売却 昭和一七年 大泉所保安林拾九町二反六畝

皆伐 一二〇〇石

理由 施業案に基づき

。間伐手入 昭和一七年 村有林大芝原七林班一三町八反三畝

間伐手入 二〇〇石

理由 施業案に基づき

。伐採売却 昭和一七年 村有大芝原三十拾壹町二畝 採伐法 一五〇〇石

理由 国民学校校舍増築資材を得るため

伐採売却 昭和一八年 村有大芝原八林班七町五反八畝

二分の一択伐 九〇〇石

理由 施業案に基づき

。間伐手入 昭和一八年 村有三本木原拾三町九反五畝 間伐手入 四五〇石

理由 施業案に基づき

。伐採売却 昭和一八年 大泉所山九町六反七畝

皆伐合 一〇〇〇石

理由 施業案に基づき

○ 植林 昭和一八年 大芝原第四ノ八林班一四町四反六畝

扁柏四万五〇〇〇本

理由 施業案に基づき公有林野造林奨励補助金を受けて

(役場資料より集成)

このように、昭和初期から二〇年ころまで毎年のように大規模な植林、間伐手入れ等を行ない、また、施業案に基づく択伐、伐採等を精力的に行なっている。

部落共有の平地林は比較的早期に植林が行なわれているが、この時期においても引き続いて行なわれている。中野原における北殿及び塩ノ井共有地、三本木原における神子柴共有地への昭和一七年度の植林などがそれである。

四 蔵鹿山・御射山等の植林

藏鹿山・御射山については昭和三二年に至つてようやく協定が成立して分割の運びとなり、入会権が解消したことは既に見た。藏鹿山についてはその際村有化の動きがあつたが実現せず、昭和三年に藏鹿山運営管理委員会が発足して運営管理に当たることになり、植林施行を村に委託した。御射山も分割後八部落共有となつたが、南箕輪側取得地の処理に関する覚え書によつて植林施業を村に依託した。

村はこの蔵鹿山（矢ノ南入りを含む）御射山の植林を全村的な仕事として大規模な植林事業を開始し、村民はこれに協力して数年の歳月をかけて見事にこれを完了した。この時期、すなわち昭和三二年から三八年にかけて、村財政決算書をみると次のような費用が支出されている。

年 度	委託施業費	各山施業費	計
昭和三二年	五、八四一、八三五 ^円	—	五、八四一、八三五 ^円
三三	一四、四三〇、一八三		一四、四三〇、一八三
三四	九、八六〇、一一九	蔵鹿山 一、四一、九二一 ^円	一、〇〇二、〇四三
三五	五、五八二、〇〇〇	蔵鹿山 一、九二、一五三	六、七七四、一五三
三六	四、九三〇、六三二	蔵鹿山・御射山 一、三五八、〇五七	六、二八八、六八九
三七	六、七七七、四〇〇	同右 一、〇三九、〇一九	七、八一六、四一九

三ハ	同右・大泉所山 七、〇三四、六九一	七、〇三四、六九一
総計		五九、一八八、〇一〇

(役場文書)

また、御射山・蔵鹿山及び矢ノ南入りの植林の年度と面積は次のようである。(図5-29)

年 度	御射山植林面積・ 樹種	蔵鹿山植林面積・ 樹種	矢ノ南入り植林面 積・樹種
昭 三 五	二七、七三 ha (カラマツ)	二二、七四 ha (赤松)	
" 三 六	一八、一四 ha (カラマツ)	二九、八〇 ha (カラマツ)	
" 三 七	二〇、〇〇 ha (カラマツ)	一〇、〇〇 ha (カラマツ)	
" 三 八	一〇、〇〇 ha (カラマツ)	二〇、〇〇 ha (カラマツ)	
" 三 九	二五、〇〇 ha (カラマツ)	一三、〇〇 ha (カラマツ)	
" 四 〇	天然林 三、三〇 ha (赤松)	他 三、〇〇 ha (赤松)	一六、五五 ha (カラマツ)
計	九八、一七 ha	一一五、二三 ha	一六、五五 ha

このようにして、三山に対する植林は完了しているが、この御射山・蔵鹿山・矢ノ南入りは、昭和四三年全村的な南箕輪生産森林組合を発足させ、その組合の森林として管理運営されるに至ったことは、先にみたとおりである。

入会山の分割は、明治末年ころから問題になり始め、大正五年の分割協定覚え書が成立してからでも、矢ノ南入りの分割完了の昭和四二年まで五三年の歳月が流れている。まさに分割問題は半世紀余の長い期間の懸案であったわけで、この間の歴代村長を始め委員諸氏のため



図5-29 蔵鹿山・御射山・矢ノ南入り造林略図

まざる努力の結果であって、終始主導的立場をとって来た本村関係者にとって、分割完了は筆舌に尽せぬ感慨を持ったことと思われる。また、明治以来早くから森林資源の重要性に着目し、森林を撫育して山を治め、それを基本財産として村の発展を図ることを村是として来た村人にとって、分割後巨額の費用をかけ全村一丸となって植林に励

み、それが完了したことは将来への期待と共に大きな喜びであったと思われる。

特にこの蔵鹿山・御射山・矢ノ南入りは分割が非常に遅れ、この解決が大きな願望であり、その地への植林の完了は村の森林育成の一段落を示すものであった。この分割完了と植林を記念し、さらに、今は無き先輩の霊に対する手向けとして、また、今後の造林地育成への誓いを込めて、昭和四〇年七月、造林記念碑が建てられた。

記念碑は砥川石を選び、長門町落合から和田峠を越して運ばれ、表面に「蔵鹿山造林記念碑」と記され、蔵鹿山の岩の入り入口の道上に建てられている。当時の蔵鹿山管理運営委員会委員長であった山崎正義は、「将来この記念碑を仰ぎ見る度に、一層造林意欲を燃やして立派な奥地林とすることを切に願う」と述べている。



図5-30 蔵鹿山御射山造林記念碑

五 村有林の利用と村財政

(一) 下枝・落葉等の利用

第四十七号議案

植林地大芝原・三本木原・北原枝打ち及び落葉採取ニ関スル議案

一、植林地宇大芝原（本村小学校基本財産編入ノ部ヲ除ク）

一、植林地宇三本木原

一、植林地宇北原

右三カ所枝打ち及び落葉採取期日大正七年十二月六日より同月廿八日迄（武拾三日間ト定メ、一般村民ニ無償ニテ譲与ス。）

大正七年十二月三日提出 同日決定

南箕輪村長 征矢友三郎

（役場文書）

これは大正七年の例であるが、毎年、村会の議決を経て大芝原・北原・三本木原を各区に割り当て、期日を定めてその枯枝、下枝及び落葉の採取をした。この枯枝や落葉は各家庭ごとに薪小屋やゴミ屋といわれる所に蓄えておき、一年中の家庭の燃料として使用し、極めて重要なものであった。昭和になってもこの下枝や落葉の採取は続いており、このゴミ山が終わると農家の一年中の外の仕事が終わりになり、ほったしたものである。

西天竜の開通によって多くの平地林が開墾されて水田になり、また、太平洋戦争中及び戦後の食糧増産と入植開拓によって村有林面積は減少し、一方で経済の高度成長とエネルギー革命の進展により、家庭燃料がプロパンガス・電気等におきかえられ、しだいに枯枝、松葉等の重要度は減少してきたが、大芝原の松の落葉採取はゴミ山と称して、昭和三〇年代まで続けられていた。

(二) 立木の伐採売却と村財政

大正時代、既に間伐材が薪として販売され、一部は用材として販売されるまでに成長しており、それらの収益が村基本財産として蓄積されている。昭和も一〇年代となると間伐材も大きくなり、村有林施業

案による択伐も順次行なわれてその収益もしだいに大きくなってきた。

このような情勢は村の財政の前途に大きな自信を与えており、昭和七年役場改築に当たり、村基本財産よりの繰り入れ使用を県知事に認可を受けるための申請書の中で、次のように述べている。

本村ニ村有林参百町六反歩アリ、近距離平坦地ニシテ全部三十年生乃至三十五、六年生立木地ナリ。内約二町歩ハ四十年生ニシテ：（中略）：前記三百町六反歩ノ村有林ハ茲數年ニシテ既ニ輪伐ヲ開始スベキ時期ニ達シ、目下施業案ノ施行計画中ナルニヨリ、輪伐ノ時ニ至レバ年々莫大ナル収入ヲ得、村財政上鞏固タル基礎ヲ築クニ至ルモノナリ。

之ヲ要スルニ今回基本金繰リ入レ使用ノ如キハ村財政上大局ヨリ考エ其ノ計画ニ微動ダモ与エズ、何等ノ支障ヲ認メザルモノニシテ極メテ安全確實ナルヲ信ズ。外ニ尚本村ニ四百余町歩ノ村有林アリ、一部官行造林トシテ他ヲ天然造林トシテ管林シツツコレ有リ、村ノ将来ハ大ニ意ヲ強ウスベキモノコレ有リ候。

（役場文書）

この申請書のとおり村有林は南箕輪村財政のために極めて大きな寄与をしている。まず、昭和一七年国民学校校舍増築に際し大芝原三一町余を択伐し一五〇〇石が伐採利用され、昭和二二年には中学校校舎新築のため二五七万余円、昭和二五年には小学校増築のため二四〇万円の村有林収入を挙げている。そのほか、昭和三八年ころまで村財政における大きな臨時出費はほとんど村有林収入によって賄われているといつてよい状態である。村財政における村有林収入の比重をみると、昭和二〇年から三八年に至る一九年間の村税収入一億九七〇〇万余円に対し、村有林収入二億三八〇〇万余円と村税収入より多くなつており、特に大きな臨時出費のあった年の村有林収入はきわだって多

くなっている。（第六章第四節参照）

この時期の村財政は戦後の復興と、新しい村の建設のため巨額の資金を必要とする時期であったが、南箕輪村は明治時代からの村有林の育成撫育に努力してきた先人の汗の結晶によって、この困難な時代を恵まれた姿で乗り切ることができたといえよう。

六 林道の開設

森林経営、特に奥地林の経営のためには林道の存在は欠くべからざる要件であるが、時代の進展に伴い自動車交通時代にふさわしい林道の開設が求められ、昭和二四年から伊那町・西箕輪村と協力して林道経ヶ岳線を開くこととし、その協定を結んで開設を始めた。それは図5-31のように西箕輪と地を起点として植物園に出、藏鹿山・御射山の山腹を蛇行して北沢山に入り、権兵衛峠の北側尾根で国道三六一号線の本曾側と結ばれる、延長一万八〇〇—mの大工事である。

この事業遂行過程での昭和二八年の村会議案を掲げると次のようである。

議案第四十号

昭和二十八年度奥地林道開設事業に関する件

昭和二十八年度奥地林道開設事業として左記の通り、実施せんとす。

昭和二十八年六月二十三日提出

上伊那郡南箕輪村長 征矢直徳

昭和二十八年 月 日議決

上伊那郡南箕輪村村議会議長 高木嘉一

記

施行箇所 幅員及び延長 工事費

西箕輪村 幅員 四・〇米
字グズガ沢 延長 八〇九米
三、一五〇、〇〇〇円

(役場文書)

この事業には国、県の補助を受けているが、大工事で莫大な費用を要することから、昭和三〇年度からは、県営事業として行なわれることになった。

このようにして、工事は進められ、できあがった林道施設は県より



図5-31 林道経ヶ岳線概要図



図5-32 林道経ヶ岳→国道361号線全線舗装完成開通

無償譲渡され、村によって管理運営が行なわれた。こうして途中、三四年から一一年間ほど中断されていたが四五年から再開され五一年一月、全線が開通をした。開通までは二七か年の長い歳月を要しており、総費用額は三億一〇四万円の多額にのぼり、その費用負担は次のように行なわれた。

国庫補助 五〇% 一億五五五二万〇〇〇円
県費補助 二〇% 六二二〇万八〇〇〇円

地元負担 三〇% {伊那市(三分二) 六二二〇万八〇〇〇円
南箕輪村(三分一) 三一一〇万四〇〇〇円}

この林道経ヶ岳線の開通によって北沢山村有林五〇〇haが日の目を見るようになり、森林資源の効率的運用が可能になった。さらに、伊那と木曽を結ぶ林道として地域社会の発展に貢献することになったが、五七年七月には国道三六一号線の一部として国道に編入、建設省の管轄する道路となり、五九年には全線が舗装され、伊那谷と木曽谷を結ぶ重要な道路となった。

第八節 昭和における平地林の開墾・開発

一 西天竜完成による開田

入会秣野の分割後は、大部分が平地林として生まれ変わったことは既に見てきたが、昭和になって再び大きな変化を遂げた。その最初の大きな変化が西天竜地区の開田である。

議案第三六号

村有林伐採並びニ土地開墾ニ関スル件

左記ノ土地立木ヲ伐採シ開墾スルモノトス。

一、南箕輪村宇大芝原式千三百五拾八番イ号ノ内別紙（略）ノ土地

理由 西天竜耕地整組地区ニ付キ伐採開墾セントスルモノナリ

昭和二年十二月廿一日提出 廿二日決議

上伊那郡南箕輪村長 日戸伝章

（役場文書）



図5-33 開墾の碑（大泉耕地整理記念碑）

このようにして、大芝原のうち西天竜水路下、春日道までの全部一三町四反余が開墾されて水田となり、多くの農民の小作地となった。また、西天竜耕地整理組合地域に入った左の部落共有林も開田された。

北原 一六二・二・二三	原野	四町九反三畝四歩	久保共有
猪子芝一四八五・一・ロ	原野・山林	一町九反三畝二二歩	南殿共有
前宮原六八四・一・一・二	原野	一九町二反九畝	田畑共有
前宮原七九一・八	原野	一四町七反一畝二九歩	神子柴共有
鳥居原八三〇・三・ノイ	原野	一七町歩	神子柴共有
中ノ原八三〇・六・ノ二	原野	一二町一反四畝二八歩	神子柴共有

このほかにも、中野原・三本木原等に開田された所が多く西天竜の美田に生まれ変わり、郡下における主要米作地帯へと発展をしたのである。

さらに、西天竜開田に伴い今まで広がった桑園や作畑が極端に減少し、稲作単作地帯の性格を持つに至った。そこで農業の多角経営化を進めるため、大泉区は昭和四年知事の認可を得て大泉区北の北原の林野六町歩の耕地整理開墾事業に着工、昭和九年にはさらにこれを拡張して一六町五反余として開墾と耕地整理を行なった。

昭和一〇年十一月この完成を記念して「開墾碑」が同地区に建てられている。また、同様に桑園や作畑を補うため、上ヶ溝原四町四反余（田畑区割り受け地）の林地が伐採開墾されて畑となっている。ほかにこのような開墾があったと思われるが、さらに、昭和一一年北殿原にあった飯田宮林畧苗圃移転先として大芝原の苗圃地が選ばれて五町歩が開墾され、翌年その拡張のため、さらに隣接地六町歩が追加開墾されて、苗圃として使用されるようになった。

二 戦時体制下の開墾

昭和恐慌の末期から、日本はしだいに満州事変、支那事変と戦時体制にのめり込んでいくようになったが、戦時体制下の食糧増産の要請に基づいて、部落有林、村有林等の伐採開墾が進められた。

△長野県指令一三林第一六一九号

上伊那郡南箕輪村久保

昭和十二年七月三日甲第七九五号稟請左記土地処分ノ件許可ス

昭和十三年三月廿一日 長野県知事 大村清一

記

上伊那郡南箕輪村字北原一六三三番

一、原野 地積七町貳反六畝貳拾九歩

右一筆開墾

△議案第六号

農産資源開発用開墾事業施行ニ関スル件

村有林大芝苗圃西側続キ地ヲ昭和十五年度ニ於テ貳町貳反ヲ開墾スルモノトス。

昭和拾六年一月十四日提出 同日決議

南箕輪村長 倉田友幸

理由 昭和十五年度農産資源開発開墾助成事業トシテ助成金ヲ県ニ申請シ開墾スルモノナリ。

(役場文書)

この事業は翌二月二一日認可の通知を受け、大芝農産資源開発開墾事業として助成金を受け開墾している。

国は昭和一六年に農地開発法を公布して農地開拓営団を設立し、さらに、一八年には食糧増産対策を定めて農地の開発を進めている。これに基づいて県は昭和二〇年八月に開拓増産隊を結成し、一三の開拓増産隊を県下に分遣して開拓を進めた。そのうちの一隊が本村の南原・大芝原を開墾している。別に農兵隊が三本木原、北原等に入り、伐採開墾を進めており、戦時体制下の末期には平地林のかなりの部分が開墾され畑として、食糧増産の一翼を担ったのである。

この戦時下から終戦後にかけて、上伊那農業学校および長野農林専門学校に対し広大な山林・原野が譲渡されている。(第四節行政参照)

三 戦後の入植開拓と部落有財産の処分

戦時中からの食糧不足による社会不安は敗戦による社会の混乱によって一層強められ、海外からの引き揚げ者、工場破壊や経済の混乱による離職者が巷に溢れ、社会不安はますます激しくなっていた。

昭和二〇年十一月、政府は敗戦によって生じた多数の生業を失った人に安住の地を与え、食糧不足の解消、食糧自給体制の強化を目指して緊急開拓事業実施要領を策定し、全国的な規模で入植開拓を進めることになった。

本村内には多くの平地の山林原野があり、この国の開拓政策に基づく開拓適地と指定されたところが多く、中野原から上ゲ溝原へかけての広大な山林原野の南原地区と西原地区に集団入植があり、大芝原地区にも集団入植が行なわれて、それぞれ開拓婦納組合として開拓が進められた。また、北原地区にも十数戸が入植して開拓をした。(入植開拓についての細部は第七章第二節入植による開拓の項参照)

このように入植によって、北原・大芝原・中野原・上ゲ溝原等の山林原野の多くが開拓されることになったが、この開拓は農地改革と関連して行なわれ、入植者だけでなく、周辺既存農家への増反分も同時に開拓が行なわれたのであって、その増反分を見ると大芝原では一戸一反一畝ずつ二七三戸の農家に、中野原・上ゲ溝原では一戸四反一畝ずつ三〇七戸の農家に、北原では一戸一反五畝ずつ八六戸の農家に売り渡されて開墾されたのである。

このようにして、終戦後の開拓によって、北原・大芝原・三本木原の一部を除き他のほとんどの平地林が耕地として生まれ変わり、新た

なる農業への大切な基盤となったのである。この開拓によって耕地となったのは、村有地のみでなく部落共有地や私有地も買収の対象となっているが、南箕輪村の未墾地（上ヶ溝原・中野原・大芝原・北原）での開放面積は三〇八町五反余に達している。

各部落の保有していた部落有山林原野等は、政令第一五号により、部落有としての保有は許されなくなり、昭和二十二年六月各区一斉に処分された。

議案第二五号

部落有財産処分の件

政令第十五号に依り別紙の通り部落有財産を処分するものとする。

昭和二十二年六月三十日提出 同日決議

上伊那郡南箕輪村長 清水国人

（役場文書）

これは部落有財産処分についての村会の議案であるが、この別紙には、各部落において総会を持ち、部落有土地処分についての議事録、各部落共有地の場所と面積、地目などと、その各個人への分割処分の内容が記されている。これによって特殊のものを除き部落有土地はほとんど個人有に分割されたのである。